

**土地改良区体制強化事業
統合整備推進研修（会計研修）
質疑応答集成**

テーマ別編集版

全国土地改良事業団体連合会

令和8年3月

土地改良区体制強化事業統合整備推進研修(会計研修) 質疑応答集について

土地改良区体制強化事業統合整備推進研修(会計研修)は、令和4年度から令和6年度まで、47都道府県において全国水土里ネットが主催してきました。

研修、テキスト等に関し土地改良区からの質問が都道府県水土里ネットを通じて寄せられ、回答については既に都道府県水土里ネットにお返しした他、全国の質疑を通覧できる全国版を各年度作成し、配布をしてきました。

本資料は、これまで作成した令和4年度、5年度、6年度の3カ年分を、テーマ別に再編したものです。編集に当たって若干の加筆修正もいたしました。

なお、掲載されている方法以外にも対応方法が考えられる場合がありますことをご承知おき下さい。

全国土地改良事業団体連合会

目 次

【1. 財務諸表等の作成手続き】

テーマ①：収支予算書、収支決算書

01-01	翌年度以降に収入した補助金の取扱い	
01-02	資金収支整理期間の設定	
01-03	資金収支整理期間の設定	P.1
01-04	規約等に出納整理期間の記載がある場合	
01-05	予算額以上の支出	
01-06	収支予算書の債務負担額	
01-07	予備費のルール	
01-08	内部取引を除いた収支決算書の作成	P.2
01-09	土地改良区の収支の要素	
01-10	工事完了が伸びた場合の決算	
01-11	最終予算額は何を記載すべきか	
01-12	予備費の基準額	
01-13	適正化事業交付金受領時の処理	
01-14	公益法人会計と土地改良区の収支決算書	P.3
01-15	当初予算額と決算額の相違	
01-16	貸借対照表と収支決算書の整合	
01-17	予算の流用と予備費の充用の優先順位	
01-18	次年度繰越金を支出科目に設定すべきか	
01-19	次年度繰越金を支出科目に設定すべきか	
01-20	次年度繰越金の各帳簿への記載	P.4
01-21	次年度繰越金と前年度繰越金の整合	
01-22	予算化されていない退職金支出の対処方法	
01-23	予算を超過した場合の手続き	
01-24	予算作成は誰がすべきか	P.5
01-25	次年度繰越金と運営資金の関係	

テーマ②：次年度繰越金

02-01	次年度繰越金の設定	
02-02	次年度繰越金の予算超過	
02-03	次年度繰越金の予算超過	
02-04	次年度繰越金の予算超過	P.6
02-05	次年度繰越金を設定していない場合	
02-06	次年度繰越金は必須か	
02-07	運転資金としての現金預金と次年度繰越金	
02-08	次年度繰越金の仕訳	
02-09	次年度繰越金の仕訳	P.7
02-10	次年度繰越金と予備費の使い分け	

目 次

02-11	次年度繰越金の設定	
02-12	次年度繰越金の予算未計上	P.7
02-13	次年度繰越金を予算計上しないことは可能か	
02-14	次年度繰越金を設定していない場合	
02-15	次年度繰越金と予備費の度合い	
02-16	次年度繰越金の予算計上	P.8
02-17	予備費、次年度繰越金の額の基準	
02-18	次年度繰越金と財政調整積立金	
02-19	特定資産を取り崩した場合の次年度繰越金の処理	
02-20	特定資産を取り崩した場合の次年度繰越金の計上	
02-21	次年度繰越金の予算計上	P.9
02-22	次年度繰越金の使途	
テーマ③： 命令書		
03-01	収支計算外出納は振替命令書で対応可能か	
03-02	支出命令書と振替命令書	
03-03	請求の翌年度に支出する支出命令書	P.10
03-04	振替命令書の作成	
03-05	現金を引き出して支払いする際の命令書	
03-06	給与支払い時の命令書	
03-07	源泉所得税を通帳に戻さず保管する場合の命令書	P.11
03-08	複数年度において造成された施設の譲与に係る命令書	
03-09	支出命令書と振替命令書の使途	
テーマ④： 勘定科目		
04-01	適正化事業の勘定科目	
04-02	収支予算書科目体系の変更方法	P.12
04-03	長期契約の保険料の勘定科目	
04-04	県営農地整備事業分担金の勘定科目	
04-05	勘定科目の配列	
04-06	前払金と建設仮勘定	
04-07	建設仮勘定を使用するケース	P.13
04-08	会計基準に掲載のない勘定科目	
04-09	都道府県営事業分担金の取引き	
04-10	会計基準に掲載のない勘定科目	
04-11	勘定科目の設定	
04-12	規約で定めていない山林の勘定科目	P.14
04-13	現行の勘定科目の継続使用	
04-14	土地改良区営事業に係る収支科目の選択	
04-15	適正化事業での資本的支出に係る勘定科目	

目 次

04-16	県営事業分担金支払時の使用科目	
04-17	勘定科目の追加の許容	
04-18	指定正味財産から一般正味財産への振替のための科目設定	P.15
04-19	維持管理作業に係る賃金の支出科目	
04-20	短期と長期の振替は必要か	
04-21	未収賦課金の短期と長期の区分	
04-22	翌年度償還予定の長期借入金の短期への振替処理	P.16
04-23	畑地化促進事業協力金の科目追加	
04-24	土地改良施設建設仮勘定を用いる場合	
テーマ⑤：仕訳、総勘定元帳等		
05-01	前年度繰越金の仕訳	
05-02	備品盗難時の処理	P.17
05-03	仕訳帳、総勘定元帳の作成は必要か	
05-04	事務所設備を更新する際の会計処理	
05-05	土地改良区会計について	
05-06	日々の会計処理の確認方法	P.18
05-07	会計主要簿の出力	
05-08	総勘定元帳に記載する「諸口」	
05-09	基本財産積立金の一時運用の仕訳	
05-10	基盤整備事業での施設の改修	P.19
05-11	施設修繕のための県営事業分担金の処理	
05-12	県営事業分担金の支払い処理	
05-13	県営事業分担金の処理方法	
05-14	換地業務の処理	
05-15	換地清算金の処理	P.20
05-16	適正化事業の会計処理	
05-17	適正化事業に係る仕訳	
05-18	土地改良区負担がない施設の取得に係る仕訳	
05-19	発生主義の考え方	P.21
05-20	給与等の発生日の考え方	
05-21	ポイントを使用して物品を購入した場合の処理	
05-22	労働保険の仕訳	
05-23	給与等に係る預り金の処理	P.22
05-24	保証金の処理方法	
05-25	適正化事業の交付金交付時の仕訳	
05-26	指定正味財産から一般正味財産への振替	
05-27	来客用お茶代の仕訳	P.23
05-28	積立型保険の処理	

目 次

05-29	固定資産の取得を費用処理していた場合の修正方法	P.24
テーマ⑥：指定正味財産		
06-01	指定正味財産の振替と減価償却	
06-02	指定正味財産の振替と減価償却	
06-03	減価償却費を指定と一般に区分できるか	P.25
06-04	減価償却と指定から一般への振替のタイミング	
06-05	指定正味財産の振替と減価償却	
06-06	指定正味財産から一般正味財産への振替時の勘定科目	
06-07	指定正味財産の区分けは必要か	P.26
06-08	指定正味財産がない場合でも貸借対照表への表示は必要か	
06-09	所有土地改良施設受贈益は経常収入か	
06-10	指定正味財産から一般正味財産への振替は必要か	P.27
06-11	所有土地改良施設受贈益の（指定）と（一般）の違い	
テーマ⑦：賦課金		
07-01	予算編成時と振替命令時の際の賦課金額の相違	
07-02	賦課金の賦課に係る振替命令書の起票	
07-03	正味財産増減計算書と収支決算書の賦課金計上額	P.28
07-04	未収賦課金の長期振替	
07-05	賦課金を当日金融機関に入金できない場合	
07-06	賦課金賦課時に振替命令書を起票しない場合	
07-07	賦課調定時に未収賦課金を計上しないことは可能か	P.29
07-08	賦課金の過誤納	
07-09	賦課金を誤って賦課した場合	
07-10	賦課金の過誤納	P.30
07-11	時効の未収賦課金の処理	
07-12	少額でも不納欠損引当金を計上するのか	
07-13	不納欠損引当金の計上	
07-14	長期未収賦課金の不納欠損処理	
07-15	時効を迎えた長期未収賦課金に回収見込みがある場合	P.31
07-16	時効が成立した未収賦課金の説明	
07-17	不納欠損引当金の承認	
07-18	賦課金の徴収期間の延長	
07-19	時効によって消滅した債権の処理	P.32
07-20	未収賦課金の件数の数え方	
07-21	未収賦課金の管理方法	
テーマ⑧：不納欠損		
08-01	不納欠損の基準	P.33
08-02	不納欠損引当金繰入のタイミング	

目 次

08-03	不納欠損引当金繰入のタイミング	P.33
テーマ⑨：積立金、引当金		
09-01	職員退職給付引当金の基準	
09-02	積立資産の受取利息の取扱い	
09-03	職員退職給付引当積立資産が引当金より多い場合	P.34
09-04	職員退職給付引当積立資産の会計間統合	
09-05	引当金に対応する積立金の積立	
09-06	積立金規程の必要性	
09-07	退職給付会計とは何か	
09-08	職員退職給付引当金の計上基準	
09-09	引当金と積立金の関係	P.35
09-10	職員退職給付引当積立資産の年度当初の積立	
09-11	期中において積立資産が引当金を上回る場合	
09-12	職員退職給付引当積立資産の適正な積立基準	
09-13	職員退職給付引当金の原則法と簡便法	P.36
09-14	職員退職給付引当金等の規程の整備	
09-15	職員退職給付引当金の計上基準	
09-16	積立資産と引当金の差	P.37
09-17	退職給付引当積立資産の取崩し	
テーマ⑩：固定資産（土地改良施設等）		
10-01	土地改良施設の除却	
10-02	固定資産の耐用年数の設定	
10-03	古い施設の取得価額の見積り	P.38
10-04	土地改良区の受益地の確認方法	
10-05	土地改良施設の耐用年数	
10-06	土地改良事業分担金と前払金	
10-07	県営事業で造成した土地改良施設の譲与	P.39
10-08	団体営事業（町営）による譲与財産	
10-09	過年度に分担金支出をした土地改良施設の譲与	
10-10	譲与施設を指定正味財産に計上していない場合	P.40
10-11	譲与資産の調査は必要か	
10-12	整備中の固定資産の評価	
10-13	過年度に分担金支出をした土地改良施設の譲与	P.41
10-14	土地改良施設の譲与前に支払う分担金	
10-15	土地改良区の財産の払下げ処理	
10-16	土地改良施設の譲与と管理受託の処理の違い	P.42
10-17	分担金支出後に土地改良施設の管理受託をした場合の処理	
10-18	土地改良施設の払い下げ	P.43

目 次

10-19	施設修繕による固定資産の評価	
10-20	土地改良施設の管理受託	
10-21	土地改良区負担がない管理受託施設	P.43
10-22	固定資産の期中売却による減価償却	
10-23	ストマネ事業による施設の更新	
10-24	災害復旧事業により施設更新した場合の土地改良施設台帳への記載方法	
10-25	災害復旧事業での施設の引渡し時の土地改良施設台帳への記載方法	P.44
10-26	適正化事業の支出属性	
10-27	土地改良施設の譲与に関する処理	
10-28	適正化事業での施設機能増加	
10-29	維持管理計画書に記載されていない施設の譲与	
10-30	土地改良施設を譲与されるまでの取扱い	P.45
10-31	農地整備事業に伴い地区編入した施設	
10-32	地元負担なしで造成された水路等の台帳管理	
10-33	土地改良施設用地等とは何か	
10-34	事務所建替え時の付属品の資産計上	
10-35	土地改良区が造成した施設の決算に係る振替処理	P.46
10-36	所有倉庫と隣接地倉庫の交換	
10-37	施設譲与時に設定した勘定科目の変更	
10-38	維持管理施設更新のための積立	P.47
10-39	ICTモデル事業での施設譲与に係る処理	
10-40	土地改良区から土地改良区への施設譲与	
10-41	土地改良施設の取得価額が不明な場合の台帳への記載	
10-42	資本的支出と修繕費の判定方法	P.48
10-43	補助金等で取得した固定資産の会計処理	
テーマ⑩：決算整理		
11-01	精算表の表示組み替え欄	
11-02	固定資産の減価償却は施設毎に起票するのか	
11-03	減価償却の仕訳はテキストどおりにするべきか	
11-04	減価償却費の表示は合計額でよいか	P.49
11-05	繰延措置を行わないことは許容されるか	
11-06	支払保険料の繰延べ	
11-07	費用の繰延べ、見越しは必要か	
11-08	費用の繰延べは必須か	
11-09	繰延処理後の再振替仕訳	
11-10	再振替仕訳例	P.50
11-11	費用の繰延べは省略可能か	
11-12	繰延措置を行うことは必須か	

目 次

11-13	年間保険料が毎年異なる場合の繰延措置	
11-14	繰延処理の対象	
11-15	振込手数料の未払金計上は必要か	P.51
11-16	継続使用する消耗什器備品費の支払い年度	
11-17	長期借入金の上償還	
11-18	雇用保険料等の決算処理	
11-19	労働保険料の確定額計上年度	
11-20	長期未払金から短期未払金への振替時期	P.52
11-21	長期から短期への振替	
11-22	適正化事業拠出金の長期未払金から短期未払金への振替	
11-23	有価証券の期末評価	
11-24	経過勘定の処理	
11-25	特別会計を設けた場合の内部取引消去	P.53
11-26	内部取引消去後の財務諸表等のシステム表示	
11-27	決算整理に係る保険料の繰延処理	
11-28	保険料の繰延処理は行うべきか	
11-29	年度末の処理	
11-30	年度初めの処理	P.54
11-31	期中会計と決算事務処理の区分	
11-32	支払保険料の繰り延べを行わない場合	
11-33	翌年度支出に対応する収入の処理	
11-34	借入金利息の見越し	P.55
テーマ⑫：財務諸表等		
12-01	財務諸表とは	
12-02	貸借対照表とは	
12-03	一般正味財産とその内書きが一致しない理由	P.56
12-04	期末における未収金等の計上	
12-05	期末における未収金等の計上	
12-06	賃貸事務所は固定資産の対象か	
12-07	貸借対照表の正味財産の内訳	
12-08	譲与された施設等の特定資産への計上	P.57
12-09	精算表、合計残高試算表は必要か	
12-10	財務3表の繋がり	
12-11	開始貸借対照表の前年度欄及び増減欄の記載	
12-12	財務諸表等の確認ポイント	
12-13	年度内に費消する補助金の取扱い	P.58
12-14	会計処理上の注意点	
12-15	帳票の出力年度	

目 次

12-16	単式簿記の要素は必要か	P.58
12-17	正味財産増減計算書と収支決算書の科目	
12-18	適正化事業の賦課金と事務費賦課金の処理	
12-19	預り金は内容ごとに区分すべきか	P.59
12-20	会計システムを利用した処理	
12-21	正味財産増減計算書と収支決算書の関係	
12-22	作成が必須の諸表	
12-23	仕訳帳と総勘定元帳の綴り方	
12-24	現金預金残高検証表	P.60
12-25	総勘定元帳の元丁	
12-26	財務諸表等	
12-27	精算表の作成方法	P.61
12-28	内部取引消去を行う理由	
テーマ⑬：財務諸表に対する注記、収支決算書に対する注記		
13-01	財務諸表に対する注記に該当がない場合の表示方法	
13-02	収支決算書に対する注記の資金の範囲	P.62
13-03	収支決算書に対する注記の資金の範囲	
13-04	財務諸表に対する注記の内容の追加削除	
13-05	財務諸表に対する注記に記載する長期借入金	
13-06	様式で示されている財務諸表に対する注記の内容は全て記載するのか	
13-07	財務諸表に対する注記の記載事項	
13-08	財務諸表に対する注記の記載事項	P.63
13-09	財務諸表に対する注記の記載方法	
13-10	収支決算書に対する注記の記載方法	
13-11	財務諸表に対する注記の記載方法	
13-12	財務諸表に対する注記の記載方法	P.64
13-13	収支決算書に対する注記の記載方法	
13-14	予算額と決算額の差異	
13-15	貸借対照表の未収賦課金等と注記の未収賦課金等の一致	
13-16	財務諸表に対する注記の関連当事者	P.65
13-17	債権の重要性がある場合とは	
13-18	該当事項がない注記の項目	
13-19	財務諸表に対する注記	P.66
13-20	次年度繰越金と預金残高の整合	
テーマ⑭：資金収支整理期間		
14-01	資金収支整理期間の設置は必須か	
14-02	資金収支整理期間の明示	P.67
14-03	一時借入金の償還期限	

目 次

14-04	資金収支整理期間の処理と新年度の処理	P.67
14-05	収支決算書の資金の範囲の変更	
テーマ⑮：収支計算外出納		
15-01	短期借入金の収支計算外出納処理	
15-02	収入命令書に記載する勘定科目	
15-03	収支計算外出納の基準	P.68
15-04	収支計算外出納の取扱い	
15-05	換地清算金の処理は収支外にできるか	
テーマ⑯：消費税		
16-01	土地改良区はインボイス発行事業者に該当するか	
16-02	発電事業を行う場合はインボイス発行事業者に該当するか	
16-03	インボイスの申請	P.69
16-04	消費税の計上年度	
16-05	インボイス制度の導入	
16-06	複式簿記移行による消費税納税期限の変更	
16-07	消費税の計算ベースとなる期日	P.70
16-08	インボイス制度導入後の注意点	
16-09	各種賦課金の消費税区分	
16-10	インボイス制度への対応	
16-11	インボイス制度への対応	P.71
16-12	適格請求書（インボイス）の保存	
16-13	消費税の納税義務者となる基準	
テーマ⑰：特別会計		
17-01	特別会計を有する場合の財務諸表に対する注記及び収支決算書に対する注記	
17-02	発電事業会計について	P.72
17-03	小水力発電会計について	
17-04	消費税の納税義務者となる判断	
テーマ⑱：総代会等での説明		
18-01	総代会で説明する財務諸表等	
18-02	理事会等での決算報告のポイント	
18-03	附記欄の文字について	P.73
18-04	理事会等での決算報告方法	
18-05	令和4年度の議案書作成	
18-06	決算の見方の資料	
18-07	資産の増減についての総代会への議案提出	
18-08	補正予算の在り方	P.74
18-09	財務諸表に対する注記等の説明	
18-10	監査してもらうべき資料	

目 次

	18-11 総代会等での財務諸表の説明ポイント	
	18-12 総代会等での財務諸表の説明のポイント	P.75
	18-13 外部監査に伴う費用	
	18-14 決算報告において収支決算書の承認は省略可能か	
	18-15 理事会での報告資料	
	18-16 総代会で財務分析結果を説明すべきか	P.76
	18-17 理事会での会計主任の報告	
	18-18 決算関係書類の説明ポイント	
	18-19 監査簿の記載は自筆のみか	
	18-20 決算報告の範囲	P.77
テーマ⑱：その他		
	19-01 会計システム上に補正予算が入力できない場合	
	19-02 金融機関の選択	
	19-03 土地改良区の地区から除外される農地	
	19-04 機能保全計画策定事業導入の相談先	P.78
	19-05 期末日が休日の場合の会計処理	
	19-06 各種帳簿の保存方法	
	19-07 借地権、地上権について	
	19-08 用水管理費負担金の計上について	
	19-09 賦課金根拠の農地は資産とすべきか	
	19-10 土地改良区が県土連に維持管理計画書の作成を依頼した場合	P.79
	19-11 会計原則について	
	19-12 財務諸表等作成要領の改訂箇所	
	19-13 電子帳簿保存法への対応	
	19-14 電子帳簿保存法の対象	
	19-15 電子帳簿保存法への対応	
	19-16 不整合となるミス	P.80
	19-17 実務上のコツ	
	19-18 規約、会計細則、その他規程等作成上の注意点	
	19-19 土地改良施設台帳の様式	
【2. 会計処理事例紹介】（R5～R6 土地改良区会計処理事例集）		
テーマ①：賦課金		
	01-01 口座引き落としにしている賦課金の受領日	
	01-02 前受けした賦課金を収支外にできるか	
	01-03 相続放棄に対する賦課金の請求	P.81
	01-04 相続放棄農地に係る賦課金の徴収	
	01-05 組合員の所在不明等により賦課金を徴収しないことは可能か	
	01-06 賦課金の返金処理	

目 次

01-07	賦課金の二重計上に係る返金処理	
01-08	誤納賦課金の会計処理	
01-09	賦課金の還付処理の科目	P.82
01-10	使途不明金（賦課金）の入金	
01-11	使途不明金（賦課金）の入金	
01-12	賦課金の入金と関係書類の引き継ぎ	
01-13	賦課金受領日に金融機関へ入金できない場合の処理	P.83
01-14	未収賦課金と長期未収賦課金の取り扱い	
01-15	賦課金の前受	
01-16	資金収支整理期間に収納した賦課金の取り扱い	
01-17	過年度賦課金の範囲	
01-18	賦課金水準の妥当性	P.84
01-19	時効の完成猶予	
01-20	賦課金の消滅時効について	
01-21	時効承認時の納付誓約は書面で行うべきか	
01-22	時効の中断	
01-23	未収賦課金の一部納付による時効の更新	
01-24	時効の更新	P.85
01-25	賦課金の時効年数	
01-26	小口現金の扱い	
01-27	小口現金の扱い	
テーマ②：不納欠損、不納欠損引当金		
02-01	賦課金の不納欠損処理	
02-02	不納欠損引当金の計上決定機関	
02-03	不納欠損引当金の計上決定機関	P.86
02-04	未収賦課金が少額でも不納欠損引当金を計上すべきか	
02-05	不納欠損計上について	
02-06	不納欠損引当金の備忘価額	
02-07	不納欠損引当金の備忘価額	P.87
02-08	不納欠損引当金の備忘価額	
02-09	不納欠損引当金の備忘価額	
02-10	不納欠損引当金を計上しない場合	
02-11	不納欠損引当金の計上タイミング	P.88
02-12	不納欠損引当金の計上タイミング	
テーマ③：督促手数料		
03-01	督促手数料は未収計上すべきか	
03-02	督促手数料の税区分	P.89
03-03	督促手数料の未収計上は土地改良区で判断できるか	

目 次

03-04	督促手数料の消費税率	P.89
テーマ④：適正化事業		
04-01	適正化事業の補修で使用する科目	
04-02	修繕費と固定資産取得支出	
04-03	適正化事業で資産増加となる場合	P.90
04-04	適正化事業に該当する処理	
04-05	適正化事業の処理	
テーマ⑤：転用決済金		
05-01	転用決済金の内訳	
05-02	転用決済金の中に未収賦課金を含めるか否か	P.91
05-03	転用決済金を資金収支整理期間に積み立てる場合の処理	
05-04	転用決済金収入と積立支出の関係	
05-05	転用決済金と未収賦課金をまとめるべきか	
05-06	決済金の算出方法	P.92
05-07	決済金の負担	
05-08	転用決済金の使途	
テーマ⑥：固定資産		
06-01	現有車両を帳簿から落とす仕訳	
06-02	車両購入時の税金等の処理	
06-03	土地を売却する場合の処理	P.93
06-04	施設用地の公正な評価額	
テーマ⑦：積立資産		
07-01	積立金の一時借用金の期中戻し入れ	
07-02	積立金一時借用時の期末日時点での帳簿と通帳残高の不一致	P.94
07-03	積立金一時借用時の期末日時点での帳簿と通帳残高の不一致	
07-04	積立金の一時借用をして資金収支整理期間に戻す場合の処理	P.95
07-05	積立金の一時借用をして資金収支整理期間に戻す場合の処理	
07-06	予算不足で特定資産積立金を取崩す場合の処理	
07-07	施設更新積立の必要性	
07-08	施設更新積立計画の考え方	
07-09	施設更新積立計画の方法	P.96
07-10	施設更新積立の根拠	
07-11	土地改良施設台帳の記入方法	
テーマ⑧：その他		
08-01	指定正味財産の要素	
08-02	はがきは貯蔵品計上すべきか	
08-03	切手等は貯蔵品とすべきか	P.97
08-04	農林年金特例業務負担金処理で使用する科目	

目 次

08-05	農林年金特例業務負担金の振替処理	
08-06	県営ストマネ事業分担金の処理	P.97
08-07	ネットバンクを活用した場合の会計処理	
08-08	会計細則に定めがない処理	
08-09	予備費の充用方法	
08-10	予備費の充用	P.98
08-11	資金収支整理期間	
08-12	一括償還について	
08-13	車をリースする場合の処理	
08-14	届出印の取扱い	
08-15	普通預金利息の処理方法	P.99
08-16	給与振込をする場合の処理	
08-17	インボイス登録について	
08-18	電子化について	
08-19	国庫返納対象となる収入	P.100
08-20	固定買取価格の動き	
【3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法】		
テーマ①：財務分析指標		
01-01	「新たな財務分析指標案の視点」の参考値	
01-02	貸借対照表分析の流動資産比率について	
01-03	運営資金の必要最低額の考え方は発電会計も同様か	P.101
01-04	土地改良区基準での財務分析指標	
01-05	補助金交付を前提とした財務分析指標等	
01-06	不納欠損引当金の指標等	
01-07	施設更新積立資産保有度率の適正值	
01-08	各指標の具体的な数値	P.102
01-09	財務分析から算出される基準	
01-10	目安となる指標数値	
01-11	目安となる指標数値	
01-12	土地改良区に特に必要な指標	
01-13	財務分析とその結果に応じた対策	
01-14	維持管理費の支出	
01-15	維持管理費の支出財源	P.103
01-16	減価償却費を除外した分析	
01-17	減価償却費が多額になる場合の分析	
01-18	不納欠損比率の目安	
01-19	財務分析を行う際の参考値	P.104
01-20	負債がない場合の指標	

目 次

01-21	指標に用いる項目	
01-22	人件費と維持管理費に該当する項目	P.104
01-23	流動比率を上げる方法	
テーマ②：土地改良施設更新積立		
02-01	賦課金支払者について	
02-02	施設更新積立金の考え方	
02-03	土地改良施設更新積立金と減価償却	P.105
02-04	土地改良施設更新積立金の不足分	
02-05	土地改良施設更新のための積立例	
02-06	発電会計から繰出した維持管理費の使用先	
02-07	施設更新積立金の目安	
02-08	施設更新積立の考え方	
02-09	土地改良区負担のない管理受託施設の更新計画	P.106
02-10	更新積立資金の財源の捻出	
02-11	施設更新積立資産保有比率と実際の再建設費との乖離	
02-12	施設更新積立資産へ資金移動すべきか	
テーマ③：その他		
03-01	参考値対象地区数	
03-02	参考値調査について	
03-03	単式簿記を継続する場合の財務分析	P.107
03-04	土地改良区が財務分析を行う意味	
03-05	監査での財務分析の必要性	
03-06	特別会計を設定している場合の財務分析	
03-07	単式簿記での財務分析	
03-08	農地転用による転用決済金	P.108
03-09	ユニークな収入源	
03-10	土地改良施設更新積立時のインフレ率等の変動	
03-11	インフレを想定した土地改良施設更新積立の手順	P.109

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ①: 収支予算書、収支決算書				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	宮城県	<p>【翌年度以降に収入した補助金の取扱い】 翌年度以降に収入した補助金の取扱い 収支決算書の補助金収入、注記に記載すれば収入 済として計上して良いのか。その場合未収補助金は入 済にするが、未収賦課金は収入済しない理由がわ からない。未収賦課金を振り替えた場合、決算書へも 賦課金収入を調定額にし未収金の考えを統一するべ きか。</p>	<p>本テキストでは収支決算書に対する注記の「資金の範 囲」で資金収支整理期間(5/31まで)を設けて処理を していることを明示しているため、5/31までに補助金の 収入があれば収支決算書の補助金収入として計上し ます。 一方、期末日(3/31)時点で貸借対照表に計上した未 収補助金は入金があった時点で未収補助金を消す仕 訳を起こしますので、この処理は翌年度の貸借対照表 に反映されることになります。 未収賦課金においても、収支決算書の作成は未収補 助金の処理と同様です。調定見込額が本年度予算額 となり、5/31までに納付された賦課金が決算額として 反映されます。 貸借対照表においては、4/1に未収賦課金等を長期 未収賦課金等に振り替え、その後納付があれば長期 未収賦課金等を消す仕訳を起こします。なお、6/1以 降に納付があった場合、その反映は納付があった年 度の収支決算書に過年度収入として計上することにな ります。</p>	R4年度
2	埼玉県	<p>【資金収支整理期間の設定】 資金収支整理期間を採用する場合、会計細則や定 款・規約を変更する必要がありますか？注記のみで大 丈夫ですか？</p>	<p>資金収支整理期間は年度内に属する資金を整理する 期間として任意に設定するものなので、収支決算書に 対する注記のみに記載することでよく、定款・規約、会 計細則での規定まで求められるものではありません。</p>	R4年度
3	長野県	<p>【資金収支整理期間の設定】 資金収支整理期間を設けることについて、5/31 まで 期間を設けた方が収入 100%になる可能性があるの で、やり易い(わかりやすい)。3/31 で縮めてしまうと、 未収金が増えて面倒になるとのご説明があったと思 います。資金収支整理期間は、いずれ設けられなくな るということでしょうか。また、以前までのテキストで資金 収支整理期間を設けた方がよいとするような記載と、 複式では本来は認められえないという記載が混在して いるように思いますが、土地改良区の複式簿記ではど ちらでもよいということでしょうか。</p>	<p>資金収支整理期間についてはその設定が認められて いますので、その期間を土地改良区で決めていただ いてかまいません。 複式簿記を開始するにあたり、収支決算書においても 発生主義での考え方を取り入れるならば資金収支整 理期間は設定せず、資金の範囲を流動資産及び流動 負債の中から選択することになりますが、前述したよう に収支決算書では資金収支整理期間の設定が認めら れています。この場合は複式簿記開始後であっても、 収支決算書においては単式簿記を行って作成してい たときと同じ考え方をしてよいものとされています。</p>	R4年度
4	神奈川県	<p>【規約等に出納整理期間の記載がある場合】 規約等に出納閉鎖期間が記載されている場合には、 削除が必要でしょうか。</p>	<p>複式簿記会計においては「出納整理期間」はありませ んから、規約の関係規定も削除することになります。一 方、収支決算書においては予算と決算を比較するた め、これまでの出納整理期間と同じ期間の収入・支出 を計上することを認め(資金収支整理期間)、そのこと を収支決算書に対する注記において記載することとし ています。</p>	R4年度
5	新潟県	<p>【予算額以上の支出】 予算以上に支出しても問題ないか？</p>	<p>土地改良区は総(代)会で承認を受けた予算に基づい て会計処理を行いますので、支出に関しては予算以 上の支出はできず、支出する場合は規約違反になり ます。(収入に関しては、予算以上に収入することが認 められています) 予算以上の支出の発生が見込まれるときは、科目間 流用や予備費の充用によって支出すべき科目へ資金 の移動を行うことになります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ①：収支予算書、収支決算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	富山県	<p>【収支予算書の債務負担額】 収支予算書の債務負担額についてリース料の他にゼロ県単等の事業についても発生した場合記載する必要があるのか。また他にも記載する事例はあるのか。</p>	<p>次年度以降に土地改良区の負担を伴うものは、当該年度の収支予算の判断に当たっても有用な情報となりますので、可能な限り注記することが妥当と考えられます。何を記載すべきかは、負担の実態に即して判断することになります。</p>	R4年度
7	大分県	<p>【予備費のルール】 予備費の流用についてルールを教えてください。</p>	<p>予備費の充用は、補正予算の編成を待つまでもなく柔軟に対応する必要がある場合で、あらかじめ予備費として総(代)会の承認を得た額の範囲内で対応できるような場合に認められます。</p>	R4年度
8	千葉県	<p>【内部取引を除いた収支決算書の作成】 研修の際、内部取引を含んだ収支決算書では実質の収入、支出が見えないとありましたが、内部取引に関する予算を除いた収支決算書を別で作成しておくことは許容されるのでしょうか。 なお、本区の予算は単式簿記時では一般会計の他に特別会計、支区特別会計、特定会計と多くの会計が存在していましたが、複式簿記移行時の予算科目組替で全会計を一般会計に統合し、現在は特別会計を設定しておりません。但し、各旧会計予算をそのままの形で統合した為、旧会計毎に収支残高を把握出来るよう会計システムを構築し、従来行っていた会計間の繰入繰出は一般会計内での内部繰入繰出として行っております。(現在、予算構成を整理し旧会計を廃止する為の予算の見直しを進めております。)</p>	<p>土地改良区会計基準第5において、「収支決算書は、当該年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない」とされており、会計基準を踏まえた収支決算書の作成は必要ですが、土地改良区の経営実態を把握するという観点から、内部資料として、積立金の取崩等の内部取引を除いた正味の収支決算書を作成することは構いません。内部取引を除いた収支決算書を内部資料として作成し、決算剰余金の傾向や賦課金の引上げの検討材料としている土地改良区もあります。</p>	R5年度
9	愛知県	<p>【土地改良区の収支の要素】 P195の当年度の収支がマイナスになっていないか？とありますが、改良区は収入が賦課金だけで、マイナスにならないと思います。監事さんから、私が入社する前は毎年マイナスだったと言われ、それはなぜ？と質問があり困りました。プラスになることはあるのでしょうか？(収益があってもいいのか？)</p>	<p>御指摘の箇所は収支決算書に係るものですが、災害等の想定外の出来事により、災害復旧工事に係る支出が増えることや賦課金収入が一時的に減少し不足分に繰越金(現預金)を充てることなどにより単年度収支がマイナスになることもあります。 また、附帯事業収入や業務受託収入等が予算以上に入った場合、あるいは工事費等の支出が想定よりも少なく済んだような場合など単年度収支がプラスになることもあります。 土地改良区の場合、決算剰余金(プラス)が生じても組合員に分配することなく事業活動に費消するので、プラスになっても構いません。</p>	R5年度
10	愛知県	<p>【工事完了が伸びた場合の決算】 補償等で完了が伸びた場合は決算0でも良いのか。</p>	<p>予算計上をしていた工事等の完了日が翌年度になった場合、当該事業に対して全く支出しなければ収支決算書の決算額はゼロとなります。この場合翌年度の予算に計上することになりますが、総代会においてなぜ完了日が翌年度になったのかの説明は必要と考えます。</p>	R5年度
11	愛知県	<p>【最終予算額は何を記載すべきか】 予算額とは補正流用充用後の額となるのか。正確な最終予算額。</p>	<p>収支決算書に記載する予算額は、補正、流用、予備費充用後の最終予算額を記載します。(会計基準第51(3))</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ①: 収支予算書、収支決算書				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
12	三重県	<p>【予備費の基準額】 予備費充用額の比率の基準の理由と、基準を超えた場合の対応方法。</p>	<p>経済情勢や災害など支出に影響を与える事象はその時々によって規模が異なり、財政規模も年々変化していくものであることから、土地改良区会計では予備費の金額の上限は定められていませんが、令和2年3月に農水省土地改良企画課団体指導推進班より発出された「土地改良区会計に関するQ&A集の項目一覧(案)」に対する意見及びQ&Aに掲載しないものについての回答について」に掲載されている質疑応答では、一般的には、支出予算額の1%以内とすることや、収入予算額の3%～5%を上限とすることが考えられるとありますのでご紹介させていただきました。</p> <p>予備費は、具体的な勘定科目に予算計上し得ないものを、不測の事態に対応して簡易な手続により執行できるようにするためのものですから、その趣旨も踏まえて金額を設定の上、総(代)会の承認を得ることになります。</p>	R5年度
13	三重県	<p>【適正化事業交付金受領時の処理】 適正化事業交付金の受領における拠出金分は貸借対照表科目との振替命令で良いとの認識であったが、収支計算書に拠出金取崩等の収入で計上する必要があるのか。(P194)</p>	<p>P194の資料は、適正化事業交付金は収支と正味が異なる動きをすることを強調する意図で作っています。財務諸表等作成要領に基づき、収入命令書により交付金全額を適正化事業交付金収入で受け、複式は、振替仕訳(現金及び預金/適正化事業拠出金)で処理する方法で問題ありません。</p>	R5年度
14	滋賀県	<p>【公益法人会計と土地改良区の収支決算書】 公益法人会計基準を基に作られているが、収支決算書がかなり異なっているので、どう異なるのか明示してほしい。</p>	<p>土地改良区の収支決算書の記載内容は、土地改良区会計基準の別表1(勘定科目)、別表2(様式)に従って作成されます。土地改良区は収益事業を営むことはなく、組合員からの賦課金により事業活動を行うという性格上、現金取引による予算(約束)と決算(結果)を比較することとし、損益という概念はありません。公益法人会計と具体的にどこが異なるかについての全てをお示しすることは困難です。</p>	R5年度
15	大阪府	<p>【当初予算額と決算額の相違】 来期資産計上すべきものも全て、予算で費用計上して総代会で承認を受けたものが、1年後収支計算書では予算と違ったものになります。 来期資産計上すべき備品、設備等がある時、3月の予算建ての勘定科目等の指導をして下さい。 (企業会計との違いも含め)</p>	<p>適当な見積りにより作成した当初予算と期中の実施額が異なるときは、一般的には補正予算を組んで対応します。</p> <p>なお、資産計上が必要な備品等を予算計上する際の勘定科目は、(款)固定資産に設定されている項の科目を使用します。</p>	R5年度
16	宮崎県	<p>【貸借対照表と収支決算書の整合】 収支決算書は5月末ということで単式会計の考え方だと思うが、BSとの整合性を考えると3月末とするのが正しいと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、複式簿記会計では出納整理期間を廃止していますから、収支決算書も3月31日までの収入支出でもって会計を締めるという考え方があります。一方、収支決算書は様式が示すとおり、予算と決算を比較するという考え方があります。3月31日付けの状況で作成すると、4月以降に入金される賦課金、補助金や支出される未払金等が反映されず、予算決算対比が正確にできなくなる恐れがあります。このため、収支決算書では、決算書で取り扱う資金の範囲を注記に記載の上、貸借対照表の現金及び預金との整合性を取っています。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ①: 収支予算書、収支決算書				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
17	大阪府	<p>【予算の流用と予備費の充用の優先順位】 予算が不足した場合、「予算の流用」と「予備費の充用」のどちらを優先したらよいか。</p>	<p>予算の流用も予備費の充用も、予算補正の総代会の承認を得るほどではないような場合に、予算執行に柔軟性を持たせるために認められている手法です。しかし、予算の科目間流用を行うことは総代会の予算承認を形骸化させ、流用元の予算執行にも影響を与えかねないことから、流用元の使用見込み額や流用時期を見極める必要があります。 これを踏まえれば「予備費の充用」→「予算の流用」の優先順位と考えられます。</p>	R6年度
18	新潟県	<p>【次年度繰越金を支出科目に設定すべきか】 次年度繰越金の予算科目化は必ず行わなければならないか？</p>	<p>勘定科目、様式は会計基準に定められたものにより作成しなければならないとされ(会計基準第1の5)、次年度繰越金を収支決算書の欄外で処理することは認められていません。</p>	R6年度
19	滋賀県	<p>【次年度繰越金を支出科目に設定すべきか】 次年度繰越金は支出科目に設定する必要がありますか。 収支決算書の欄外に収入合計と支出合計の差額として記載して良いですか。</p>	<p>勘定科目、様式は会計基準に定められたものにより作成しなければならないとされ(会計基準第1の5)、次年度繰越金を収支決算書の欄外で処理することは認められていません。</p>	R6年度
20	岩手県	<p>【次年度繰越金の各帳簿への記載】 「32次年度繰越金の支出」について、支出命令書、現金預金出納帳、支出整理簿には記載が必要だが、「仕訳帳」と「総勘定元帳」には記載不要(反映しない)ということか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>	R6年度
21	岩手県	<p>【次年度繰越金と前年度繰越金の整合】 新年度予算を編成する場合、前年度予算の次年度繰越金(支出)と新年度予算の前年度繰越金(収入)の金額を整合させる必要はあるか。</p>	<p>新年度収支予算書の作成にあたり、「前年度予算額」欄の次年度繰越金はその時点の見込額を計上していますし、「本年度予算額」欄の前年度繰越金は、決算を経た確定額を計上するという相違がありますから、整合していなくても構いません。なお、前年度の収支決算書の次年度繰越金と新年度の収支予算書の前年度繰越金は当然一致します。</p>	R6年度
22	大阪府	<p>【予算化されていない退職金支出の対処方法】 職員が急遽退職することになった。予算では職員退職給付引当積立資産の取崩を予定していない。補正予算を組む予定がないが、対処方法を教えて欲しい。</p>	<p>本来であれば、退職金の支払いのために積み立てている職員退職給付引当積立資産を取り崩す補正予算を調製(監事会承認で可)すべきですが、急遽の退職という事情も考慮すれば、予備費の充用や科目間流用により「退職金支払」の支出予算を確保した上で支出することもやむを得ないと考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ①：収支予算書、収支決算書				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
23	岡山県	<p>【予算を超過した場合の手続き】 実践編テキストP46の予算超過の場合の手続き方法について詳しく教えてほしい。</p>	<p>土地改良区は総代会で承認を受けた予算に基づいて会計処理を行いますので、支出に関しては予算以上の支出はできず、支出する場合は規約違反になります。(収入に関しては、予算以上に収入することが認められています。)</p> <p>予算以上の支出の発生が見込まれるときは、①科目間流用、②予備費の充用、③補正予算の調製のいずれかを行い、支出予算を増加させる必要があります。</p> <p>①科目間流用は、決裁権者から決裁を得た上で、支出を増加させたい科目に他の科目の予算を減額して移動させます。</p> <p>科目中、款相互間の予算流用については総(代)会の議決となりますが、規約に定めがあれば理事会の専決処分とすることも可能です。項相互間、目及び節相互間の予算流用は理事会の議決が必要ですが、理事会において理事長の専決に委ねたものはこの限りではありません。</p> <p>②予備費の充用は、決裁権者から決裁を得た上で、支出を増加させたい科目に予備費の予算を減額して移動させます。予備費からの直接支出はできませんので注意してください。</p> <p>この場合、理事会の議決が必要ですが、理事会において理事長の専決に委ねたものはこの限りではありません。</p> <p>③補正予算の調製の場合、当初予算の補正を行います。</p> <p>この場合、総代会での承認が必要となります。</p> <p>どの方法を取るかは土地改良区の判断になりますので、どの程度の支出増加なのか、他の科目への影響はあるのか等を考慮して行うことになります。</p>	R6年度
24	福岡県	<p>【予算作成は誰がすべきか】 予算は誰が中心となって作成すべきなのでしょうか。理事や理事長と一緒に作成してくれと要求されますが、そこには付度も危惧されます。</p>	<p>土地改良区の予算は、理事が責任を持って調製し総代会の承認を得る必要があります(土地改良法第19条及び第30条)。その理事の代表として理事長の名で予算案を総代会に提出することになりますが、予算編成作業の具体的な事務は、事務局に委ねることになります。その際も、責任の所在は、理事長、理事にあることに変わりはありません。</p>	R6年度
25	群馬県	<p>【次年度繰越金と運営資金の関係】 賦課金収入があるまでの間、前年度繰越金を運営資金としている。本質的にはどういった運営が適正なのか。運営可能な額を繰り越すことで良いのか。</p>	<p>収支決算書の次年度繰越金(当年度で言えば前年度繰越金)は、翌年度の賦課金が入金されるまでの運営資金となりますので、おっしゃるような方法でよいものと考えます。もし過大に繰越金があるようでしたら、より目的が明確にされている特定資産(施設更新積立資産等)に資金を振り向けることを検討してみてもいいでしょうか。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ②：次年度繰越金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	北海道	【次年度繰越金の設定】 支出科目に次年度繰越金が設定されたことで、決算額の計は収支同額でなくてはならないのか	収支決算書の支出に次年度繰越金を計上することで、収支が同額となります。	R4年度
2	宮城県	【次年度繰越金の予算超過】 次年度繰越金は、決算額が予算額を超過しても宜しいのでしょうか	次年度繰越金は全体の収入から支出を引いた結果として出てくる金額ですから、他の支出科目とは性格が異なりますので決算額が予算額を超過してはいけないということはありません。	R4年度
3	静岡県	【次年度繰越金の予算超過】 ・次年度繰越金について 本年度から予算計上しているが、補正予算で調製後、予算額に対して支出超過となっても良いのか。	次年度繰越金は、決算時に次年度に支出するもので、(補正)予算計上時には額は把握できない性格の支出勘定ですから、決算が支出を上回っても構いません。	R4年度
4	岩手県	【次年度繰越金の予算超過】 支出「次年度繰越金」の決算額が予算額を超過しているが、これはどういった状況なのか。	R5会計研修テキストP.194の収支決算書の次年度繰越金の解説をします。 次年度繰越金の決算額(18,747,500円)は、予算額(16,170,500円)を超過(2,577,000円)しています。 次年度繰越金は、他の支出科目とは異なり収入済額と支出済額の差額ですから、他の科目が予算の範囲内で執行されている限り、予算決算対比上は支出超過になりますが、問題はなりません。 このような場合の考え方は、「土地改良区会計処理事例集」P33に掲載してありますのでご確認ください。	R5年度
5	千葉県	【次年度繰越金を設定していない場合】 収支決算書に次年度繰越金とあるが、今年度予算作成時に繰越金を設けていなかった場合はどのようにしたらよいか。	補正予算を調製する機会があれば次年度繰越金の設定をするべきですが、補正予算の機会がないときや次年度繰越をする予定がないときなどは決算の際に整理することもやむを得ないと考えます。	R4年度
6	千葉県	【次年度繰越金は必須か】 次年度繰越金は、必ず設けなくてはならないのか。	次年度繰越金は、予備費を含め全ての勘定科目において適切な予算設定をした後に表れる金額であり、収入から支出を差し引いた額となりますので、収支差額で収入がプラスの場合は次年度繰越金の計上が必要です。 なお、収支がゼロの場合は次年度繰越金は発生しないため計上は不要です。	R4年度
7	東京都	【運転資金としての現金預金と次年度繰越金】 十分な運転資金として現金預金と次年度繰越金の額が最低でも3ヶ月分程度の必要性があるとのことですが、額としてはどちらが上を目指ましいのでしょうか。	「次年度繰越金」は貸借対照表の「現金及び預金」と理論的には一致しますので、貸借対照表から翌年度の十分な運転資金があるかを判断するには「現金及び預金」の金額から判断しますし、収支決算書からだと「次年度繰越金」から判断します。 ただし、資金収支整理期間を設けている場合はこの期間の入出金も反映されますので、「次年度繰越金」と「現金及び預金」は必ずしも一致しませんが、この場合は収支決算書に対する注記においてその金額を明らかにし、次年度繰越金から翌年度の運転資金が十分かを見極めることが適当と考えます。 なお、土地改良区の運営内容は様々であり、3ヶ月は一つの目安としてお示ししたものですから、どの程度の手元資金とするかは実態を踏まえて判断する必要があります。	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ②: 次年度繰越金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
8	長野県	<p>【次年度繰越金の仕訳】 (99)取引番号32 決算書に計上するため次年度繰越金の支出命令書を期末に仕訳なしで作成する。</p>	<p>次年度繰越金は収支決算書に反映させる処理になりますので仕訳は不要です。</p>	R4年度
9	長野県	<p>【次年度繰越金の仕訳】 ・資料102ページ この「支出命令書」は借方「次年度繰越金」、貸方「現預金」のような気がするのですが、どうして「仕訳帳」、「総勘定元帳」に載らないのですか？</p>	<p>P102の支出命令書は、収入支出決算書「次年度繰越金」を作成するために起案するものです。貸借対照表の作成には、この仕訳は必要ないことから「仕訳帳」及び「総勘定元帳」については、網掛けとなっているものです。</p>	R4年度
10	新潟県	<p>【次年度繰越金と予備費の使い分け】 次年度繰越金と予備費の分けの考え方は？</p>	<p>次年度繰越金は、予備費を含め全ての勘定科目において適切な予算設定をした後に表れる金額であり、収入から支出を差し引いた額となりますので、収支差額で収入がプラスの場合は次年度繰越金の計上が必要です。</p>	R4年度
11	新潟県	<p>【次年度繰越金の設定】 次年度繰越金は必ず設けなければいけないのか？</p>	<p>予備費も含めて収支差額がゼロの場合は次年度繰越金は発生しないため計上は不要です。</p>	R4年度
12	三重県	<p>【次年度繰越金の予算未計上】 収支予算書について、支出科目「次年度繰越金」の予算を計上しておらず、予備費にまとめてあります。補正が必要でしょうか。</p>	<p>前年度の収支差額の全額を予備費とすることは適当ではありませんから、補正予算を調製する機会があれば別個に計上すべきです。しかし、補正予算の機会がないときや、既に予備費を充用してしまっているとき、あるいは次年度繰越をする予定がないときなどは決算の際に整理することもやむを得ないと考えます。</p>	R4年度
13	大阪府	<p>【次年度繰越金を予算計上しないことは可能か】 収支予算・決算書の次期繰越金計上関係 当改良区は、収入予算より支出予算の方が多いため、毎年財政調整積立金を取り崩して、予算編成しております関係上、次年度繰越金の編成を行っておりません。決算の段階で予備費及び諸経費の未使用等で、繰越金が出ますが、予算当初より収入欠陥ですので次年度繰越金を組む事が難しいので、決算時に収支差額を次年度繰越金として処理してもよろしいか。 現在は、次期繰越収支差額としては、収支決算書に対する注記で表示しております。 当改良区の通常年度の収入予算は大体120万(前繰金除く)、支出予算は大体300万円位で、差額を財政調整金を取り崩して、予算編成しております。零細規模の改良区です。 P186のチェックポイント⑤次年度繰越金の額は十分か？を見て、質問をしています。</p>	<p>予算編成の時点で次年度繰越金が発生しないのであれば予算計上する必要はありませんが、決算時に次年度繰越金が発生するならば支出決算に計上します。補正予算を調製する機会があれば、その時点で想定される次年度繰越金の額を支出予算に計上することになります。また、収支決算書の注記においても次期繰越収支差額を記載します。</p> <p>チェックポイントとしての「次年度繰越金の額は十分か？」については各土地改良区によってその額に違いはありますが、財政調整積立金の取崩しを常とするならそれも考慮しながら判断することが適当と考えます。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ②: 次年度繰越金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
14	香川県	<p>【次年度繰越金を設定していない場合】 令和4年度の予算で次期繰越金を設けていないが、今後の処理方法はどのようにしたらよいか？</p>	<p>前年度の収支差額の全額を予備費とすることは予備費の適正規模という視点から適当ではありませんから、補正予算を調製する機会があれば別個に計上すべきです。しかし、補正予算の機会がないときや、既に予備費を充用してしまっているとき、あるいは次年度繰越をする予定がないときなどは決算の際に整理することもやむを得ないと考えます。</p>	R4年度
15	香川県	<p>【次年度繰越金と予備費の度合い】 次年度繰越金と予備費の度合はどのくらいでしょうか？</p>	<p>経済情勢や災害など支出に影響を与える事象はその時々によって規模が異なり、財政規模も年々変化していくものであることから、土地改良区会計では予備費の金額の上限は定められていません。ただし、一般的には、支出予算額の1%以内とすることや、収入予算額の3～5%を上限とすることが考えられます。 (『土地改良区会計に関するQ&A集に掲載しないものについての回答』、令和2年3月土地改良企画課)</p>	R4年度
16	香川県	<p>【次年度繰越金の予算計上】 新設された予算科目「次期繰越金」です。市・町からの補助金収入もあり、特に、10,000円を超える繰越を設定することが不適切と指摘されます。どう予算化したらよいのでしょうか？補助金の性格上、当年度で使用するものである。(一般正味財産の補助金)</p>	<p>次年度繰越金は収入と支出に差があるときに計上されるものですから、それがなくなると予算計上する必要はありません。 なお、次年度繰越金が多額とならないための処理としては、財政調整積立資産等の特定資産に積み立てることが考えられます。</p>	R4年度
17	香川県	<p>【予備費、次年度繰越金の額の基準】 予備費、次期繰越金の額の基準(予算に対する%の限度は？)</p>	<p>予備費については、経済情勢や災害など支出に影響を与える事象はその時々によって規模が異なり、財政規模も年々変化していくものであることから、土地改良区会計では予備費の金額の上限は定められていません。ただし、一般的には、支出予算額の1%以内とすることや、収入予算額の3～5%を上限とすることが考えられます。 (『土地改良区会計に関するQ&A集に掲載しないものについての回答』、令和2年3月土地改良企画課)</p> <p>次年度繰越金については、その額が翌年度賦課金が納付されるまでの運転資金となりますので、賦課金収入が見込めるまでの間(例えば3ヶ月分)とする考え方もあります。</p>	R4年度
18	高知県	<p>【次年度繰越金と財政調整積立金】 役員より、次年度繰越金ではなく財政調整積立金を積んだ上で、年度当初に取り崩し、賦課金収入ができたから、期中返済し、別途積み立てればいいのかではないかという意見があるが、この事務処理はありなのか。</p>	<p>財政調整積立金の規程に沿った扱いであれば、処理できると考えます。 次年度繰越金として手元現金を確保することも、財政調整積立金を取り崩す手続を入れて資金管理することも、それぞれのメリット・デメリット(例えば、次年度繰越金が多ければ、予算がずさんの指摘等)がありますから、運営実態に即して判断することになります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ②: 次年度繰越金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
19	愛知県	<p>【特定資産を取り崩した場合の次年度繰越金の処理】 次年度繰越金について、支出に対する収入の差額を積立金より繰入れて運用している状況であるので、次年度へ繰越すのではなく積立金へ全て戻し入れ、翌年度また繰入れるべきか。</p>	<p>次年度繰越金は収入と支出の差額から出てくるものです。ご質問の状況ですと、予算上不足している運営資金を積立金を取り崩して使用しているようですので、取り崩した積立金に残額が出れば次年度繰越金とすることもできますし、残額を積立金に戻したいというのであれば次年度繰越金をゼロとすることも可能です。なお、常に支出が収入を上回る状況は土地改良区の財務運営上好ましいものではないので、予算調製時に対応を検討することが適切と考えます。</p>	R5年度
20	愛知県	<p>【特定資産を取り崩した場合の次年度繰越金の計上】 次期繰越金について、支出の方が多く、それにあわせて特定資産の取崩を行っている。この場合でも次期繰越金の計上は必要か？</p>	<p>次年度繰越金は収入と支出の差額から出てくるものです。ご質問の状況ですと、予算上不足している運営資金を積立金を取り崩して使用しているようですので、取り崩した積立金に残額が出れば次年度繰越金とすることもできますし、残額がでなければ次年度繰越金はゼロとなります。</p>	R5年度
21	京都府	<p>【次年度繰越金の予算計上】 次年度繰越金は予算計上しなければなりませんか。予算計上が必要な場合、次年度繰越金の増減のために補正することは避けたいのですが。</p>	<p>次年度繰越金の予算計上は、予備費の計上に一定の制限をかけるという一面もあって支出予算内に計上することとされていますし、会計基準に定められた様式ですで行う必要があります。</p> <p>次年度繰越金は収入支出が確定後に算出されるもので、他の科目とは性質が異なりますので、当初予算からの増減があっても、この科目のための補正予算等の処理は不要です。</p> <p>今年度の会計研修資料「土地改良区会計処理事例集」P33に事例がありますので参考にして下さい。</p>	R5年度
22	宮崎県	<p>【次年度繰越金の使途】 収支決算書の支出に繰越金の費目が設定してあるが、通常ならば収支の差額により繰越金を算定し、複式会計上は算出された繰越金の使途を定めるべきだと思う。</p>	<p>会計基準においては、支出予算の予備費の適正規模の設定のために次年度繰越金の支出予算に計上することとされていますが、収支決算書は予算と決算を比較するという性格もありますから、支出の科目の中に計上することとされています。なお、収支決算書の次年度繰越金と貸借対照表の現金及び預金は、収支決算書に対する注記によって整合し、この金額は翌年度の予算を執行するための資金となります。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ③: 命令書				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	埼玉県	<p>【収支計算外出納は振替命令書で対応可能か】 源泉所得税預り金について 収支外のは命令書が起こせないシステムなので、「振替命令書」を使用した仕訳で対応が可能でしょうか？その場合、預かってから納付するまでの流れが知りたいです。</p>	<p>システムの仕様には違いがありますので、振替命令書の使用も可能と考えます。 振替命令書は複式仕訳と同様ですので、テキストP40～P43(右上P37～P40)の仕訳帳の動きと同じになります。</p>	R4年度
2	長野県	<p>【支出命令書と振替命令書】 ・資料46ページと68ページ ① 資料46ページは相手科目が「現預金」でなく、「未払金」なのに、どうして「支出命令書」なのですか？「振替命令書」のほうがすっきりする気がします。 ② また「支出命令書」の科目が「都道府県営事業分担金支出」がなのに、「総勘定元帳」の科目に「都道府県営事業分担金支出」が無いのもわかりません。さらに、68ページの「支出命令書」の科目が「都道府県営事業分担金支出」になるのも、よくわかりません。</p>	<p>① 本テキストでは資金収支整理期間を含む会計年度内に収入支出が行われる場合は収入命令書、支出命令書の起案としていますが、振替命令書の起案でも可能と考えます。 ② 支出命令書の「都道府県営事業分担金支出」は、収支予算書決算書における支払い科目で、この支払によって特定資産である「受託土地改良施設使用収益権」を取得するため、収支決算書と財務諸表での科目が違います。 なお、P68については、P46で未払金として振替処理が行われていた「都道府県営事業分担金支出」について支払日が到来したので支払うという取引の支払いの部分を記載したものです。</p>	R4年度
3	長野県	<p>【請求の翌年度に支出する支出命令書】 ・資料58ページ このページにある「現金預金出納帳」および「支出命令書」は翌会計年度のもですが、翌年度の「支出命令書」は作成しなくてよいのですか？</p>	<p>導入されている会計システムの仕様によりませんが、テキストで用いている事例では、支出命令書の起案時(請求のあった日)に起案日、決裁日、施行日が入力されている場合、それぞれの日に必要な仕訳が行われるとした事例です。したがって、このような仕様の会計システムであれば、起案の際の支出命令書によって一連の仕訳が行われることから支払時に再度「支出命令書」を起案する必要はないものと考えます。</p>	R4年度
4	福井県	<p>【振替命令書の作成】 県営でも管理受託施設でも3/31に振替命令書の作成は必要か。</p>	<p>土地改良区の所有土地改良施設でその中に県の補助金分が含まれているのであれば、決算整理で減価償却処理と共に減価償却費の指定正味財産分(補助金分)を指定正味財産から一般正味財産へ振替えます。管理受託をしている土地改良施設であれば、会計処理の対象が土地改良区負担分のみなので指定正味財産から一般正味財産への振替処理は必要ありません。</p>	R4年度
5	福岡県	<p>【現金を引き出して支払いする際の命令書】 支払いの際に都度通帳から現金を引き出すことが多々あります。その後、現金で報酬の支払いをする時 ①「通帳→(振替命令)→現金→(支出命令)→実際に支払う」となるのですか。それとも ②「振替命令と支出命令が逆」ですか ※小口現金制度はないです。</p>	<p>当日に現金を支出して報酬の支払いをする場合は、振替命令書ではなく支出命令書を起票します。 数日前に前もって現金を引き出しておく場合は、普通預金から現金の引き出しは振替命令書(若しくは金融口座振替)で処理し、実際の支払いは支出命令書で処理します。</p>	R4年度 実際に支払うまでは金庫に現金がある状態なので、現金勘定で処理します。

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ③: 命令書				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
6	福岡県	<p>【給与支払い時の命令書】 給与の支払命令を源泉所得を差し引いた金額で処理していたのですが、途中の支払いから方法を変えても問題はないか。</p>	<p>年の途中からでも正しい処理を行って下さい。以前に処理していた分は給与の総額を支出するように訂正する必要がありますので、源泉所得税分を給与支出として遡って計上することになります。以下は年度内支出分の訂正処理方法です。</p> <p>(当初) 収支:¥80 支出命令書 給料手当 複式:¥80 給料手当／現金及び預金</p> <p>(訂正) 当初の支出命令をマイナス処理で取り消し 収支:△¥80 支出命令書 給料手当 複式:¥80 現金及び預金／給料手当</p> <p>正しい支出命令と収支外の収入命令の起票 収支:¥100 支出命令書 給料手当 複式:¥100 給料手当／現金及び預金 収支:¥20 収入命令書(収支外) 預り金 複式:¥20 現金及び預金／預り金 収支:¥20 支出命令書(収支外) 預り金 複式:¥20 預り金／現金及び預金</p>	R4年度
7	福岡県	<p>【源泉所得税を通帳に戻さず保管する場合の命令書】 上記の際に所得税を預り金(現金)とし、通帳に戻さず現金で納付する時は 現金→(収入命令)→預り金→(支出命令)→支払いとなるのですか。上記②の場合は振替命令ですか。収入命令、支出命令が通帳の収支とはあわなくなるがしかたない事ということで良い？</p>	<p>所得税の預り金を通帳に戻さず現金で納付する場合はご認識の処理で結構です。この場合、通帳に戻さなかった分と通帳の残高を足し合わせることにより、命令書とは一致することになりますが、預かっている現金を手元に置いておくことは盗難等の可能性もありますので、納付するまでは金融機関に保管することが適当と考えます。</p>	R4年度
8	愛知県	<p>【複数年度において造成された施設の譲与に係る命令書】 土地改良施設譲与について、複数年度で造成された施設の場合、複数枚の命令書が必要か？ 同様に、減価償却を行った金額で命令書を作成するのか？</p>	<p>土地改良区に譲与される施設が複数年かけて造成されたものであっても、所有施設になることの命令書は譲与時に作成します。この際の命令書としては、取得価額に公費分と土地改良区負担分がある場合は設定する勘定科目(所有土地改良施設受贈益、未払金)が相違しますので、それぞれを分けて振替命令書を作成することになります。</p> <p>以後の減価償却時には、複数年かけて造成したものであっても施設が完成した時点(期首)から減価償却が始まるものとし、取得後の各年度に減価償却に係る命令書を作成するとともに、公費分に係る減価償却費については、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えるための命令書も作成することになります。</p>	R5年度
9	愛知県	<p>【支出命令書と振替命令書の使途】 R5年度会計研修テキストの取引8-1. 8-2. 9. について、当区では支出命令書でなく振替命令書で行っています。支出命令書のほうがよろしいかどうか？</p>	<p>8-1の取引例は職員に対する賞与の支給に関するもので、現金の移動がありますから収支決算書に計上することになります。貴土地改良区の会計細則上、収支決算書が収入・支出整理簿から記載し、その根拠が収入・支出命令書にあることになっていれば(会計細則例第40条(収入簿及び支出簿の記載方法)参照)、本取引は支出命令書によることになろうかと考えます。会計細則上、支出命令書によらず振替命令書により行うこととされ決算書作成までの手順が示されていれば、それに従えばよろしいかと考えます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ④：勘定科目				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	茨城県	<p>【適正化事業の勘定科目】 テキスト「維持管理適正化事業拠出金」ですが「適正化事業特別賦課金」と「事務費賦課金」に分かれています。科目がなかったので合計を「適正化事業拠出金」に入力していました。質疑表に「事務費賦課金は通常の経費支出」で別途目追加も可となっていますが目を追加しておらず「土地改良事業費支出-適正化事業拠出金-適正化事業拠出金」の項目しかありません。「土地改良区支出-維持管理費支出-雑費」等に入れるのでしょうか。 また適正化事業拠出金は今年から始まるものと今年で終わるもので仕訳は変わるのでしょうか？よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、テキストp44「10土地改良施設の譲与」のところで「5月なら支出命令でよいが6月なので振替命令」との説明があったと思いますが、時期によって振替命令にするというのがよくわからなかったです。</p>	<p>適正化事業の仕訳については、国が作成している『財務諸表等作成要領改訂版』(P125～)に解説がありますのでご覧ください。 事務費拠出金(支出)と事業拠出金(資産・負債)であることから別の項目で処理することとなります。事務費拠出金は、収支予算書決算書の使用科目例としては、下記のような方法があると考えます。</p> <p>(款) 土地改良事業費支出 (項) 適正化事業拠出金支出 (目) 適正化事業事務費拠出金支出</p> <p>(款) 土地改良事業費支出 (項) 適正化事業事務費拠出金支出(追加) (目) 適正化事業事務費拠出金</p> <p>(款) 土地改良事業負担金支出 (項) その他負担金支出 (目) 適正化事業事務費拠出金支出</p> <p>また、適正化事業拠出金の仕訳は、今年から始まるものと今年で終わるものとで変わるわけではありません。</p> <p>ご質問の箇所は、資金収支整理期間の設定が5月31日までという前提でお話ししたと思います。当期の支出とならないことから、振替命令書で起案します。</p>	R4年度
2	埼玉県	<p>【収支予算書科目体系の変更方法】 現在複式簿記導入中(29年度より)です。収支予算書科目体系の変更方法について教えてください。今年度中の変更について。貸借対照表の科目変更について。</p>	<p>財務諸表等の科目は平成31年2月に発出された土地改良区会計基準に従うこととなります。現在使用している科目を会計基準の科目に組み換え、その配列も会計基準に準じますが、勘定科目は追加削除が認められていますので、貴土地改良区独自の科目を入れ込むことも可能です。 今年度中に科目体系を変更する場合は、今年度中に総代会での承認が必要となります。</p>	R4年度
3	千葉県	<p>【長期契約の保険料の勘定科目】 5年間の火災保険に加入しています。長期になる分も前払金処理で良いのか？</p>	<p>期末日において当年度分は支出、翌年度分は前払金、翌々年度以降分は長期前払金として区分します。</p>	R4年度
4	千葉県	<p>【県営農地整備事業分担金の勘定科目】 県営農地整備事業地区の分担金は、長期になる分も前払金処理で良いのか？</p>	<p>土地改良施設完成後に土地改良区への譲与を前提とした取引であれば、土地改良区が分担金を支払った際には貸借対照表に前払金として計上します。この処理が複数年継続する場合は、前払金を長期前払金として振り替える処理が必要と考えます。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ④：勘定科目				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
5	長野県	<p>【勘定科目の配列】 「次年度繰越金」は「予備費」の下に来たほうが自然だと思いますが、どうして「予備費」の上なのですか？また、「次年度繰越金」を「予備費」の下に置いてもよいのでしょうか。</p>	会計基準別表第1の配列のとおりです。	R4年度
6	長野県	<p>【前払金と建設仮勘定】 都道府県営土地改良事業分担金の納付で、科目が「前払金」ですが、「建設仮勘定」ではないのですか？</p>	土地改良区会計基準 科目一覧表 貸借対照表では、「前払金」について「物品購入又は用役代金等の前払金、国営土地改良事業における土地改良区負担額を一括納付した場合の納付相当額等」、「土地改良施設建設仮勘定」について「土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前(建設中)の土地改良区の負担相当額(工事前払金、手付金を含む。)・・・以下略」として整理しています。このことから、P52の取引は、都道府県営土地改良事業分担金であり土地改良区営土地改良事業に伴う支出ではないことから「前払金」として計上しています。	R4年度
7	富山県	<p>【建設仮勘定を使用するケース】 「建設仮勘定」科目を使った仕訳が必要な場合の具体例について教えてください。 単年度工事で工事費の前払金が無い場合も該当するのでしょうか。</p>	建設仮勘定は施設が完成する前に土地改良区が負担する額ですが、単年度で工事が終了する場合は、必ずしも建設仮勘定を使用する必要はありません。固定資産の受け渡し時に固定資産の増加、現金及び預金の減少という仕訳を起こすことになります。なお、建設仮勘定には特定資産としての「土地改良施設建設仮勘定」と、その他固定資産としての「建設仮勘定」がありますので適宜使い分けが必要となります。	R4年度
8	福井県	<p>【会計基準に掲載のない勘定科目】 42ページの9.源泉所得税の納付について支出命令書の款「源泉所得税預かり金納付」という名称の款は国が定めた会計基準の勘定科目に見当たらないが、どうすればよいか。</p>	本テキストでは預り金を収支計算外出納としていますので、収支決算書には反映されない取引となります。そのため、使用する勘定科目は暫定的に源泉所得税預り金納付としています。使用する会計システムによって様々な科目設定になると考えますので、システム会社にご相談下さい。	R4年度
9	福井県	<p>【都道府県営事業分担金の取引】 46ページの11.土地改良施設の管理受託の「分担金」と52ページの14.県営土地改良事業分担金の納付の「分担金」の違いは何か。</p>	<p>P46の分担金は施設の管理受託を受けた日に年度末(3/31)に支払う分担金も未払金として計上するという取引です。 P52の分担金は当該年度には譲与の予定がない場合の分担金納付の取引です。 譲与等がない場合の分担金の支払いはP52の処理を行い、譲与される年度の場合はP46の処理をしてください。 前払金の処理はシステムで自動仕訳されるかもしれないので、分担金納付時に貸借対照表を作成して確認をしてください。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ④：勘定科目				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
10	愛知県	<p>【会計基準に掲載のない勘定科目】 発生主義の観点からすれば、期末時において「未収預金利息」、「未収有価証券(受取)利息」、「未収有価証券配当金(※実態なしかもしれません。)」などが生ずると思われるが、それに相当する勘定科目が会計基準上設定されていない。これは、継続適応を前提しており、受取時(預金への入金時など)のみの収益認識をしていくということによいか。 ※実務上、未収計上しようとする、たいへん手間がかかることは承知している。</p>	<p>会計基準別表第1では、全ての土地改良区に対応した全ての勘定科目が掲載されているわけではありませんので、必要な勘定科目は適宜追加して下さい。なお、おっしゃるように、発生主義の観点から期末時において生ずる未収利息等については財務諸表への計上が必要と考えます。</p>	R4年度
11	島根県	<p>【勘定科目の設定】 本年度、市から官水路支障管の補償費を受け取った場合、この勘定科目についてご教示願います。 収入予算書・収支決算書 収入 款 項 補助金等収入 (1)補助金収入 (2)交付金収入 (3)補償費収入←としてよろしいか</p>	<p>「官水路支障管の補償費」については承知しておりませんので、土地改良施設の補償を受けたとして回答します。 ・収支予算書の勘定科目のとおり 款：補助金等収入 項：助成金等収入 目：〇〇補償金 が適当と考えます。</p>	R4年度
12	香川県	<p>【規約で定めていない山林の勘定科目】 規約で基本財産とされていない山林の科目はその他でよいのか？</p>	<p>定款規約において基本財産と定められていない山林については、その他固定資産の土地として計上します。</p>	R4年度
13	高知県	<p>【現行の勘定科目の継続使用】 当区には備荒基金積立金がある。備荒積立金、事業積立金と会計基準にあるが基本財産として、現状で積立していきたい。</p>	<p>備荒基金積立金が、定款・規約に基づく基本財産であれば、会計基準に従い、基本財産、備荒積立金とすることが適当と考えます。</p>	R4年度
14	栃木県	<p>【土地改良区営事業に係る収支科目の選択】 土地改良区営事業に係る支出科目で、資本的支出事業の場合は、固定資産取得支出(款)の土地改良施設取得支出(項)又は土地改良施設建設仮勘定取得支出(款)を用い、費用的支出事業の場合は、土地改良事業費支出(款)の維持管理費支出(項)又はその他事業費支出(項)を用いるとの認識でよいか。</p>	<p>おっしゃるような処理方法でよいと考えます。</p>	R5年度
15	栃木県	<p>【適正化事業での資本的支出に係る勘定科目】 資本的支出事業となる適正化事業の場合、交付金収入のうち補助金分は、指定正味財産増減の部の受取交付金(款)の適正化事業交付金(項)に計上するとの認識でよいか。この場合、減価償却に伴う一般正味財産への振替先は、経常収入の受取交付金(款)の適正化事業交付金(項)でよいか。</p>	<p>おっしゃるような処理方法で結構ですが、減価償却に伴う一般正味財産への振替先に(項)適正化事業交付金を設定すると純粋な交付金を混同してしまうかもしれませんので、適正化事業交付金(振替額)等としてもよいかもしれません。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ④：勘定科目				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
16	愛知県	<p>【県営事業分担金支払時の使用科目】 テキスト(P51)県営土地改良事業の分担金の支払いで、仕訳帳で「前払金」(借方)と説明がありましたが、当改良区は「県営事業分担金支出」(正味経常支出)で処理をしています。どうでしょうか。</p>	<p>本来の処理方法としてはテキスト(P51)に記載のとおり、土地改良施設に係る支出に対しては前払金で処理し、施設の譲与時に所有土地改良施設(資産)と振り替えることとなります。ご質問のように正味財産増減計算書において毎年の支出(費用)とする方法もありますが、施設の譲与後に施設の土地改良区負担分がある場合、その額を過年度修正(経常外収入)により処理することとなります。</p>	R5年度
17	福井県	<p>【勘定科目の追加の許容】 会場で雑収入の件で質問された方の回答の中で、(雑収入を作ってはいけないと説明されたウェブ)研修の後で、その他雑収入という項目を作っている。ソフト会社に対応してもらえばよいという説明を受けたが、質問した方と同じく雑収入を作っても良くなったということを知りませんでした。それで、他にも以前受けた研修後方針が変わったことがあるかもしれないと思いました。そもそも当初当事務所が使っているソフトが全土連の説明と違った部分があったので、「こういう説明を研修でしていたが、その後変わった」という正誤表みたいなものを全土連から発信してもらわないと、本当に変わったのか、ソフト会社が勝手に言っているのか土地改良区側では判断がつきません。(ちなみに当事務所が使っているソフトでは最初から雑収入その他雑収入という項目がありました。使ってはいけないというので使っていません。)土連の指導を守ろうとしているため、研修で聞いたことがいつまでも残ります。ソフト会社の情報欄を参考にしてくださいでは解決できないと思います。研修で説明したことが変わった場合は土連側で変わったことを連絡して欲しいなと思いました。</p>	<p>以前の研修において、勘定科目など会計基準に従って取り扱いをご説明した内容でも、雑収入のように、その後実務上処理可能な範囲が考慮される場合もあり、毎年度の研修において当該ケースについても紹介に努めているところですのでご理解をお願いします。</p>	R5年度
18	滋賀県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替のための科目設定】 (款)経常収入(項)固定資産受贈益(目)所有土地改良施設受贈益について、各改良区によって補助金として経理されているので会計基準に盛り込んでほしい。</p>	<p>土地改良区会計基準の改正要望については、行政ルートにより農水省に申し出ていただければと考えます。会計基準別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の科目も追加することが許容されており、農水省から示されている財務諸表等作成要領においては、所有土地改良施設受贈益(追加)として記載されているところです。</p>	R5年度
19	東京都	<p>【維持管理作業に係る賃金の支出科目】 役員や組合員が、維持管理作業を実施した際に手間賃的な支払いを行った場合、賃金や報酬費を使わずに施設維持管理費支出の経費科目で計上すべきでしょうか。</p>	<p>維持管理の役務の対価として支払うことから、 款：土地改良事業費支出 項：維持管理費支出 目：臨時雇賃金もしくは役員報酬 で支出することとなります。</p>	R6年度
20	群馬県	<p>【短期と長期の振替は必要か】 短期と長期に振り替える意味がない。改善できないか。</p>	<p>複式簿記には1年基準という基準があり、会計基準においても、貸借対照表では資産は流動資産と固定資産に、また負債は流動負債と固定負債とに区分して記載することが求められています。それぞれの意味するところは、会計基準の別表第1に記載されています。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ④：勘定科目				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
21	石川県	<p>【未収賦課金の短期と長期の区分】 未収賦課金は短期と長期に分けなくても良いのですか？</p>	未収賦課金等は流動資産ですので短期の扱いとなり、当期に賦課した賦課金がこれに当たります。また、長期未収賦課金等は固定資産ですので長期の扱いとなり、期末日を越えて未納入の賦課金がこれに当たります。	R6年度
22	長野県	<p>【翌年度償還予定の長期借入金の短期への振替処理】 来年度、農地集積促進事業による促進費が交付される予定であるが、この促進費で公庫資金借入金を一括償還する予定である。この場合、期首において全額を短期借入金に振り替えるのか、そのまま長期借入金で返済を行ってもよいか。 また、促進費は補助金での収入でよいか。</p>	長期借入金のうち来年度償還する分については今年度の貸借対照表において短期借入金として示す必要がありますので、今年度の時点で来年度に繰上償還する額が確定しているのであれば、来年度の期首ではなく、今年度の決算整理の一環として、長期借入金から短期借入金への振替処理を行うこととなります。促進費の受け入れ科目としては、補助金収入としても問題ないと考えます。	R6年度
23	熊本県	<p>【畑地化促進事業協力金の科目追加】 畑地化促進事業協力金について、令和5年度に〇〇町から〇〇〇万円の入金があり、畑地化促進事業協力金収入で計上せず、転用決済金収入で計上し、総代会で決算承認を得た。畑地化促進事業協力金の科目追加と計上は、令和6年度に他の町から入金があった際に実施してもよいか。</p>	令和6年度からの入金分に関しては、畑地化促進事業協力金収入として科目を追加の上、収入すればよいでしょう。なお、令和5年度に転用決済金収入で受け入れたものについて遡って科目変更する必要はありません。	R6年度
24	宮崎県	<p>【土地改良施設建設仮勘定を用いる場合】 土地改良での建設仮勘定はどのような時に使うのか(年度またいで建設する時なのか)。</p>	<p>土地改良施設建設仮勘定は、区営事業において土地改良施設が完成する前(建設中)の土地改良区の負担相当額を支払うときに使用する勘定科目です。土地改良施設が完成した際には該当の資産勘定と振り替えます。なお、年度内完成の場合、着手金を該当の資産勘定で処理することも許容されます。</p> <p>【参考】財務諸表等作成要領改訂版 P157～P158</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／ 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	長野県	<p>【前年度繰越金の仕訳】 (25)当改良区では前年度繰越金の収入命令書を仕訳なしで作成していたが、この取扱いは適当か。</p>	前年度繰越金は前年度の収支決算書の次年度繰越金が反映されますので仕訳は不要です。	R4年度
2	栃木県	<p>【備品盗難時の処理】 簿記上の取引として、一般的に取引とは言わないが、簿記上の取引となるものについて説明がありました。実務として、用水路の備品(鉄製の蓋)が盗まれた後で、備品を交換した場合どのように仕訳をすることになりますか。 簿記上の取引で紛失の仕訳は、「災害損失**(経常外支出)/所有土地改良施設**(固定資産)」と仕訳となっています。 では、盗難に遭い、その後、備品を購入して改修した場合は、一般取引と簿記上の取引の仕訳はどうなりますか。</p>	<p>1. 備品が固定資産の場合 備品(蓋)が盗まれたとき。(R4簿価100円) 特別損失100/器具備品100 ※特別損失は追加した科目</p> <p>備品(蓋)の購入。(1,000円) 器具備品1,000/現金及び預金1,000</p> <p>2. 備品が固定資産ではない場合 盗難の際の仕訳はありませんが、備品台帳の更新は必要となります。</p>	R4年度
3	静岡県	<p>【仕訳帳、総勘定元帳の作成は必要か】 システムで貸借対照表等作成できるが、仕訳表、総勘定元帳もしないといけないのか。 (貸借対照表を作成するためのものだと解すると不要かとも思われる)</p>	土地改良区会計基準の一般原則では、「財務諸表は正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない」とされています。また、会計細則例においては仕訳帳、総勘定元帳は会計主要簿に位置付けられています。これらを踏まえれば、仕訳帳、総勘定元帳の作成は必要となります。	R4年度
4	新潟県	<p>【事務所設備を更新する際の会計処理】 事務所(建物)の設備更新について事務所設備を更新(100万円支払い)する場合の支払予算科目や仕訳などの処理方法について詳しく教えていただきたい。</p>	<p>① 修繕に該当する建物の設備更新の場合 【収支科目】 (款)一般管理費支出 (項)事務所費支出 (目)修繕費 【複式仕訳】 修繕費/現金及び預金</p> <p>② 設備更新をすることによって建物の資産価値が増加する場合 【収支科目】 (款)固定資産取得支出 (項)建物取得支出 【複式仕訳】 建物/現金及び預金</p> <p>なお、②の場合は建物の資産価値が増加しますので、補助簿である固定資産台帳の書き換えを伴います。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／ 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
5	香川県	<p>【土地改良区会計について】 組合員の中には、P/Lではなく、B/Sの金額を見て、現金預金ではない資産の金額を見て、土地改良区はいわゆる金持ちと勘違いしている方がいるのではないのでしょうか？ 専門用語が多く、勤務年数が長く、経験豊富な方でも理解できないのではないのか？</p>	<p>土地改良区会計基準は公益法人会計基準を参考に作成されていますので、公益法人会計に関する情報を参考とする方法も考えられます。</p>	R4年度
6	福岡県	<p>【日々の会計処理の確認方法】 日々、会計システムで会計入力を行っていますが、正しいのかどうか心配です。月末残高が合っていればOKということで理解していいのでしょうか？</p>	<p>期中であっても財務諸表等を出し、一致すべき金額が一致しているかの確認ができれば正確な処理を行っていることの表れになると考えます。その他の確認方法としては、合計残高試算表を作成して貸借を常に一致させておくことで、仕訳帳から総勘定元帳への転記が正確に行われているのかの確認ができます。</p>	R4年度
7	熊本県	<p>【会計主要簿の出力】 収入、支出、振替の取引が発生した場合、会計主要簿については、月単位で出力し保管すべきなのか、それとも決算時の出力でも構わないのか。</p>	<p>会計細則例では、毎月末において帳簿間の照合を行い、会計担当理事の確認を受けることとされていますが(第48条)、それらの出力についてまでは言及していませんので、会計細則の趣旨が活かされれば月単位での出力保管は必須ではありません。この場合でも、会計担当理事が確認した旨の証拠(押印付きメモ等)を残すことが適当と考えます。</p>	R4年度
8	大分県	<p>【総勘定元帳に記載する「諸口」】 仕訳で例えば一方が損金で相手方科目が複数科目ある場合に諸口は使えますか。</p>	<p>仕訳の際には複数ある相手方勘定科目をまとめて「諸口」とすることはできませんが、総勘定元帳の摘要欄では「諸口」と表記します。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／ 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
9	北海道	<p>【基本財産積立金の一時運用の仕訳】 基本財産積立金の一時運用及び戻し入れの際の一連の仕訳例等ありますか。</p>	<p>貴土地改良区の規約や積立金管理規程に従って処理することになりますが、基本財産はその性質上、一時的であっても安易に運用するものではないと考えます。基本財産積立金の運用の前に特定資産の財政調整積立資産等の運用を考えることが先決と考えますが、基本財産の一時運用を行う場合は下記の処理となります。</p> <p>●積立金の一時運用 (備荒積立金を一時運用する場合) 【収入命令書】 (款)基本財産取崩収入 (項)備荒積立金取崩収入 100円</p> <p>【複式仕訳】 現金及び預金100／備荒積立金100</p> <p>●積立金への戻し 【支出命令書】 (款)基本財産積立支出 (項)備荒積立金支出 100円</p> <p>【複式仕訳】 備荒積立金100／現金及び預金100</p>	R5年度
10	栃木県	<p>【基盤整備事業での施設の改修】 基盤整備事業で行った土地改良施設を改修したときの仕訳はどうするのでしょうか。</p>	<p>土地改良施設を資産計上した場合、当該土地改良施設の取得に充当された基盤整備事業補助金は、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部に計上し、減価償却に合わせて一般正味財産へ振り替える処理が必要です。</p> <p>なお、改修が修繕に当たる場合、補助金を当該年度内に費消する場合は一般正味財産として計上できますので(会計基準注解12)、仕訳としては(借方)修繕費／(貸方)現金及び預金となります。</p>	R5年度
11	愛知県	<p>【施設修繕のための県営事業分担金の処理】 県営土地改良事業の分担金の支払い仕訳について、新規での造成ではなく、既存施設の補修、改修でも前払金を使用するのでしょうか？</p>	<p>テキスト(P51)の処理事例としては、将来土地改良施設が土地改良区に譲与されることを前提としています。土地改良施設の補修、改修のみの分担金支払いであれば、都道府県営事業分担金の科目で対応可能と考えます。</p>	R5年度
12	愛知県	<p>【県営事業分担金の支払い処理】 「県営土地改良事業の分担金支払」について。納付する当該年度から事業を終えた年度までの一連の流れ、仕訳、命令書等作業を教えてください (例)計画決定＝詳細設計、2年目工事 3年目工事…6年目完了</p>	<p>県営土地改良事業の分担金の支払いから土地改良施設の譲与までの流れは、財務諸表等作成要領改訂版(P115～)に記載がありますのでご確認下さい。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／ 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
13	富山県	<p>【県営事業分担金の処理方法】 県営事業分担金の処理について分かり易く教えてほしい。 前払金＝分担金か？調査設計費分も含めるのか。 (事業毎に内容が異なり、詳細がわからない。また、分担金＝地元からの徴収金、又は借入金であり、改良区を通過するイメージがある)</p>	<p>県営事業には、土地改良施設の工事のみを行うかんがい排水事業の場合と施設の工事とは場の工事を行うほ場整備事業に大きく分かれます。かんがい排水事業の分担金については、その全てを前払金で処理しますが、ほ場整備事業については、ほ場工事分は組合員負担に転嫁し土地改良区の財産にはなりませんから、当該年度は、ほ場工事分は都道府県営事業分担金で処理し、施設工事分はかんがい排水事業の場合と同様前払金で処理します。</p> <p>分担金の詳細が不明で、全額を前払金(支出命令書は都道府県営事業分担金支出)として処理した場合、事業完了時に前払金のうち土地改良施設の価額に相当する部分の前払金を所有土地改良施設に振り替え、ほ場整備費用に相当する部分の前払金を過年度修正(経常外支出)に振り替えます。 また、用地費及び補償費以外の調査設計費(譲与施設分)については、その他諸費として取得価額(譲与施設の価額)に含めます。</p> <p>なお、分担金は、支払の当該年度の賦課金や借入金により支払うことから、土地改良区にとって通過金のイメージがあったとしても、会計上その取引を省略することはできません。 すなわち、地元負担金や借入金は土地改良区と組合員、土地改良区と金融機関との個別取引であり、県営事業分担金は土地改良区と県との個別取引であって、組合員や金融機関と県が本来取引するものを土地改良区は間に入っているだけ(預り金)というわけではないため、当然に収入、支出は両立てで処理することになります。 支払う分担金と受け取る入金額が単に同額というだけであって、収入と支出はそれぞれ個別の取引として処理が必要です。</p>	R5年度
14	栃木県	<p>【換地業務の処理】 換地業務が始まった時の会計処理(仕訳等)はあるのでしょうか。</p>	<p>換地業務の特徴的なものとして換地清算金の処理がありますが、これについては財務諸表等作成要領改訂版(P145～)に記載されていますのでご確認下さい。</p>	R5年度
15	愛知県	<p>【換地清算金の処理】 区画整理の清算金をうける予定がある。その仕訳について</p>	<p>換地清算金の処理については、財務諸表等作成要領改訂版(P145～)に記載がありますのでご確認下さい。</p>	R5年度
16	愛知県	<p>【適正化事業の会計処理】 適正化事業拠出金の振替命令作成が複雑なため、処理する対応方法の解説がほしい</p>	<p>財務諸表等作成要領改訂版に処理方法が記載されています(P125～)のでご確認下さい。</p>	R5年度
17	滋賀県	<p>【適正化事業に係る仕訳】 適正化事業の事業完了時の仕訳例を示してほしい。</p>	<p>財務諸表等作成要領の「土地改良区会計特有の会計処理」として適正化事業・防災減災等機能強化事業に関する仕訳を記載(P134～)しているので、参考にして下さい。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／ 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
18	宮崎県	<p>【土地改良区負担がない施設の取得に係る仕訳】 土地改良施設の譲与・管理委託の仕訳について、土地改良区負担割合が0の場合、仕訳はどうすればよいか。</p>	<p>所有土地改良施設の場合は全額を指定正味財産に計上します。 (借方)所有土地改良施設／(貸方)所有土地改良施設受贈益【指定】</p> <p>管理受託施設の場合は、備忘価額として1円を計上します。 (借方)受託土地改良施設使用収益権【固定資産】／ (貸方)受託土地改良施設使用収益権【経常外収入】</p>	R5年度
19	鹿児島県	<p>【発生主義の考え方】 発生主義の「発生日」について、「発生日＝命令書起案日」と考えているが合っているか？現在、請求書を受領した日付けで受付印を押し、その日付けで命令書を作成しているが、それで合っているか？</p>	<p>発生主義では取引が発生したタイミングで収入や支出を計上しますので、請求書を受領前に取引が発生している場合はそのタイミングで会計処理を行います。期中で完了する取引の処理については、請求書を受領した日付けで会計処理を行っても問題ないと考えます。ただし、期末日を跨ぐ請求書を受領に関しては、当該年度の内容のものなのか、翌年度の内容のものなのかを区別して処理を行う必要があります。</p>	R5年度
20	鹿児島県	<p>【給与等の発生日の考え方】 給与等の請求書がない支出は、何をもって「発生」と考えるのか？</p>	<p>給与においては、給与の金額が確定した給与締日をもって「発生」と考えます。</p>	R5年度
21	山形県	<p>【ポイントを使用して物品を購入した場合の処理】 支払いをカード決済にする予定があるが、ポイントが付与されてそのポイントを使用して物を購入した場合の会計の処理方法はどのようにするのか。</p>	<p>法人のクレジットカードのポイントを使用して物の購入代金に充当した場合は、「値引処理」または「両建処理」のいずれかの方法で処理します。</p> <p>値引処理の場合、ポイントを充当した後の金額のみを仕訳し、ポイント相当分の金額は仕訳を行いません。なお、クレジットカードでの支払いについては、利用口座から引き落とされるのは後日になるため、未払金勘定を使用します。</p> <p>【仕訳例】 10,000円の事務用品を3,000円分のポイントを使用して法人のクレジットカードで支払った。 (借方)消耗什器備品費 7,000 (貸方)未払金 7,000</p> <p>両建処理の場合、ポイント相当分の収入を得たものとして雑収入で計上します。</p> <p>【仕訳例】 10,000円の事務用品を3,000円分のポイントを使用して法人のクレジットカードで支払った。 (借方)消耗什器備品費 10,000 (貸方)雑収入 3,000 未払金 7,000</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き / 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
22	埼玉県	<p>【労働保険の仕訳】 労働保険の仕訳の仕方や、重複賦課金の入金(振替)の具体的な仕方を教えて欲しいです。</p>	<p>労働保険には労災保険と雇用保険があり、労災保険料については全額土地改良区負担なのでそのまま支出計上しますが、雇用保険料は一部を職員が負担するため、職員負担分は預り金で処理することとなります。具体的な取引事例は財務諸表等作成要領P.245に記載されているのでご参照ください。</p> <p>重複賦課金(過誤納金)については、過誤納金の還付通知書を送付し、相手方から還付請求書を提出してもらうことになります。その上で、当年度の過誤納分を当年度に還付する場合は、当年度に納付された賦課金収入のマイナスで処理します。過年度の過誤納分を当年度に還付する場合は、当年度の支出予算に基づいて処理します。</p>	R6年度
23	滋賀県	<p>【給与等に係る預り金の処理】 給与や賞与を支給するときの仕訳で、所得税や社会保険料の控除分を預金に入金しないといけないルールであるが、金融機関にて手続をする場合に払出票を振込分と控除する分と複数枚必要になってくるので理事の方に対しての説明が難しい。</p> <p>支出命令書 ① 賞与 1,000 / 預金 900 預金 100</p> <p>収入命令書 ② 預金 100 / 預り金 100</p> <p>③ 賞与 1,000 / 預金 900 → 支出命令 預り金 100 → この仕訳は収入、支出、振替のどの命令書を作成すべきか。</p>	<p>研修テキストでは、支出(賞与)と収入(源泉徴収(預り金))の区分を明確にするため、別々の命令書及び仕訳で整理しています。これを一つの仕訳で処理することも、源泉徴収は預り金収入として収入命令書で処理することになります。</p> <p>なお、県土連に配置された会計専門家の指導方針が別にあるなら、それに従っていただくことになります。</p>	R6年度
24	大阪府	<p>【保証金の処理方法】 特定資産 土地改良施設用地等を貸し付けた際に預かった「保証金」を、収支計算書を通さずに仕訳できないか。</p>	<p>収入の事実があるため、収支決算書を通すべきと考えます。流動資産の普通預金で保有するのであれば、「預り保証金収入」(新設)等の科目で受け入れ、当該預かり保証金を特定資産として管理するのであれば、上記収入処理に加え、「(款)特定資産積立支出(項)預り保証金積立資産積立支出」(新設)等として処理する必要があると考えます。</p> <p>会計処理事例集P28に類似の事例を紹介していますので参考にしてください。</p>	R6年度
25	高知県	<p>【適正化事業の交付金交付時の仕訳】 適正化事業のところで、3年目の仕訳が貸方で長期未払金60と言っていましたが、その時点で、長期未払金30・短期未払金30と計上することはできないのでしょうか。 決算整理で行うべきですが、忘れてしまいそうなので④の時点で短期未払を計上したいと思いましたので。</p>	<p>交付金の交付時に長期未払金と短期未払金として仕訳しても、貸借対照表で示す結果は変わりませんので対応可能と考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／ 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
26	岡山県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替】 譲与施設の減価償却にかかる一般正味財産への振替をもう一度詳しく聞きたい。 できれば話していただいた内容をペーパーで提供して欲しい。</p>	<p>所有土地改良施設に公費分が含まれている場合、公費分である指定正味財産と土地改良区負担分である一般正味財産が一の財産に存在します。一の財産ですから、減価償却の際には、指定正味財産と一般正味財産を区別せず、所有土地改良施設全体で減価償却されますが、正味財産増減計算書では、減価償却費は一般正味財産増減の部の科目のため、指定正味財産に係る減価償却分を一般正味財産に振り替える処理を行うことで、一般正味財産に係る減価償却費が間接的ではありますが、適切な額として計上されることとなります。</p> <p>振替処理の仕訳としては、(借方)一般正味財産への振替額/(貸方)所有土地改良施設受贈益とします。振り替える額は、公費分の減価償却費額です。借方の科目は指定正味財産増減の部の科目で、施設を受け入れた際の公費分を減価償却費分だけ減額する役目をします。貸方の科目は、一般正味財産増減の部の経常収入に設定した科目です。この科目は、減価償却費と同じ一般正味財産増減の部にあります。これが経常支出である減価償却費と対応することになり、その差額が土地改良区負担分である一般正味財産に係る減価償却費となります。</p>	R6年度
27	熊本県	<p>【来客用お茶代の仕訳】 総会やその他の会議でのお茶代とは別に、来客用お茶代などは、どのような仕訳をすれば良いですか。</p>	<p>事業活動上必要な消耗品とし、消耗什器備品費として購入する仕訳が考えられます。</p>	R6年度
28	熊本県	<p>【積立型保険の処理】 満期返戻金がある積立型保険の処理について、令和5年度末の積立累積額が約〇〇万円ある。これまで積立ってきた分は、令和6年度に一括でその他固定資産で計上すればいいか、その際の振替仕訳は、借方がその他固定資産、貸方の科目は何を選択すべきか。それともテキスト22頁下に雑収入で処理するとあるように、返戻金受取時には令和5年度まで積立ってきた分は雑収入で処理すべきか。</p>	<p>保険料に貯蓄部分があり、当該貯蓄部分を貸借対照表に計上する場合には、過去に支払った貯蓄部分の累計額をその他固定資産に計上し、相手勘定は過年度修正(経常外収益)に計上します。解約返戻金受取時は、貯蓄分として計上したその他固定資産と実際の返戻金との差額を雑収入、又は雑費として処理する方法が考えられます。</p> <p>なお、当該貯蓄分を資産計上せず、支払額全額を保険料(費用)として処理する方法もありますが、その場合の解約返戻金は、その受取額全額を雑収入として処理することとなります。固定資産に計上する処理の方が望ましいと考えますが、当該保険積立金の金額の重要性や土地改良区の事務処理体制などを考慮しご判断ください。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／ 質疑テーマ⑤: 仕訳、総勘定元帳等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
29	群馬県	<p>【固定資産の取得を費用処理していた場合の修正方法】 ・固定資産取得支出について(収支決算書) 固定資産に該当するような支出(土地改良施設の更新や取得)は全て工事費か? 修繕費ではなく固定資産取得支出の予算をとって支出をするということでしょうか? 今まで固定資産取得支出で処理すべき支出を違う科目で支出していた場合はどのような処理をすべきでしょうか?(主に補助金を使用した施設の更新工事費等で理事会・総代会で通ってしまったもの)</p>	<p>固定資産を取得したり、固定資産を改修や改良してその資産の価値が増加した場合、収支決算書では、適正化事業で用水機場のポンプの更新のように修繕費で支出する場合がありますが、一般的には、固定資産取得支出の科目を使用します。この科目は貸借対照表の固定資産に結びついていますので、貸借対照表の固定資産部分が増加します。工事費や修繕費の科目を使用すると、正味財産増減計算書に反映される取引となりますので、財務諸表上、固定資産へは反映されません。</p> <p>固定資産取得支出で処理すべき支出を誤った科目で処理していたと期中で気付いた場合は、誤った支出命令書を取消し、改めて正しい科目で処理します。【土地改良区会計処理事例集P26参照】</p> <p>過年度の誤りに気付いた場合は、過年度修正で処理します。 【振替命令書】(所有土地改良施設の場合) (借方)所有土地改良施設 (貸方)過年度修正(経常外収入)</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑥：指定正味財産				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	北海道	<p>【指定正味財産の振替と減価償却】 指定正味財産の振替と減価償却の順番について振替は決算整理仕訳の前に行い、減価償却を行うことで良いか</p>	決算整理で減価償却を行い、併せて指定正味財産から一般正味財産へ振り替えることになります。	R4年度
2	宮城県	<p>【指定正味財産の振替と減価償却】 減価償却について 指定正味財産・一般正味財産が減価償却することで減少するのは分かりますが、指定正味財産から一般正味財産に振り替える意図がよくわかりません。指定は指定、一般は一般で減価償却分を減算させるだけでは駄目なんでしょうか。 ※【全国複式簿記導入促進特別研修質疑応答集 成 テーマ別編集版】P53-4にも記載がありますが、減少させる意味合いだけであれば、個々に減少させることで良いと思っています。</p>	指定正味財産の実質は補助金等であり固定資産ではないため、例え指定正味財産から一般正味財産へ振替をする額が減価償却費額だとしても、減価償却という概念は当てはまりません。そのため「減価償却費」を使用した処理はせず、「一般正味財産への振替額」という科目を使用して処理をします。 また、指定正味財産を直接減価償却処理する仕訳を考えてみますと、借方が減価償却費となりますが、そもそも指定正味財産は貸方残ですので貸方に設定する科目がなく、指定正味財産を減額させられません。このような理由から、指定正味財産として区分した固定資産受贈益等は直接減価償却はせず、指定正味財産から一般正味財産への振替を行って処理することになります。	R4年度
3	山形県	<p>【減価償却費を指定と一般に区分できるか】 減価償却費について、指定と一般に分けて入力しては間違いでしょうか</p>	土地改良区会計基準では「譲与によって取得した所有土地改良施設の取得価額は、その取得時における工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定するものとする」とあり、この取得価額(指定正味財産＋一般正味財産)を元に減価償却を行うものと考えます。	R4年度
4	埼玉県	<p>【減価償却と指定から一般への振替のタイミング】 減価償却からの一般・指定の振替が難しいので、また研修をお願いしたいです。減価償却と振替のタイミングは期末(3/31)でよいのですか？</p>	減価償却や振替は決算整理で行いますので、3/31の日付けで処理します。	R4年度
5	長野県	<p>【指定正味財産の振替と減価償却】 ・資料83ページ このケースでは、「振替命令書-1」に18円のみ載せて、「振替命令書-2」には借方「xxx(何が良いかは不明)」、貸方「所有土地改良施設」で2円を載せたほうがわかりやすいような気がします。ダメですか。</p>	土地改良区会計基準では「譲与によって取得した所有土地改良施設の取得価額は、その取得時における工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定するものとする」とあり、この取得価額(指定正味財産＋一般正味財産)を元に減価償却を行うものと考えます。 また、同会計基準 会計基準注釈(注13)で指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額を指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替えることとされていますので、テキスト記載のとおり処理が必要と考えます。	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑥：指定正味財産				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
6	高知県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替時の勘定科目】 小水力会計において、事業主体が当区であり、補助金を国、県、2市から90%もらい建設した。現在、受取補助金(経常収入)として収入し、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えるようにしているが、経常外収入が正当なのか。</p>	<p>御質問としては、補助金を含んだ土地改良施設を減価償却する際には、補助金分の減価償却費を指定正味財産から一般正味財産に振り替えている。振替の際に使用する勘定科目は経常収入又は経常外収入に属する勘定科目のどちらを使用すればよいのか?ということと考えます。</p> <p>御質問の状況であれば、減価償却費は一般正味財産増減の部の経常支出に属する勘定科目です。指定正味財産から一般正味財産への振替はこの減価償却費と対応させるために設定するものですので、一般正味財産増減の部の経常収入とすることが適当と考えます。</p>	R4年度
7	長崎県	<p>【指定正味財産の区分けは必要か】 土地改良区は非課税法人なので資産取得費を圧縮して法人税を納付する義務は発生しませんが、それでも指定正味財産として区分けする必要があるのですか。</p>	<p>貸借対照表及び財産目録は、土地改良区の全ての資産、負債及び正味財産(指定、一般)を明らかにするという趣旨ですから、非課税法人であるか否かにかかわらず、その区分を明確にする必要があります。</p> <p>指定正味財産は、補助金の交付、資産の譲与、寄付等により土地改良区が財産を受け入れた場合、その交付者、寄付者等の意図に従い供用、使用する必要がありますから、財務諸表においてその対象額を示すこととし、資産額の推移確認ができる仕組として、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部への記載が必要とされています。</p>	R4年度
8	長崎県	<p>【指定正味財産がない場合でも貸借対照表への表示は必要か】 寄付金や補助金がない場合でも貸借対照表上の正味財産欄には指定正味財産0円と記載しなければならぬのですか。</p>	<p>寄付金や補助金がない場合でも、指定正味財産と一般正味財産の別を明確にするため0円の記載をすることが適当と考えます。</p>	R4年度
9	長崎県	<p>【所有土地改良施設受贈益は経常収入か】 テキスト86ページの譲与施設の減価償却例において、指定正味財産から一般正味財産への振替分は固定資産受贈益(経常収入)として計上するとされており、財務諸表作成要領においても73ページに同様の記載がある。しかしながら、会計ソフトによっては土地改良区会計基準の別表第1 正味財産増減計算書の経常収入科目に固定資産受贈益が無いことから、経常外収入の固定資産受贈益に計上するソフトがあった。(ちなみに、テキスト185ページに示されている正味財産増減計算書においても経常外収入に計上された表が示されている。)この処理方針については経常収入に計上するという点で問題ないか。</p>	<p>テキストで使用している所有土地改良施設受贈益(経常収入)は、所有土地改良施設減価償却費(経常支出)に対応させるために設定しますので、経常収入への記載で結構です。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑥：指定正味財産				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
10	熊本県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替は必要か】 所有土地改良施設の減価償却時の仕訳について (借方)所有土地改良施設減価償却費 ／(貸方)所有土地改良施設(土地改良区) 所有土地改良施設(国、都道府県等)</p> <p>といった仕訳をすることで、指定正味財産から一般正味財産への振替仕訳をする必要はないのではないか。</p>	<p>指定正味財産の実質は補助金等であり固定資産ではないため、例え指定正味財産から一般正味財産へ振替をする額が減価償却費額だとしても、減価償却という概念は当てはまりません。そのため「減価償却費」を使用した処理はせず、「一般正味財産への振替額」という科目を使用して処理をします。</p> <p>また、指定正味財産を直接減価償却処理する仕訳を考えてみますと、借方が減価償却費となりますが、そもそも指定正味財産は貸方残ですので貸方に設定する科目がなく、指定正味財産を減額させられません。</p> <p>このような理由から、指定正味財産として区分した固定資産受贈益等は直接減価償却はせず、指定正味財産から一般正味財産への振替を行って処理することになります。</p>	R4年度
11	宮崎県	<p>【所有土地改良施設受贈益の(指定)と(一般)の違い】 譲与施設の減価償却説明時、所有土地改良施設受贈益に2つの使い方があり、決算で振替する場合と残りが不明でした。 使い方のご教授お願い致します。</p>	<p>●所有土地改良施設受贈益(指定正味財産増減の部) この科目は勘定科目一覧に初期設定されています。譲与された土地改良施設のうち、土地改良区負担分以外を計上する際に使用します。</p> <p>●所有土地改良施設受贈益(一般正味財産増減の部) この科目は勘定科目一覧には掲載されていませんが、必要に応じて設定する科目となります。指定正味財産が含まれている所有土地改良施設を減価償却したときには指定正味財産分の減価償却費を一般正味財産に振り替えますが、この際の仕訳で使用する科目となります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑦：賦課金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	埼玉県	<p>【予算編成時と振替命令時の際の賦課金額の相違】 予算編成時点での賦課金額と振替命令を入力する時の金額は若干相違してくる。未納額が変わってくるが予算を補正してよいのか。</p>	<p>当初予算から変更があった場合は、予算の補正をすることになります。</p>	R4年度
2	千葉県	<p>【賦課金の賦課に係る振替命令書の起票】 当土地改良区においては、出納整理期間後の地区面積が確定してから賦課調定額を算出しており、テキストにある賦課通知書発送時点で調定額を算出すると差額が生じてしまう。賦課金の賦課に係る振替命令書を起票するのは、資金収支整理期間後の財産目録調定時と並行して行うことは認められるか。</p>	<p>賦課金の賦課に係る振替命令書は、賦課調定額が確定して賦課通知書を発送した日となります。 なお、賦課通知書に記載した額(組合員にとって納付すべき額)と台帳・原簿上の賦課調定額は一致することになりますから、通知及び調定の時期を確認することが適当と考えます。</p>	R4年度
3	長野県	<p>【正味財産増減計算書と収支決算書の賦課金計上額】 正味財産増減計算書の経常収入(款)土地改良事業収入(項)経常賦課金は調定額になるようですが、(システム上もそのようになっているようです)、実際の収入額にならないのはどうしてですか？</p>	<p>複式簿記は発生主義であり、取引が発生した時点で仕訳を行うことで財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)への計上に繋がります。これは現金のやり取りの有無に関係なく、取引が発生した時点で処理をすることになります。 一方、収支決算書では資金収支整理期間を設定する場合は、実際に現金の受け取りや支払いがされた時点で処理を行います。このため、経常賦課金調定額全額が収入となった場合は、正味財産増減計算書の経常収入(経常賦課金)と収支決算書の土地改良事業収入(経常賦課金)は同額となりますが、未収金がある場合は、収支決算書には未収金額は計上されないため同額とはなりません。</p>	R4年度
4	長野県	<p>【未収賦課金の長期振替】 4/1に長期未収賦課金への振替命令書を作成することについて。</p>	<p>賦課調定した経常賦課金のうち、期末(3月31日)までに入金されなかった経常賦課金については、翌年度期首(4月1日)において長期未収賦課金等への振替処理が必要です。</p>	R4年度
5	富山県	<p>【賦課金を当日金融機関に入金できない場合】 賦課金を事務所に持ってこられ、当日、金融機関に入金できない場合について、「全国複式簿記導入促進特別研修質疑応答集 テーマ別編集編」の小口現金の項目の所に書いてはあるが、実際のところ、一度小口現金として収入命令書を作成し、金融口座に入金した時点で金融口座振替命令書を作成するのが適切ですか？ 会計細則では小口現金の上限を5万円としています。ここで言う小口現金には賦課金や手数料を含まないものと思っはいますが、現在は賦課金以外の手数料等に関しては小口現金を通しており、統一させていない状況です。個人的に小口現金という項目を利用するのは紛らわしい感じもします。</p>	<p>小口現金とは、日常頻繁に生じる小口経費の支払いのために一般現金から区分して現金の出納を処理する勘定ですので、小口現金への収入処理はできません。 賦課金を受領当日金融機関に入金できない場合は土地改良区内の金庫で保管することになりますが、賦課金領収日において収入命令書を作成します。(領収書は納付日で発行している。) 仕訳としては、現金及び預金(現金)／未収賦課金等となります。金融機関に入金した時点で、現金及び預金(預金)／現金及び預金(現金)と仕訳します。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑦：賦課金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
6	高知県	<p>【賦課金賦課時に振替命令書を起票しない場合】 賦課金を賦課した時、振替命令書を起票して入金 の都度収入命令書を起票するとありましたが、今年度は 振替命令書を起票せず収入命令書のみの処理をして いますが、その方法でも問題ないでしょうか。</p>	<p>国が作成した財務諸表等作成要領では賦課金入金 の都度収入命令書を起票することも許容される旨の記 載がありますが、この方法による場合、期末において 未徴収分を未収賦課金等として計上しなければなら ない点に留意して下さい。</p>	R4年度
7	東京都	<p>【賦課調定時に未収賦課金を計上しないことは可能 か】 組合員からの賦課金を計上するにあたり、調定額を年 度開始時に未収賦課金で計上しますが、調定額を計 上せず入金時に都度賦課金収入を計上する処理で は改良区会計では不適切な処理でしょうか。</p>	<p>財務諸表等作成要領改訂版P.89「1の(1)未収賦課 金等の計上時期」によると、賦課金等は、賦課調定 した日に徴収する権利が生じ、この権利に基づき、組 合員に対し、賦課徴収手続がなされます。 したがって、賦課調定した日に未収賦課金等を総額 で計上することを原則としております。その後、組合 員から賦課金等が入金される都度、現金及び預金を増 加させるとともに、計上された未収賦課金等を減少さ せる会計処理を行います。</p> <p>なお、調定した日に未収賦課金等を計上せずに、入 金の都度、経常賦課金として収入を計上する方法も許 容されておりますが、この方法による場合、期末にお いて未徴収分を未収賦課金等として計上しなければ ならない点にご留意ください。</p> <p>3/31 未収賦課金×× /経常賦課金××</p>	R6年度
8	東京都	<p>【賦課金の過誤納】 過誤に受け取った賦課金がある事に気づかず繰越を した場合の翌期処理の仕方。経常外損失にできるの か、又、勘定科目に登録されていなかったらどうするの か。</p>	<p>賦課金の過誤納還付は相手方の請求(債務の発生) に基づくことになり、前年度以前の還付であれば、当 該年度の支出予算に基づいて支出処理を行います。</p> <p>●土地改良区の債務の発生 収支:振替命令書 ¥20 雑費/未払金 複式:¥20 雑費/未払金</p> <p>●債務の支払 収支:支出命令書 ¥20 雑費 複式:¥20 未払金/現金及び預金</p> <p>上記処理で使用している勘定科目は会計基準で定め られている勘定科目ですので、設定が無い場合は登 録が必要です。 なお、勘定科目は雑費の他、過誤納還付金(新設)な どで処理している事例もあります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑦：賦課金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
9	福井県	<p>【賦課金を誤って賦課した場合】 賦課金を調定する際、誤って違う地区に賦課してしまった場合、当該年度だけではなく複式簿記導入前から誤っていたことが判明した場合の処理はどのようにすればよいか。</p>	<p>収入の誤納又は過納となった金額の払戻しは支出に属するものですから、支出予算に基づいて執行しなければなりません。会計細則例第31条第2項は、過誤納金の戻出しについて規定しています。 過誤納還付手続としては、納入者に対して還付する旨の通知をした上で、その者から還付請求書を提出させ、これに基づいて理事長は還付命令書を発し、会計主任は還付のための支払をします。 支払の手続としては、同一年度の場合は収入のマイナス(収入科目からの戻出し)となりますが、過年度の場合は何らかの支出科目で執行することになります。科目は、雑費の他、運営事務費-過誤納還付金(新設)などで処理している事例もあります。この場合は一般の経費の支払いと同じですが、還付請求書は支出命令書の証拠書類として整理します。</p> <p>なお、誤って違う地区に賦課したことにより本来賦課すべき地区に賦課していないときは、当該地区の組合員に説明の上、新たに賦課することになります。</p>	R4年度
10	福岡県	<p>【賦課金の過誤納】 賦課金の調定後に賦課金を徴収したが、後日賦課金額が誤りであったため返金処理をする場合の仕訳方法。</p>	<p>賦課金の過誤納還付は相手方の請求(債務の発生)に基づくことになり、賦課年度内の還付であれば、当初の収入命令書のマイナスで返金します。(例:20の返金) 収支:収入命令書 △¥20 経常賦課金 複式:¥20 経常賦課金/現金及び預金</p> <p>前年度以前の還付であれば、当該年度の支出予算に基づいて支出処理を行います。 ●土地改良区の債務の発生 収支:振替命令書 ¥20 雑費/未払金 複式:¥20 雑費/未払金 ●債務の支払 収支:支出命令書 ¥20 雑費 複式:¥20 未払金/現金及び預金</p>	R4年度
11	神奈川県	<p>【時効の未収賦課金の処理】 徴収権を失った(時効)未収賦課金の処理方法はどのようにすれば良いでしょうか。</p>	<p>時効が成立して徴収権を失った賦課金は、該当額を長期未収賦課金から差し引いて貸借対照表及び財産目録に計上します。 時効成立後に組合員から納付があった場合は、会計処理上は雑収入として受け入れることになります。</p>	R4年度
12	東京都	<p>【少額でも不納欠損引当金を計上するのか】 賦課金等の収入がある場合、少額でも当期の不納欠損引当金を計上した方が良いのか。</p>	<p>少額であっても当該長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合には、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上する必要があります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑦：賦課金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
13	新潟県	<p>【不納欠損引当金の計上】 BSに長期未収賦課金は計上しているが、貸倒引当金(欠損引当金)を流動資産(マイナス計上)に計上しないのはなぜ？</p>	<p>土地改良区の事業内容に鑑みれば、運営に影響を与えるような貸付け等の取引は想定されませんから貸倒引当金は計上することとされていません。不納欠損引当金は長期未収賦課金に対して設定することが想定されています。なお、長期未収賦課金に対する不納欠損引当金は、「－(マイナス)」で表示することとされています。</p>	R4年度
14	愛知県	<p>【長期未収賦課金の不納欠損処理】 時効を迎えた長期未収賦課金を不納欠損として処理するのは、時効の満了日の当日付け(時効の満了日の”翌日”ではなく)によるのか。 また、実務上においては、都度ではなく、月末締め又は期末締めで時効に達した複数件分をまとめて処理することは許容されるのか。</p>	<p>不納欠損処理は時効成立時(満了日の24時(翌日))となります。 実務としては、複数件まとめて処理することも許容されるものと考えます。</p>	R4年度
15	愛知県	<p>【時効を迎えた長期未収賦課金に回収見込みがある場合】 時効を迎えた長期未収賦課金であっても、回収の見込みがある(時効直前、滞納者から、時効に関わらず支払いの意思があったなど)場合は、不納欠損として処理せず、長期未収賦課金のまま残高計上しておくことは認められるのか。</p>	<p>時効を迎えた未収賦課金であれば、不納欠損処理の上、雑収入等により受け入れることが適当と考えます。なお、時効直前に滞納者から支払の意思表示があれば、それは時効の更新理由の「承認」に当たる可能性もあります。この「承認」に該当するのであれば、長期未収賦課金等としての計上を継続することができます。</p>	R4年度
16	愛知県	<p>【時効が成立した未収賦課金の説明】 全国複式簿記導入促進特別研修質疑応答集 テーマ別編集版(令和4年7月)p74:番号10によると、「消滅時効が完成したことに伴う不納欠損処理については、総代会に対し判断を伺うという余地はありません」とあるが、理事会についても同様という考えでよろしいか。(→理事長決裁(報告)で差し支えない、と考えている。) なお、現行の会計細則例には不納欠損処理の規定がないが、そのことについて農水省から何か見解はあるか。</p>	<p>時効が成立した未収賦課金について総代会や理事会の判断は必要でなくとも、決算関係書類の承認を求めると、時効成立に至った額、理由、経緯を説明する用意が必要です。 なお、会計細則例において不納欠損処理について規定していないことの農水省の見解は承知していません。</p>	R4年度
17	愛知県	<p>【不納欠損引当金の承認】 全国複式簿記導入促進特別研修質疑応答集 テーマ別編集版(令和4年7月)p75:番号10、p76:番号12,16によると、「不納欠損引当金の計上にあたっては総(代)会ではなく、理事会での議決で差し支えない」と読めるが、p76:番号14によると「総(代)会の議決が必要」と記載されている。 p76:番号14の「総(代)会の議決が必要」とはどういう意味か。</p>	<p>不納欠損額や不納欠損引当金繰入額は正味財産増減計算書の一項目として表示されており個別に把握できるため、『・・・不納欠損引当金の設定について単独で議決を得る必要はなく、引当金の設定、繰入額あるいは取崩益の決定については、貸借対照表や正味財産増減計算書の総会又は総代会の承認を得ることにより行います。』(全国複式簿記導入促進特別研修質疑応答集 テーマ別編集版(令和4年7月)p76:番号16)としています。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑦：賦課金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
18	埼玉県	<p>【賦課金の徴収期間の延長】 賦課金の徴収権が5年で失効してしまうが、分割でも一部の支払いをした場合は、過去5年間の徴収期間は総じて延長されるのでしょうか。もしくは支払った年度のみが期間延長されるのでしょうか。</p>	<p>分割による納付であっても、「延滞にかかる賦課金の一部である旨の意思表示」として民法上の「承認」に該当し、時効更新の効果が発生するとされています。未納賦課金が複数年あるときに納入金をどの年度の未納賦課金に充当するかは、民法第488条の規定に従うことになり、①滞納組合員から指定があったときには、その年度の賦課金、②指定がないときには、土地改良区が指定する年度の賦課金に充当することになります。この場合、土地改良区は、未納債権の全ての時効を更新するため、納入金を各年に充当することも可能ですし、滞納組合員の納入意識を確保するため古い年度の未納金に当てることも考えられます。いずれの場合も、滞納組合員に説明し、意思確認を行っておくことが適当です。複数の年度の未納金に充てたときは、領収書もそれぞれの年度に分けて交付する必要があります。</p>	R6年度
19	山口県	<p>【時効によって消滅した債権の処理】 実践編テキストP.35「時効などによって消滅した債権は貸借対照表に計上されません。」とあるが、不納欠損処理をするまでバランス上は計上されるものではないのでしょうか。(＝オフバランスではないのでは?) また、不納欠損するには総代会の承認が必要であるので、承認があるまでは計上する必要はあるのでしょうか。 ⇒財務分析編のテキストP.87にも時効が成立した場合に必要な処理とされている。</p>	<p>時効が成立した場合は、総代会の承認の有無に関わらず徴収が不能となります。総代会との関係では、その後の決算処理において長期未収賦課金を減額させた決算関係書類を調製し、その承認を得ることが必要となります。 なお、不納欠損処理には、時効が成立した場合のほか、時効成立前に債権放棄をするときがありますが、その場合は、貴見のとおり扱いになります。</p>	R6年度
20	富山県	<p>【未収賦課金の件数の数え方】 財務諸表に対する注記や、財産目録に出てくる未収賦課金の件数の数え方について、当土地改良区では1年に2回徴収時期があるのですが、同一人物の賦課金が1期2期ともに徴収できなければ、2件としてカウントでしょうか。(人単位でカウントして1件としてまとめてよいのか迷います)</p>	<p>未収賦課金は、未収賦課金及び長期未収賦課金ごと、調定年度ごと、賦課種別ごとに区分して記載するとされているのみですが(財務諸表作成要領)、人単位ではなく、各賦課調定ごとに認識して2件でカウントすることが適当と考えます。</p>	R6年度
21	埼玉県	<p>【未収賦課金の管理方法】 未収賦課金の台帳については、毎年未収リストを作成しないとしないのでしょうか？合計の件数と金額だけでも良いのでしょうか？</p>	<p>会計細則に基づく賦課金台帳では、賦課案件(年度、経常賦課金・特別賦課金の別)ごとに賦課金額、徴収済額及び徴収未済額の記載を求めているのみであり、財務諸表に対する注記においても未収の件数と金額を記載することを求めているのみですから、未収賦課金台帳や毎年末の未収リストの作成までが求められているわけではありません。 一方、債権管理上は、未納者の氏名や具体的な未納債権の内容を整理して把握することが適当であり、「滞納賦課金整理簿」の様式も書籍(滞納処分の手引き)では示されています。 現在は、会計処理もシステム化されていますから、賦課金台帳に未収情報を記載することも、簡明で有効と考えています。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑧：不納欠損				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	石川県	<p>【不納欠損の基準】 不納欠損の基準を知りたい。</p>	<p>地方税法などで定められている不納欠損の条件としては、滞納処分をすることで生活を著しく逼迫させる場合、滞納処分する財産がない場合等賦課金の徴収ができない場合や、賦課金の消滅時効が完成している場合となります(土地改良区の賦課金の徴収権の時効は、土地改良法第39条第7項の規定により、国税及び地方税の例によるとされており、納期限の翌日から起算して5年とされています)。 なお、不納欠損処理には総(代)会の議決を経る必要があり、役員の実務として最大限債権確保に取り組んだ経緯など、総代や組合員に説明し、不納欠損の承認を求める必要があります。</p>	R5年度
2	鳥取県	<p>【不納欠損引当金繰入のタイミング】 不納欠損引当金繰入のタイミングと不納欠損処理の時期について</p>	<p>長期未収賦課金等について不納欠損引当金を設定するのは、 ① 滞納処分を行ってもなお徴収できなかった場合 ② 滞納処分は実施していないが、調査の結果、所有者不明や相続人不在(相続放棄)で徴収不能の場合等、時効が完成するまでに当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難であると認められる場合に行います。</p> <p>したがって、不納欠損引当金の設定のタイミングは、このように判断したときの決算整理において行うことになります(財務諸表等作成要領改訂版(P89))。</p>	R5年度
3	高知県	<p>【不納欠損引当金繰入のタイミング】 不納欠損引当金の計上については不納欠損となる前年度の総代会で承認を受けた上で計上しないといけないものと思っていた。そのため、不納欠損処分となる前年度に計上する承認を総代会で1議案として提出しないとけないと思っていたが、回答を読む限り、不納欠損引当額計上の承認は財務諸表完成(決算)後であり、翌年度末の総代会の承認で構わないと理解して問題ないか。(委員会、理事会で徴収、滞納の状況を定期的に報告。しかし、総代会においては不納欠損処分を決算書に記載し承認をもらっている。)</p>	<p>不納欠損処理は、未収賦課金等について時効が成立して徴収不能となったときや、債権放棄するときなど、土地改良区の資産が現実に減少するときに行うもので、総代会の承認が必要となります。 一方、不納欠損引当金は、相当な確実性を持って不納欠損処理に至ると判断したときに計上することになり、その時点では現実の資産が減少しているわけではないので、計上することについて総代会の承認を得る必要はありません。この場合は、引当金計上した貸借対照表の承認を得ることになります。</p>	<p>(資料1) R4統合整備推進研修(会計研修)質疑応答集成 P18-14及び P19-16回答 (資料2) R5.2改訂／財務諸表等作成要領P92取引例</p>

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑨：積立金、引当金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	静岡県	<p>【職員退職給付引当金の基準】 ・職員退職給付引当金について積立はおおよそどの程度の引当金積立が必要と判断するのか、また基準となる資料をご提示願います。</p>	<p>職員退職給付引当金は、期末に職員が全員退職したとして必要となる退職金額を計上しますから、それに見合う額を積み立てることが望ましいのですが、実態としてそれが困難であれば、引当金額を満たすまで計画的に積み立てていくことが必要となります。</p>	R4年度
2	富山県	<p>【積立資産の受取利息の取扱い】 特定資産 職員退職給与引当金の受取利息の取扱いについて 特定資産職員退職給与引当金専用の通帳があり、その中で当管理をしています。受取利息が発生した場合、一般会計特定資産利息収入に計上し同額を特定資産退職給与引当金へ払出しています。退職給与費用計上額は ①利息金額を引いた金額で計上か？ ②利息を一般会計へ戻し、規定に沿った額費用の計上か？ (単式簿記では、専用の通帳の残高＝期末時点の退職金要支給額利息額を費用から減額していました) ③ ①、②どちらも可でしょうか？</p>	<p>御質問の職員退職給付引当金は、特定資産としては職員退職給付積立資産となります。この積立資産に係る受取利息については、積立資産の運用規程等に準い処理することとなりますが、</p> <p>① 受取利息を含めて当期の積立費用として扱う場合には、特定資産として受取利息を計上した後、受取利息を除いた積立費用を一般会計から特定資産に積み立てます。 ② 受取利息を一旦一般会計に受け入れ、別途、当期の積立費用を計上する場合には、特定資産に入金された受取利息を一般会計に支出する処理をし、当期に積み立てるべき額を一般会計から特定資産に積み立てます。</p>	R4年度
3	福井県	<p>【職員退職給付引当積立資産が引当金より多い場合】 職員退職給付引当積立資産は、今いる職員全員が当期中に退職した場合に引き当てできる額との説明があった。当改良区ではその額の2倍程度の積立をしているが良いか否か。多くなり過ぎたので翌期は積立を停止したいとも考えている。ただし現在の支給率が時代に合っていない様なので更新したいと考えています。</p>	<p>引当金は各土地改良区の引当金計上基準に従って計上していくもので、積立金は引当金の額を上限として実際に現金等を積み立てるものとなります。現在、積立金額が引当金額を上回っているなら、引当金額の妥当性を検証の上、上回っている分を他の資産に振り向けることになると考えます。</p>	R4年度
4	高知県	<p>【職員退職給付引当積立資産の会計間統合】 現在まで職員退職給与積立金の通帳を一般会計と小水力会計で開設していたが、小水力会計では積立せず、一般会計で積立することにした。そのため、小水力会計の積立金額を一般会計の積立金通帳に振替え、まとめた。この場合、①積立金の振替方法(経理方法及び仕訳)②今後、小水力会計の資産計上が必要となるかどうか。</p>	<p>発電会計で職員退職金積立規程等を廃止しこれを一般会計に移すということは、この分の国庫返納が発生することも考えられます。また、退職金の規程があるとするれば、引当金の計上は必須、積立金は任意となりますのでこのまま特別会計で管理した方がよいとも考えられます。まずは発電に係る補助金の交付元の農政局に確認の上、比較考量されることがよろしいかと考えます。</p>	R4年度
5	大分県	<p>【引当金に対応する積立金の積立】 退職給与引当金を期末に計算した場合、退職給与積立金をその分全額計上することが必要となるのか。</p>	<p>期末に計算した退職給付引当金は必ずしも全額退職給付引当積立資産とすることまで求められませんが、急に職員が退職することになった場合は積立金からの支払が可能ですので、引当金＝積立金の形が理想と考えます。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑨：積立金、引当金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
6	宮城県	<p>【積立金規程の必要性】 特定資産「～積立金」は積立金の種類毎に積立金規程を設ける必要があるのか。 「特定資産積立金規程」のようにまとめてひとつの規程は可か。</p>	<p>積立金の管理規程は、積立の目的、積立方法、積立金の管理及び処分の方法等必要な事項が記載されていればよいので、それぞれの積立金毎に規程を定めることも、まとめて一つの規程とした上で、積立金毎に取扱いが異なるところを区分して明記することも可能と考えます。</p>	R5年度
7	栃木県	<p>【退職給付会計とは何か】 29職員退職給付引当金の計上<109頁> 取引例に記載されている「退職給付会計を適用する。」とはどのようなことでしょうか。</p>	<p>各土地改良区で定めた退職給付に関する規程を適用して処理することを示しています。</p>	R5年度
8	静岡県	<p>【職員退職給付引当金の計上基準】 職員退職給付引当金は、土地改良区の都合(又は死亡)で算出して計上している。自己都合退職の額に計上しなおすべきか。</p>	<p>職員退職給付引当金は、土地改良区が退職給付の支払義務のある職員を雇用する際、関係規程に定められた退職金の計算方法に基づき算定される額を計上することになります。したがって、規程に基づき算定している限り土地改良区都合の算定でも間違いではありませんが、関係者から説明を求められた際に、合理的な回答を用意する必要があります。</p>	R5年度
9	新潟県	<p>【引当金と積立金の関係】 退職給付引当金以上に積立金残高を保有してはならないと認識しているが、積立額を調整し引当金以上としないようにした方が良いか。</p>	<p>職員退職給付引当積立資産が職員退職給付引当金を超過している状況は、本来は適切ではありませんが、土地改良区が準備している積立金基準に照らし合わせ、積立金を適当な額まで取り崩すかどうかは各土地改良区の判断となります。また、引当金を超過している積立金部分に関しては、余剰ではないかという指摘に対する説明が必要になります。</p>	R5年度
10	富山県	<p>【職員退職給付引当積立資産の年度当初の積立】 職員退職給付引当金の計上、職員退職引当積立資産の積立は年度末の3月31日に処理することになっているが、翌年、年度初めの4月1日にその年度の必要額を計上し積み立てるのでも問題ないでしょうか。</p>	<p>職員退職給付引当金は期末日時点での計上が必要ですが、これに対応する職員退職給付引当積立資産の計上は翌年度の予算執行としても経理処理としての問題は生じません。この方法による場合、貸借対照表上、引当金額と引当積立資産額が見合わないことに留意が必要です。</p>	R5年度
11	愛知県	<p>【期中において積立資産が引当金を上回る場合】 職員退職給付引当金の計上を3/31に行い、期中に積立すると積立資産が引当金を上回る(決算時は同額になる)が、それでもいいでしょうか 積立資金額と引当金額が同額のときに運用益を積立てはできないか、引当金を計上後の積立てになるのか 退職金給付規程の変更で引当金が減少し、積立金超過になった場合の処理方法について(職員全員の自己都合による退職の総額を引当金という規則に従うと)</p>	<p>期末において職員退職給付引当金が積立資産額を上回っている状況であれば、期中において積立資産額が引当金を超過していても会計処理の一時的なタイミングの差異と考えられますので、問題ないと考えます。 仮に職員退職給付引当積立資産が職員退職給付引当金を超過している状況は、本来は適切ではありませんが、土地改良区が準備している積立金基準に照らし合わせ、積立金を適当な額まで取り崩すかどうかは各土地改良区の判断となります。また、引当金を超過している積立金部分に関しては、余剰ではないかという指摘に対する説明が必要になります。 なお、引当金の取崩処理の仕訳としては、以下のとおりです。 (借方)職員退職給付引当金／(貸方)職員退職給付引当金戻入額(科目名は仮に設定)</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑨：積立金、引当金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
12	愛知県	<p>【職員退職給付引当積立資産の適正な積立基準】 職員退職給付引当資産について100%にしておくべきか、または何%ぐらいが適切か。 さらに役員、総代退職給付引当は積立するべきか。</p>	<p>職員退職給付引当積立資産の計上額を職員退職給付引当金のどの程度まで設定するかは各土地改良区の積立金規程で定めることができますが、引当金＝積立金の設定であれば、職員としては安心感があるのではないのでしょうか。 役員、総代に関しての退任慰労引当金の設定については、各土地改良区の関係規程に明記されたものは計上することになります(会計基準別表第1の科目説明)。</p>	R5年度
13	滋賀県	<p>【職員退職給付引当金の原則法と簡便法】 職員退職給付引当金の本則処理の仕訳例などを示してほしい。</p>	<p>職員退職給付引当金の計算には、原則法と簡便法があります。 原則法は、退職給付引当金 = 退職給付債務(負債) - 年金資産(資産)という式で表される原則通りに計算して引当金を求める方法です。退職給付債務は、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算する必要があり、そこから未認識過去勤務債務、そして未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額が退職給付引当金となります。しかし、この方法だと経理担当者の少ない事業所などの事務負担が大きいため、原則として従業員300人未満の企業については、簡便法という方法で退職給付引当金を計上して良いことになっています。簡便法にはいくつか種類があり、期末自己都合要支給額を退職給付債務(=退職給付引当金)とする方法や、期末自己都合要支給額に一定の係数を乗じた額を退職給付債務(=退職給付引当金)とする方法等があります。</p>	R5年度
14	大阪府	<p>【職員退職給付引当金等の規程の整備】 職員退職給付引当金及び引当積立金についてお伺いいたします。 職員退職給付引当金の引当基準について、「年度末において職員全員が自己都合で退職した場合の金額を退職金の引当限度として引き当てると解釈しておりますが、この引当基準及び退職金の支給基準については、職員給与規定、退職金支給規定等の規定に明記しなければなりませんか。 また、これに対する引当積立金については、積立基準規定等は必要ですか。当区は、毎年収入不足で財政調整金で補って運営をしておりますので、引当積立は難しいです。今までは退職があった場合は、一時金程度の支給ですませております。 財務分析のお話も承りましたが、資産、負債の適切な管理をしようとすれば、将来発生する債務についても、計上するのが良いとは思いますが当区では非常に難しいことだと考えております。</p>	<p>①退職金の支給基準、②引当金の計上基準、③積立資産の計上基準の3つの観点から説明します。 ①退職金の支給基準については、退職金の支給が恣意的になることを防ぐ必要性から、規程を整備しておく必要があると考えます。 ②一方、引当金の計上基準は規程を整備する必要はなく、財務諸表に対する注記に記載すれば良いです。 ③また、積立資産はあくまで特定の目的のために保有する財産ですから、その根拠となる積立金規程は必要と考えます。ただし、当該規程に毎年の積立額まで記載する必要はなく、積立資産の目的、積立限度額、取り崩す場合の手続き、目的外使用する場合の手続きなどが記載されていれば良いのではないのでしょうか。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑨：積立金、引当金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
15	徳島県	<p>【職員退職給付引当金の計上基準】 職員退職引当金について話がありましたが、この引当金は自己都合の額で記載しなければならないのでしょうか。本土地改良区では最大値を目安として近年まで積立をしており、現在、積立額＝引当金額としておりますが、自己都合であれば積立額＞引当額となるので引当金を変更(減額)した方がよいのでしょうか。</p>	<p>退職給付引当金の計算パターンは複数あり得ますので、どのパターンで計上するかは土地改良区の任意となります。選択した方法については、財務諸表に対する注記の引当金の計上基準に記載して下さい。 職員退職給付引当積立資産が職員退職給付引当金を超過している状況は、本来は適切ではありませんが、土地改良区が準備している積立金基準に照らし合わせ、積立金を適当な額まで取り崩すかどうかは各土地改良区の判断となります。また、引当金を超過している積立金部分に関しては、余剰ではないかという指摘に対する説明が必要になります。</p>	R5年度
16	栃木県	<p>【積立資産と引当金の差】 職員退職給付引当積立資産が、職員退職給付引当金より多い場合は、差額分を他の積立金へ取り崩し、同額としておくと説明がありました。2月に行われた研修の資料には「貸借対照表上は≒が望ましい」とあります。どちらが正しいのでしょうか。差額がありすぎるとNGということもありますか？</p>	<p>職員退職給付引当積立資産が職員退職給付引当金を超過している状況は、本来は適切ではありませんが、土地改良区が準備している積立金基準に照らし合わせ、積立金を適当な額まで取り崩すかどうかは各土地改良区の判断となります。また、引当金を超過している積立金部分に関しては、余剰ではないかという指摘があれば説明が必要になります。積立資産と引当金の差が大きくても、その理由が積立金基準等に照らし合わせて齟齬がなければ問題ないと考えます。</p>	R6年度
17	石川県	<p>【退職給付引当積立資産の取崩し】 退職給付引当積立資産が退職給付引当金を上回っている場合、必ず取崩し同額にしなければいけないのですか？</p>	<p>引当金と対応している積立資産は、引当金以上に積立をしていても引当金までの金額しか使用できません。このため引当金以上に積立を行っている場合は、引当金と積立資産が同額になるように積立資産の取崩を行うことが原則ですが、何らかの理由で取崩ができない場合は、なぜ引当金を上回った積立をしているのかの理由を説明できるようにしておく必要があります。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	東京都	<p>【土地改良施設の除却】 補助金を受けた土地改良施設で、耐用年数終了までに除却する場合の処理の方法は如何か。</p>	<p>補助金を含む土地改良施設を耐用年数が残っている状態で除却する場合、施設に処分制限がかかっている場合や補助金返還が必要な場合もありますから、まずは補助者とよく相談をしてから除却の判断をすることが必要と考えます。その上で除却することになった場合は、除却時点での帳簿価額を踏まえ、特定資産の区分からその他固定資産の区分に振り替えてから除却処理を行います。その際、売却価額と帳簿価額の間益が出た場合は売却益を、損が出た場合は売却損を計上します。</p> <p>なお、補助金分に関しては、指定正味財産から一般正味財産への振替処理も併せて必要です。</p>	R4年度
2	山梨県	<p>【固定資産の耐用年数の設定】 減価償却について・・・耐用年数はどのように設定するのか。</p>	<p>土地改良施設の耐用年数であれば、国が出している『土地改良施設の資産評価に係る参考資料』に記載がありますので参考にして下さい。一般的な固定資産であれば、財務省令の別表を参考にして下さい。</p>	R4年度
3	山梨県	<p>【古い施設の取得価額の見積り】 施設が古い場合、取得価格をどのように見積もるのか。</p>	<p>土地改良施設の取得価額が不明な場合は、国の『土地改良施設の資産評価マニュアル』に沿って取得価額を導き出すこともできますが、県の指導方針に従う必要がありますので、県担当者又は県土地連の会計指導員に御相談下さい。</p>	R4年度
4	山梨県	<p>【土地改良区の受益地の確認方法】 土地改良区の土地とそれ以外を調べる方法はあるか。</p>	<p>土地改良区の地区内の土地は、その全てを土地原簿に登載する必要がありますから、地区内であるかどうかの確認はそれによることが原則です。確認できないときは、用水系統(配水区域、集水区域)を元に判断することになります。</p>	R4年度
5	富山県	<p>【土地改良施設の耐用年数】 今回の研修で修繕費のうち、資産化するものについてのお話をいただきましたが、古い土地改良施設についてはほぼ耐用年数が延びるのではないのでしょうか？資産評価についてより詳細な指標や具体的な事例を交えてご教示いただけないでしょうか</p>	<p>耐用年数が過ぎた土地改良施設は、備忘価額1円として財務諸表に計上されます。この施設の機能を向上させる改修等を行った際には施設の価値を増加させる必要があり、その部分の耐用年数が延長されます。土地改良施設の資産評価については国の資産評価マニュアルもありますが、県の指導方針に従う必要がありますから、県担当者又は土地連の会計指導員に御相談下さい。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	新潟県	<p>【土地改良事業分担金と前払金】 土地改良事業分担金について今まで支払っていた分担金は「R4.4.1」でまとめて前払金として計上しても良いか？</p>	<p>令和4年度から複式簿記を開始している場合は、開始貸借対照表に前払金を追加することで対応できると考えます。令和4年度以前から複式簿記を始めている場合は、以下の処理方法とすることが考えられます。</p> <p>1.前払金で処理した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金20円支払い 前払金20／現金及び預金20 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 前払金20 <p>2.都道府県営事業分担金で処理した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金20円支払い 都道府県営事業分担金20 ／現金及び預金20 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 過年度修正20 	R4年度
7	富山県	<p>【県営事業で造成した土地改良施設の譲与】 事業年度が長期にわたる県営事業等で、土地改良施設の譲与を受けた時の具体的な仕訳を教えてください。(特にほ場整備事業等では前払金＝土地改良区負担分という考え方でよいか？)</p>	<p>テキストでは都道府県営事業で土地改良施設を造成後に、土地改良区に当該施設を譲与するという前提で処理を行っています。この場合、分担金として支払った分は前払金で処理しますので下記の仕訳となり、ご認識のとおり、前払金＝土地改良区負担分となります。</p> <p>●前払金で処理した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金20円支払い 前払金20／現金及び預金20 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 前払金20 	R4年度
8	福井県	<p>【団体営事業(町営)による譲与財産】 ・団体営事業(町営)による譲与財産の減価償却の仕訳 県営事業による譲与財産の減価償却を行う際、仕訳2の貸方に所有土地改良施設受贈益を計上する、という説明の際、団体営事業はこの科目ではなく「受取補助金？」を使うとの説明があったかと思えます。具体的な仕訳についてご教示願います。(説明の理解が間違っていたら申し訳ありません)</p> <p>・団体営事業(町営)による財産の譲与の仕訳 前段の質問と関連するのですが、団体営事業による譲与財産価値の内、指定正味財産分を所有土地改良施設受贈益としないなら、譲与時にどの科目で受ければよいでしょうか。</p>	<p>町営も「団体営」に含まれるので「受取補助金」で処理をするように思えますが、県営の時と同じように、町が造成した施設であっても用途に制約が課されるので、「所有土地改良施設受贈益」で処理をしてください。「受取補助金」を使用するのは造成主体が土地改良区になる場合のみとなります。</p> <p>また、質疑応答集成(テーマ別編集版)P50の2にあるように、市町が造成した施設であっても、用途に制約が課されている場合には、指定正味財産に含まれません。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
9	福井県	<p>【過年度に分担金支出をした土地改良施設の譲与】 ・土地改良施設の譲与の際の仕訳について 本年度、県営施設・団体営施設の譲与契約を結ぶ予定ですが、分担金支出は昨年度までで完了しています。 本来、分担金支出時に前払金を資産計上しておいて、財産譲与時に自己負担分の貸方とするとのことでした。 昨年度までの分担金は単なる支出と考え、開始貸借対照表に前払金を計上しておりません。 講義では、分担金支出済みの場合は「過年度修正」をすればよいという説明がありましたが、具体的にはどういった仕訳を行えばよいのでしょうか。</p>	<p>令和4年度から複式簿記を開始している場合は、開始貸借対照表に前払金を追加することで対応できると考えます。令和4年度以前から複式簿記を始めている場合は、以下の処理方法とすることが考えられます。</p> <p>1.前払金で処理した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金20円支払い 前払金20／現金及び預金20 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 前払金20 <p>2.都道府県営事業分担金で処理した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金20円支払い 都道府県営事業分担金20 ／現金及び預金20 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 過年度修正20 	R4年度
10	島根県	<p>【譲与施設を指定正味財産に計上していない場合】 既に複式会計を開始しており、国、県で造成した施設の譲与を受けており、受贈益として計上していない場合、過年度修正を使って修正すべきか</p>	<p>土地改良区が所有している土地改良施設に国、県等からの補助金等が含まれている場合は、指定正味財産(所有土地改良施設受贈益)として計上する必要があります。この計上をしていないのであれば修正が必要になります。</p> <p>この場合は過年度修正で修正します。 過年度修正／所有土地改良施設受贈益(指定)</p>	R4年度
11	香川県	<p>【譲与資産の調査は必要か】 減価償却資産のすべてについて、譲与により取得しているものかどうか調査する必要があるのか？</p>	<p>全ての減価償却資産について、譲与により取得しているか、管理受託によるものか、用途が指定された寄付金や補助金等が含まれているか確認する必要があります。</p> <p>なお、土地改良施設については、土地改良施設台帳の管理区分で判断できると考えます。</p>	R4年度
12	長崎県	<p>【整備中の固定資産の評価】 現在、基盤整備中の地区は平成元年度から毎年多額の補助金が発生しているが、通年施工のためその該当施設(水路・農道等)は未登記である。 基盤整備完了後(財産取得年度・登記後)には水路・道路等の各固定資産の取得費(評価)は連合会でしていただけるのでしょうか。</p>	<p>土地改良区が管理する土地改良施設の増減が生じた場合は、その造成主体が土地改良区に取得価額の情報を提供することになっています。この情報を受け、土地改良区は土地改良施設台帳を更新することになります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
13	佐賀県	<p>【過年度に分担金支出をした土地改良施設の譲与】 都道府県営土地改良事業分担金支払時に前払金処理するとあるが、既に費用処理している場合はどうすれば良いか。</p>	<p>令和4年度から複式簿記を開始している場合は、開始貸借対照表に前払金を追加することで対応できると考えます。令和4年度以前から複式簿記を始めている場合は、以下の処理方法とすることが考えられます。</p> <p>1.前払金で処理した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金20円支払い 前払金20／現金及び預金20 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 前払金20 <p>2.都道府県営事業分担金で処理した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金20円支払い 都道府県営事業分担金20 ／現金及び預金20 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 過年度修正20 	R4年度
14	長崎県	<p>【土地改良施設の譲与前に支払う分担金】 県営事業実施中の改良区において、公庫資金等長期借入金がある場合、次のような開始貸借対照表を作成する改良区がある。 資産 預金100 ／負債 公庫資金等長期借入金 1000 正味財産 -900</p> <p>事業の改良区負担金を納付している場合、財務諸表作成要領126ページに記載があるように前払金もしくは長期前払金を資産に計上する必要があると思うが、計上する金額は改良区負担分のうち将来土地改良施設として譲与されることを予定している分(負担金から取得価額を算定しないことができる土地改良施設に使われる費用を除く)という認識でよいか。 団体営事業の場合は同様の考え方で土地改良施設建設仮勘定科目を用いるという事でよいか。</p>	<p>令和4年度から複式簿記を開始している場合は、開始貸借対照表に前払金を追加し、施設を譲与される際に所有土地改良施設に振り替えることで対応できると考えます。前払金として計上する金額としては、すでに分担金として支払った金額で計上し、譲与されたときに差額がある場合(追加支払)は現金預金から支出処理することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過年度に都道府県営事業分担金で処理した場合(令和4年度から複式簿記開始の場合の例) ・開始貸借対照表に過年度に支払った土地改良事業分担金20を「前払金20」として資産計上する。 ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益80 前払金20 <p>※前払金が少なかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の譲与(補助率80%) 所有土地改良施設120 ／所有土地改良施設受贈益96 前払金20 現金及び預金4 <p>また、団体営事業での施設造成は、完成前に前払いする金額は土地改良施設建設仮勘定で処理し、完成後に所有土地改良施設に振り替えます。この際補助金が含まれている場合は補助金分を指定正味財産として計上しますので、完成後に減価償却を行う際には指定正味財産から一般正味財産への振替処理が必要となります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
15	熊本県	<p>【土地改良区の財産の払下げ処理】 土地改良区財産の払下げを行う場合の複式簿記における処理について</p>	<p>払下げをする土地改良区財産が何かは不明ですが、公用車、事務用地等のその他固定資産に区分されている場合は、払下げ(売却)時点での帳簿価額を踏まえて会計処理をします。その際、売却価額と帳簿価額の間で益が出た場合は売却益を、損が出た場合は売却損を計上します。</p> <p>また、土地改良施設用地等の払下げ(売却)であれば、特定資産の区分からその他固定資産の区分に振り替えてから売却処理をします。</p> <p>なお、補助金等が含まれている資産の払下げをする場合も考えられますが、処分制限がかかっている場合や補助金返還が必要な場合もありますから、補助者とよく相談をして払下げを判断することが必要と考えます。その上で払下げを行うことになった場合は、指定正味財産から一般正味財産への振替処理も併せて必要です。</p>	R4年度
16	宮崎県	<p>【土地改良施設の譲与と管理受託の処理の違い】 譲与と管理委託について(所有土地改良施設・受託土地改良施設使用収益権) 改良区として負担金0円の場合、土地改良施設の譲与と管理受託はどうなるのか？(仕訳等)</p>	<p>●土地改良施設の譲与(土地改良区負担0円の場合) 【施設譲与时】 所有土地改良施設100 ／所有土地改良施設受贈益(指定)100 【減価償却時】 所有土地改良施設減価償却費20 ／所有土地改良施設20 一般正味財産への振替額20 ／所有土地改良施設受贈益(一般)20</p> <p>●土地改良施設の管理受託(土地改良区負担0円の場合) 【管理受託時】 受託土地改良施設使用収益権1 ／受託土地改良施設使用収益権1 ※貸方の科目は、経常外収入の款:固定資産受贈益 ※会計基準注解(注5)参照</p>	R4年度
17	鹿児島県	<p>【分担金支出後に土地改良施設の管理受託をした場合の処理】 過年度に土地改良事業分担金を支払った施設を、後年度、管理受託した場合の仕訳のやり方を知りたい。</p>	<p>令和4年度から複式簿記を開始している場合は、開始貸借対照表に前払金を追加し、実際に管理受託する際に受託土地改良施設使用収益権に振り替えることで対応できると考えます。また、令和4年度以前から複式簿記を始めている場合は、過年度修正を使用した処理が考えられます。</p> <p>●過年度に都道府県営事業分担金で処理した場合</p> <p>1.令和4年度から複式簿記開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始貸借対照表に過年度に支払った土地改良事業分担金20を「前払金20」として資産計上する。 ・土地改良施設の管理受託 受託土地改良施設使用収益権20／前払金20 <p>2.令和4年度以前から複式簿記開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の管理受託 受託土地改良施設使用収益権20／過年度修正20 	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
18	岩手県	<p>【土地改良施設の払い下げ】 備忘価格の土地改良施設の一部を払い下げする時の処理方法について教えてください。</p>	<p>備忘価格1円の土地改良施設の払下げの手続きは、 1. 理事会(又は総代会)等で土地改良施設の払下げについての意思決定(関係施設の用途廃止、財産処分に係る手続き)を行います。 2. 土地改良施設台帳の関係部分を変更します。土地の部のほか施設の部についても用途廃止(削除)、数量変更等が必要になります。 3. 払下げが売却であれば、会計処理は、固定資産売却益の計上をします。 現金及び預金/固定資産売却益 4. 施設の一部の払下げですから貸借対照表の所有土地改良施設は備忘価格1円のままです。 5. 維持管理計画の変更を行います。</p>	R5年度
19	宮城県	<p>【施設修繕による固定資産の評価】 維持管理修繕及び事業で施設の修繕した場合の固定資産の評価はどのようにしたら良いのでしょうか。</p>	<p>修繕事業は、収益的支出ですから固定資産の価値は上がりません。そのため、修繕費などの支出の勘定科目で処理します。</p>	R5年度
20	宮城県	<p>【土地改良施設の管理受託】 p.45において「土地改良事業の管理受託」で県営事業により造成された施設の取引事例があるが、土地改良区の負担が無く、管理受託をしたときの処理はどうなるのか。</p>	<p>土地改良区の負担がない場合は、土地改良施設台帳の、「内土地改良区負担分」を1円で計上します。仕訳は、 (資産)受託土地改良施設使用収益権 1/(経常外収入)受託土地改良施設使用収益権 1 とします。</p>	R5年度
21	宮城県	<p>【土地改良区負担がない管理受託施設】 土地改良区負担の無い管理受託施設の処理はどうすべきか。</p>	<p>土地改良区の負担がない場合は、土地改良施設台帳の、「内土地改良区負担分」を1円で計上します。仕訳は、 (資産)受託土地改良施設使用収益権 1/(経常外収入)受託土地改良施設使用収益権 1 とします。</p>	R5年度
22	宮城県	<p>【固定資産の期中売却による減価償却】 資産を年度途中で除却する場合、資産の残存価額が1円でなかったら減価償却の月割計算は必要ですか？</p>	<p>土地改良施設以外の資産でしたら、当期の経過月数分の減価償却費の計上が必要となります。 土地改良施設の場合は、年度途中であっても1年を単位に考えて差し支えありません。</p>	R5年度
23	宮城県	<p>【stromane事業による施設の更新】 県営stromane事業で一部更新された土地改良施設における施設台帳の更新(造成主体に取得価額や標準対応年数等の細かく情報を求める必要がある?) (分担金の前払金にも影響する?)は、その一部更新された部分を追加する必要があるのですか？</p>	<p>一部更新の場合は、資本的支出ですから、その分を土地改良施設台帳に追加します。(土地改良施設の資産評価方法P.18参照)。 なお、事業主体は、土地改良区に対して必要な情報を提供する必要があります(土地改良法第57条の9)</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
24	宮城県	<p>【災害復旧事業により施設更新した場合の土地改良施設台帳への記載方法】 貸借対照表に転記する所有・受託土地改良施設について (例) 28年前に団体営事業で主ポンプ、電気設備を更新して、その19年後に県営災害復旧事業で電動機、受配電機械設備、封水ポンプを更新 → このような場合の土地改良施設台帳の記載はどのようにすればよいのか?</p>	<p>災害復旧事業は、災害により失われた施設を回復させる事業であり、取得価額として取り扱わないとされています(資産評価マニュアルP13)。これに従えば、施設台帳上は、28年前の団体営事業による施設更新情報が記載されるものと考えます(用排水機は耐用年数が20年ですから、備忘価額1円が記載されます。)</p>	R5年度
25	大分県	<p>【災害復旧事業での施設の引渡し時の土地改良施設台帳への記載方法】 被災した幹線水路の災害復旧事業(公共災)が完了し、今年度より施設の引き渡しを受けるが、財務諸表の作成の手続き及び施設台帳への計上の仕方を伺いたい。</p>	<p>土地改良施設の資産評価マニュアル(平成31年2月14日付け30農振第2941号農村振興局整備部長通知)では「災害復旧事業は、災害により失われた施設を回復させる事業であり、取得価額として取り扱いません。」(P13、中段)とされているように、災害復旧により復旧された施設については、財務諸表や施設台帳における取得価額に反映させる必要はありません。なお、施設台帳において備忘的に災害復旧を行ったことを記録することを妨げるものではありません。</p>	R5年度
26	福島県	<p>【適正化事業の支出属性】 資産について、県営や団体営事業で行う場合、事業着手前に資本的支出(改修)か収益的支出(修繕)に該当するかの判断をして頂きたい。また適正化事業は、「耐用年数を確保する目的」の事業であるため、また複式簿記の科目設定上、収益的支出としての認識でよろしいか。(ポンプ更新だったらすべて更新とはなっているが…)</p>	<p>資本的支出とは施設の資産価値を高め、耐用年数を延ばすものとされ、建設事業(ストマネ、機能保全工事等も含む。)が該当します。 維持管理事業は基本的には資本的支出に該当しないとされますが、適正化事業については用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新等も許容されており、これらは資本的支出に当たります。 このように具体的な工事内容に即して判断するほかありませんが、事業主体に、耐用年数を延ばすか否か、新たに設置するものかどうか、という基準でもって確認することも一つの方法と考えます。</p>	R5年度
27	福島県	<p>【土地改良施設の譲与に関する処理】 資産の取扱については、工事費と測量調査設計費を含めた金額を財産調書に計上するとなっているが、福島県の譲与書類には工事費しか記載がない。今後資産管理を行う上で、土地改良基準に基づいた書類の作成を国県に指導して頂きたい。また、譲与書類は、完成から1年以後も経った後に譲与されているため、速やかに譲与出来るよう指導してほしい。</p>	<p>農林水産省で定めた資産評価マニュアルにおいては、工事費及びその他諸費(測量調査設計費等)を含めた金額を合計して事業費とし、取得価額を算出していますが、県営造成施設の取り扱いについては造成主体である各県独自の判断もあるかと考えますので、譲与の時期も含め、県の担当部局とご相談ください。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
28	福島県	<p>【適正化事業での施設機能増加】 土地改良施設維持管理適正化事業により、揚水機場の中のポンプをオーバーホールした。オーバーホールと言っても現在の修繕はポンプ全交換となり、結果、揚水機場の機能が幾分増した。これについて、貸借対照表上の「所有土地改良施設」は、ポンプ分の資産増として計上すべきと考えるが、どうすべきか。</p> <p>① 今回の適正化事業にかかる総事業費を計上する ② 今回の適正化事業にかかる総事業費のうち、土地改良区負担分(30%)を計上する ③ 適正化事業の趣旨からすると資産計上すべきではない</p>	<p>適正化事業は施設の維持管理事業ですので、原則として資本的支出には該当しませんが、用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新等のように一つ一つを取り上げてみれば明らかに資本的支出であると認められる工事も許容されています。この場合は、その部分に対応する金額を資本的支出として資産に計上することになります。ポンプを全交換したときは、当該施設は所有施設となるでしょうから、今回の修繕については①の方法が適切と考えます。</p>	R5年度
29	福島県	<p>【維持管理計画書に記載されていない施設の譲与】 ほ場整備事業の完了に伴い譲与された水路等が、維持管理計画には記載されていない場合の取扱いについて、今後の維持管理する予定もない施設であるので、資産計上しなくてもよいのか。</p>	<p>県から譲与された施設が、ほ場周りの水路、農道等で最終的には集落、水利組合、市町村に管理させることになっているなら、その施設の取扱は、県と相談する必要があります。判断が事業年度を越えるようであれば、資産計上する必要がありますし、今年度中に他の者に譲与するなら資産計上することにはならないと考えますが、その点も県と相談することが適切と考えます。</p>	R5年度
30	栃木県	<p>【土地改良施設を譲与されるまでの取扱い】 県営圃場整備事業を実施中の地区で、施設の譲与は受けていないものの、工事が完了し供用が開始された場合は、一旦受託土地改良施設使用収益権として資産計上すべきでしょうか。それとも譲与されるまでは資産計上しなくて構いませんか。</p>	<p>施設の供用が、管理受委託契約に基づき行われているのであれば土地改良区に管理権限が生じ、受託土地改良施設使用収益権となりますが、単に管理使用しているだけなら管理権限が生じているわけではありませんから資産計上する必要はないと考えます。</p>	R5年度
31	群馬県	<p>【農地整備事業に伴い地区編入した施設】 農地整備事業に伴い地区編入した元村道等について、減価償却の対象となるのか。</p>	<p>農地整備事業の際に村道を地区編入したとのことですが、一般に、工事の結果の道路は換地処分の際に機能交換によって村に帰属することになるので、土地改良区の所有にはなっていないこともあります。その上で、土地改良区の所有状態であるなら、維持管理計画に登載の上、減価償却の対象となります。農道の減価償却については、道路の路面材によって耐用年数が決まっています。コンクリート敷15年、アスファルト敷10年、路盤及び路床40年となっています。これらの耐用年数に基づいて減価償却を行います。</p>	R5年度
32	群馬県	<p>【地元負担なしで造成された水路等の台帳管理】 地元負担(改良区負担)ゼロで造成された道水路について、台帳管理が必要か。</p>	<p>土地改良区の維持管理計画に位置づけられている施設を土地改良施設台帳に登録することとなります。地元負担がゼロの場合1円で土地改良施設台帳に掲載します。</p>	R5年度
33	千葉県	<p>【土地改良施設用地等とは何か】 “土地改良施設用地等”というのは具体的に何を指しているのでしょうか？</p>	<p>土地改良施設用地等とは、土地改良区が所有する土地改良施設の用地のほか地上権及び借地権等の権利をいいます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
34	長野県	<p>【事務所建替え時の付属品の資産計上】 当土地改良区では事務所の建替えを行っているが、建築業者との契約では、事務所内の付属品(照明器具、ブラインド、トイレ機器など)が含まれているが、会計処理上器具備品と分けて処理しないといけないのか。総額で建物取得支出で処理しても良いか。</p>	<p>建物に固着してその利用を高める設備を建物付属設備といい、ご質問にある照明器具、ブラインド、トイレ機器等はこれに該当すると考えます。建物付属設備と建物本体は耐用年数が異なるため、それぞれに適正な減価償却が必要となることを踏まえれば、別々に資産計上を行うことが適切と考えます。</p>	R5年度
35	愛知県	<p>【土地改良区が造成した施設の決算に係る振替処理】 25-1. A頭首工の減価償却(譲与施設)、譲与ではなく、当初から土地改良区所有の施設だった場合はどうなりますか？</p>	<p>当初から土地改良区所有の施設であっても、当該施設に公費が含まれていればその分は指定正味財産となりますので、減価償却を行う際には、指定正味財産に係る減価償却費分を指定正味財産から一般正味財産に振り替えることとなります。</p>	R5年度
36	東京都	<p>【所有倉庫と隣接地倉庫の交換】 倉庫用建物を所有しているが隣接地にある他所有の倉庫と交換したい。ただ、相互が所有している倉庫の簿価には差額があり、耐用年数残も違い借入金も残っている。交換するにはどうしたら良いか。</p>	<p>①取引例 「A土地改良区は、所有の倉庫(簿価800円、時価1,000円)を、土地改良区の隣地にある他社所有の倉庫(相手の倉庫:時価1,000円、簿価は関係ありません。)と等価交換した。この場合、譲渡資産の簿価をもって取得原価とします。」として解説します。</p> <p>②仕訳 建物1,000 (他社不動産:時価) / 建物800 (土地改良区不動産:簿価) 建物受贈益200 (経常外収入)</p> <p>③借入金の残債務 倉庫の土地等に担保があれば、債権者に対し担保物件の変更の手続きが必要となります。</p> <p>④取得した倉庫の耐用年数 i 法定耐用年数の一部を経過した資産 (法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20/100 ii 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 20/100</p> <p>例えば、法定耐用年数が38年の倉庫が建てられてから10年が経過した不動産の耐用年数を求めるときは、 (法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20/100 を使用します。この時の計算式は (38年 - 10年) + 10年 × 20/100 = 30年となります。</p> <p>工場用・倉庫用 木造・合成樹脂造のもの 15年 鉄骨鉄筋コンクリート造・ 鉄筋コンクリート造のもの 38年</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
37	滋賀県	<p>【施設譲与時に設定した勘定科目の変更】 過去に取得した所有土地改良施設の国、県等負担分について、団体嘗で造成した施設に加えて県営事業で譲与されたもの「受取補助金等」で計上しています。 県営事業で譲与された施設の県負担分については「所有土地改良施設受贈益」に修正して財務諸表を作成しなおす必要がありますか</p>	<p>土地改良区の所有土地改良施設のうち国又は都道府県等から譲与を受けた場合、国、都道府県等の負担相当額は、指定正味財産の所有土地改良施設受贈益(科目追加)で計上します。この場合の国、県等負担分を受取補助金等としていたのであれば、修正することが適切と考えます。既に決算書の総代会承認を終えているのであれば、過年度修正として処理することになるかと考えます。</p>	R5年度
38	大阪府	<p>【維持管理施設更新のための積立】 維持管理施設についても、法定耐用年数が経過したものがほとんどで、再取得のための積立計上も大変難しい状況です。いつ何時、維持管理施設に不都合が生じるかかもしれないと思っております。当区は、事後処理をするのが精一杯の運営となっております。</p>	<p>資産及び負債の管理や土地改良施設の将来の大規模修繕や更新に向けての取組も、現実の運営に応じた取組になり非常に厳しい状況とも考えられますが、少しでも問題意識を持って改善に取り組んでいただくことが大切かと思います。</p>	R5年度
39	宮崎県	<p>【ICTモデル事業での施設譲与に係る処理】 ICTモデル事業で国の補助100%で施設を造設し、譲与を受けた。この場合の仕訳や減価償却はどうすれば良いか。</p>	<p>全額を指定正味財産として計上し、耐用年数の期間減価償却を行うとともに、当該減価償却額を指定正味財産から一般正味財産へ振り替える処理を行います。</p> <p>【施設受入時】 (借方)所有土地改良施設／(貸方)所有土地改良施設受贈益【指定】</p> <p>【減価償却時】 (借方)所有土地改良施設減価償却費／(貸方)所有土地改良施設 (借方)一般正味財産への振替額／(貸方)所有土地改良施設受贈益【一般正味財産経常収入】</p>	R5年度
40	宮崎県	<p>【土地改良区から土地改良区への施設譲与】 既存土地改良区より土地改良施設の譲与を受けた際の手続きはどうすれば良いですか。(県営事業) 県→既存改良区→当改良区と譲与されている。</p>	<p>このような手続きになった経緯や譲与契約書の内容にもよりますが、当土地改良区の負担がゼロであって施設の処分に制約がない場合は、全額を一般正味財産に計上します。(借方)所有土地改良施設／(貸方)所有土地改良施設受贈益 施設の処分に制約がある場合は、指定正味財産に計上します。(借方)所有土地改良施設／(貸方)所有土地改良施設受贈益【指定】</p> <p>県と既存土地改良区の内容をそのまま引き継ぐのであれば、譲与施設の公費負担分は指定正味財産に計上し、土地改良区負担分は一般正味財産として処理すると考えます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：固定資産(土地改良施設等)				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
41	滋賀県	<p>【土地改良施設の取得価額が不明な場合の台帳への記載】 土地改良区発足以前に造成された施設で、現時点で取得価額が分からない場合、台帳にはどのように記載(計上)すればよろしいですか。</p>	<p>土地改良施設台帳は、「土地及び権利の部」と「工作物の部」(施設関係)に分かれますが、 ・土地については、会計基準の適用前から保有しているものは、1円を取得価額とします(会計基準の別紙(会計方式の移行措置))。 ・施設については、再調達価格(現時点で同様な施設を建設する場合の工事費(施設ごとに定められた標準単価×数量))を支出済換算係数で割り戻すことにより造成年度における取得価額を推計することとされています(会計基準第2の4、資産評価マニュアルの3)。この場合、造成年度が不明であれば、おおよその年数で構いません。</p>	R6年度
42	長崎県	<p>【資本的支出と修繕費の判定方法】 講義内でも若干、言及があったが土地改良施設の供用後に支出する事業費について修繕費として処理すべきか資本的支出に該当するかの判定方法について様々な方法があるかと思うが、どのような方法が適切かご教示いただきたい。</p> <p>①事業名による判定 ・ストックマネジメント事業⇒一律、資本的支出 ・維持管理適正化事業、災害復旧事業⇒一律、修繕費</p> <p>②適正化事業等であっても資産評価マニュアルに例示されているもの(用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新)のみ資本的支出として計上する。</p> <p>③個別の支出を法人税法解釈通達 第8節 資本的支出と修繕費の記載を参考に判定を行う。</p> <p>上記等の方法により資本的支出と判定したものについて、マニュアルの少額施設(200万円未満)となるものを一律、費用処理することは適切かについてもあわせてご教示いただきたい。</p>	<p>支出した事業費が資本的な支出に該当するの、修繕費に該当するのかは、その工事によって土地改良施設の資産価値を高めたり、その耐用年数を延伸させるのかという点について工事内容によって具体的に判断することになります。したがって、ご提示の③の方法によるものと考えます。</p> <p>なお、少額な資本的な支出については資産評価の対象外とされていますが(資産評価マニュアル)、これをもって一律に費用処理すべきことにはなりません。</p>	R6年度
43	長崎県	<p>【補助金等で取得した固定資産の会計処理】 本県では昨今、土地改良区が補助金を財源として高額の事務機器やソフトウェア等を導入するケースが増えている。補助金で取得した資産は補助金等適正化法などにより用途指定期間(通常は耐用年数)を満了するまでは当該資産の用途について制約が課されている状態とも解釈できるため、この資産額に対応する受取補助金等を貸借対照表の指定正味財産の区分に減価償却が満了するまでは対応する金額を計上しておく必要があるようにも思われる。</p> <p>日本公認会計士協会が公表する公益法人会計基準に関する実務指針のQ19設例2 A社団法人はB省から建物購入に充当する目的で5,000の補助金を受け入れ・・・では取得した建物の減価償却額を指定から一般正味財産へ振り替える仕訳例を掲載しているが、土地改良区会計基準では注解注3により指定正味財産が「譲与又は寄付によって受け入れた資産」と限定されていること、科目一覧表の特定資産に所有土地改良施設等以外を記載していないなどの理由により、補助金で特定資産科目に記載のある土地改良施設・用地等以外の資産を取得した場合は上記処理は不要という認識でよいのかご教示いただきたい。</p>	<p>補助金を財源として固定資産を取得した場合はその補助金の使途に従って固定資産を取得したとみなされるため、指定正味財産への計上とともに、減価償却を行った場合には当該減価償却費の額を指定正味財産から一般正味財産へ振り替える必要があると考えます。</p> <p>会計基準注解(注3)では譲与又は寄付によって受け入れた資産を貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するとされていますが、注解(注12)では補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる資産の費消等が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとしてとされています。これを踏まえれば、指定正味財産として計上する資産としては譲与又は寄付によって受け入れた資産に限らず補助金等を受け入れた場合でも同様の処理をするものと考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑪：決算整理				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	大阪府	<p>【精算表の表示組み替え欄】 正味財産増減計算書の決算書の表示について、各勘定科目は、精算表の表示組み替え欄で、組み替えをして項の勘定科目に集約して表示していますが、当改良区は、30年度の複式簿記導入促進特別研修テキスト(資料編)を参考にして作成しておりますので、目の勘定科目も入れております。 今回の会計研修テキストの通り、変更すれば良いのですね。 正味財産の増減の経過がわかれば良いという事で理解すれば良いですね。</p>	財務諸表等は勘定科目の項レベルで公表しますので、目で仕訳を行っている場合はテキストのように目から項への表示組み替えを行います。御認識のとおり、精算表の表示組み替え欄では各勘定科目の増減の経過がわかれば結構です。	R4年度
2	千葉県	<p>【固定資産の減価償却は施設毎に起票するのか】 土地改良区施設や固定資産の減価償却時に、振替命令書は対象施設や資産一つごとに起票するのか、全ての土地改良区施設を総括して1枚の振替命令書を起票することであるのか。</p>	明細ごとの償却費は土地改良施設台帳や固定資産台帳で把握できますから、科目単位でまとめて起票して問題ありません。	R4年度
3	大分県	<p>【減価償却の仕訳はテキストどおりにするべきか】 減価償却の仕訳は今回の通りしなければ、指導の対象となるのか。</p>	土地改良区会計基準では、固定資産のうち減価償却が必要な資産は定額法によって減価償却を行うこととし、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とすることになっていますので、この方法以外の処理方法は指導の対象となります。	R4年度
4	大分県	<p>【減価償却費の表示は合計額でよいか】 減価償却は合計でよいか、工種ごと(水門、頭首工、水路等)分けるのか。</p>	土地改良施設の減価償却は工種ごとに行った上で土地改良施設台帳に記載しますが、会計処理としては、明細は土地改良施設台帳で把握できますから、科目単位でまとめて起票して問題ありません。	R4年度
5	栃木県	<p>【繰延措置を行わないことは許容されるか】 支払保険料の繰延措置は将来継続する内容であれば行わないことも許容されるのでしょうか。</p>	繰延措置は当期の期間損益を適正に求めることから必要な措置です。	R4年度
6	埼玉県	<p>【支払保険料の繰延べ】 翌期にあたる部分は、ただ12ヶ月で割って1ヶ月あたりの額を出すだけでよいですか？月払いの場合はどうなりますか？</p>	一年分を一括で支払っている場合は、テキストの記載とおり12か月で割って繰り延べる額を算出します。毎月払いの場合は支払月の支出となりますので、繰延処理は必要ありません。	R4年度
7	長野県	<p>【費用の繰延べ、見越しは必要か】 内容は理解できたが、処理は必要か？</p>	当期の収入又は支出を正しく計算するために行われる決算整理であり、簿記のルールとして行う処理となります。	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑪：決算整理				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
8	長野県	<p>【費用の繰延べは必須か】 費用の繰延べは必ずしなければならないのでしょうか。 保険料以外の、NHK受信料や給与ソフトのサポート料金等も繰延べが必要でしょうか。 例にある「前払保険料」という項目は設定していません。「前払費用」もありません。 財務諸表作成要領には「前払費用勘定も前払金に含めて表示する」となっています。 どのように対応したら良いのでしょうか。 年度をまたいだ期間分の他目的使用料収入があった場合も繰延べするべきでしょうか。 必要であるならその場合の仕訳例も教えてほしいです。</p>	<p>繰延措置は当期の期間収支(損益)を正確に表すための処理ですので、翌年度以降分に該当するものについてはこの処理を行うこととなります。使用する科目については追加することも許容されていますのでご検討下さい。</p> <p>年度をまたいだ期間分の他目的使用料収入については、納入告知書の発出日が属する年度内に収納されても繰延措置する必要はありません。当該年度内に収納がなければ貸借対照表において未収金として計上し、収支決算書においては、資金収支整理期間(5/31まで)を設定している場合は、その期間内に収入があれば他目的使用料収入に計上されます。資金収支整理期間を超えてからの収入であれば、翌年度の収支決算書に過年度収入として計上されます。</p>	R4年度
9	長野県	<p>【繰延処理後の再振替仕訳】 支払保険料の繰延措置のお話がありましたが、年払いのものについては、次年度に、逆仕訳の必要があるのでしょうか。逆仕訳の必要があるものについて教えてください。</p>	<p>繰延措置は当期の期間収支(損益)を正確に表すための処理ですので、年払いのものであっても翌年度以降分に該当するものについてはこの処理を行うこととなります。この場合、翌年度に再振替仕訳(逆仕訳)の処理が必要となります。例えば、サービスの提供を受ける期間が年度をまたいでの保険料がこれに当たります。</p>	R4年度
10	長野県	<p>【再振替仕訳例】 逆仕訳の処理どうするか、システムではどう処理するか？</p>	<p>例を上げると以下のとおりです。 3/31 前払保険料 50／支払保険料 50 4/1 支払保険料 50／前払保険料 50</p> <p>御使用のシステムでの対応については、システム会社に確認下さい。</p>	R4年度
11	富山県	<p>【費用の繰延べは省略可能か】 決算事務の支払保険料の繰延べについての講師の説明で「省略可能」と言っておられたが、省略してよいか。 発電収入を一般会計で支払う保険料に充当しており、一般会計と発電会計の按分支払いしたものを繰延べすることとなるため。</p>	<p>本来の会計処理は、支払保険料の繰延措置を行うこととなります。毎年度同じ額を支出するのであれば省略することも可能との趣旨です。</p> <p>なお、発電収入を一般会計で支払う保険料に充当する場合の取扱いについては、農政局に確認してください。</p>	R4年度
12	福井県	<p>【繰延措置を行うことは必須か】 「施設賠償責任保険」の保証期間は当年5月1日16:00から翌年5月1日16:00までの12ヶ月となっているため、貸借対照表作成のためには掛け金7,600円を1/12して1か月分を翌期に繰延措置する必要があると思われる説明があった。少額の会計処理でもあり繰延措置をどうしても行う必要があるのか否か。収支計算書上の会計処理は全額当期で処理したいがその考え方で良いか。保証期間のスタートを4月1日に変更していただければ会計処理がきわめてスムーズになると思われる。</p>	<p>繰延措置は簿記のルールとして行うものとなります。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑪：決算整理				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
13	福岡県	<p>【年間保険料が毎年異なる場合の繰延措置】 保険料について、年間保険料が毎年異なる場合(自動車保険など)も繰延措置は必要ないのか。</p>	繰延措置は当期の期間収支(損益)を正確に表すための処理ですので、翌年度以降分に該当するものについてはこの処理を行うこととなります。	R4年度
14	熊本県	<p>【繰延処理の対象】 繰延処理について、社会保険料を毎月納付しているが、社会保険料も対象となるのか</p>	毎月納付している社会保険料については決算整理での繰延処理をする必要はありません。なお、期末日時点で翌月に納付する社会保険料は負債勘定で貸借対照表に計上することが必要です。	R4年度
15	東京都	<p>【振込手数料の未払金計上は必要か】 支払先の振込手数料を雑費で当期決算3月末に請求額と一緒に未払金として計上している。予算の関係もあるのですが、来期の支払時に費用処理するのは可能でしょうか。</p>	期末日時点で未払金として計上する金額は請求額ですが、支払った際に支出する振込手数料は翌年度の費用として処理することでよいと考えます。	R4年度
16	富山県	<p>【継続使用する消耗什器備品費の支払い年度】 当土地改良区では、コピー複合機のトータルサービス料金(消耗品費)等について、使用期間がR5.3.21～R5.4.20分の請求書がR5.4.25に発行され、口座引落R5.6.25となる場合、現在は引落の日で仕訳をしています。今後もそのようにしてよろしいでしょうか？</p>	そうした時点での支出が継続するものであれば、継続性の原則に鑑み、支出時の計上とされてもよいものと考えます。	R4年度
17	富山県	<p>【長期借入金の繰上償還】 長期借入金を繰り上げ償還する場合、直接固定負債の減少として良いですか。 予算計上時に流動負債の短期借入金に振り替え、執行時に流動負債の減少とすべきですか。 (予算科目に目で償還金と繰上償還金を設定しています)</p>	当年度中に翌年度の繰上償還額が明確である場合は、当該繰上償還額も含めて当年度の決算整理で短期借入金へ振り替えればよいです。 新年度に入ってから繰上償還することが決まった場合は、補正予算等で予算措置をした上で、償還時にはまず短期借入金を減額し、繰上償還分を長期借入金から直接減額した処理をしていただくこととなります。	R4年度
18	富山県	<p>【雇用保険料等の決算処理】 雇用保険料、所得税の預り金について、決算事務の手続きを教えてください。</p>	給与からの源泉所得税は控除時に預り金として処理していますので、決算の際はその預り金を負債として貸借対照表に計上します。 雇用保険料の職員負担分も同様に、期末日時点で職員から預かっているものは預り金として貸借対照表の負債に計上します。	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑪：決算整理				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
19	富山県	<p>【労働保険料の確定額計上年度】 労働保険料の確定額計上の年度について労働保険料の申告は、毎年度6月1日以降ですが、発生期間は4/1～3/31です。法定負担金の計上は6月1日(申告書提出の属する年度)以降もいいのでしょうか？(基本は、4/1～3/31の期間年度に計上と思いますが、土地改良区の裁量計上も可能でしょうか？)</p>	<p>労働保険料のうち雇用保険料の職員負担分については、期末日時点で職員からの預り金がある場合は貸借対照表への計上が必要ですが、労災保険料を含めた事業主負担分については、納付金額確定後に当年度の支出として計上する方法でもよいものと考えます。労働保険料の支払いに関しては処理方法がいくつかありますので、土地改良区の判断により処理を行って下さい。</p>	R4年度
20	愛知県	<p>【長期未払金から短期未払金への振替時期】 長期未払金が発生する場合、長期未払金から短期未払金への振替処理は、 1. 該当の長期未払金が次年度支払となった年度の期首 …未払金が2ヶ年分以上あった場合、期首時点で2ヶ年分の短期未払金が残高となる。 2. 短期未払金に計上されている額を支払ったとき …短期未払金の残高は常に1年分となる。 3. 該当の長期未払金が次年度支払となった年度の期末(決算事務のとき) …未払金が2ヶ年分以上あった場合、当該年度の未払金の支払い後、期末まで短期未払金の残高は0となる。 のどれで行うのか。 また、実務上においてはどれでも許容されるのか。 ※会計基準の勘定科目の説明欄、全国複式簿記導入促進特別研修質疑応答集成 テーマ別編集版(令和4年7月)p71:番号3,4によると1. が正規と考えられるが、2. 又は3. のほうが実務上わかりやすい。</p>	<p>貸借対照表の負債は、1年という期間を基準に区分します。決算日から1年以内に返済する負債は「流動負債」、1年を越えて返済する負債は「固定負債」としますので、「3」の処理でよいと考えます。</p>	R4年度
21	島根県	<p>【長期から短期への振替】 公庫等長期借入金の短期振替は事務上二度手間ですが、本当に必要か？総代会で説明する必要はないのか？</p>	<p>長期から短期の振替は、簿記のルールとして処理が必要です。総代会での説明は土地改良区の判断でよいものと考えます。</p>	R4年度
22	福岡県	<p>【適正化事業拠出金の長期未払金から短期未払金への振替】 適正化事業拠出金長期未払金から適正化事業拠出金短期未払金の振り替え仕訳のタイミングについて 24. 公庫等長期借入金の振り替えでは、公庫長期借入金を短期借入金に3月31日付けで振り替えています。適正化事業拠出金長期未払金から適正化事業拠出金短期未払金の振り替えも同様に3月31日付けでしょうか？ 複式簿記導入促進特別研修テキスト実践編で102ページでは、適正化事業長期未払金から適正化事業拠出金短期未払金への振り替えについては期首に振り替えをしているようですが・・・</p>	<p>適正化事業拠出金長期未払金から適正化事業拠出金短期未払金への振り替えについても、借入金と同様、3月31日付けで振り替えます。 複式簿記導入促進特別研修テキスト実践編(令和元年度版)では期首で振替を行っていますが、やはり、期末での振替が適切だと考えます。訂正させていただきます。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑪：決算整理				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
23	愛知県	<p>【有価証券の期末評価】 有価証券の取得価額が額面金額より高い場合の償却原価法による期末評価の際の仕訳は、(借):受取利息 100／(貸):出資金 100 ※国債の場合 でよいか。</p>	貴見のとおりと考えます。	R4年度
24	千葉県	<p>【経過勘定の処理】 経過a/cの処理で複数年ではなく1年契約のもので金額の少額のものも決算手続をしなければならないか。(毎年金額の差異はないのでどうか。金額の大小で判断はできないのか)</p>	当期の期間収支(損益)を正確に表すための処理ですので、真実性の原則及び一年基準に基づき、翌年度以降分に該当するものについてはこの処理を行うこととなりますが、金額が僅少で重要性が低いものと土地改良区が判断した場合は繰延処理せず、支払った年度の支出として処理することも認める考え方もありますので、詳細は貴県土地連の会計指導員にご相談下さい。	R5年度
25	千葉県	<p>【特別会計を設けた場合の内部取引消去】 収支予算書総括表のチェックとして、「他の会計区分との間における内部取引高は、収支予算総括表において相殺消去されているか」とありますが、特別会計を設けた場合の他会計繰出金、他会計繰入金は貸借対照表上では流動資産の現金及び預金内での仕訳である為、収支決算書総括表での相殺消去と決算整理仕訳相殺処理を行い、基本財産、特定資産の各積立資産への積立支出、取崩収入は貸借対照表上で流動資産の現金及び預金、固定資産の各積立金の増減がある為、決算で相殺処理はしないと言う認識で宜しいでしょうか。研修テキストには内部取引とあり、同じ内部処理であるのに、なぜ前者は相殺消去し、後者はしないのか疑問に思います。</p>	内部取引消去とは、会計区分間で行われた取引について相殺消去することです。内部取引の相殺消去の必要性は、財務諸表の総括表作成の際に二重計上を避けるためですので、ご質問者様のおっしゃるような認識で間違いありません。 なお、積立資産の積立支出、取崩収入は会計を跨いでのものではないので、内部取引消去は発生しません。	R5年度
26	滋賀県	<p>【内部取引消去後の財務諸表等のシステム表示】 各総括表で内部取引消去を行った後の改良区全体の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書等がシステム上表示されない場合の取扱。</p>	内部取引の消去後の財務諸表等がシステム上表示されないことについては、システム開発者と相談された方がよろしいかと思います。また、この場合の対策としては、Excel等で自ら総括表を作成することも良いでしょう。	R5年度
27	大阪府	<p>【決算整理に係る保険料の繰延処理】 土地改良施設管理者保険料の経理処理について、お伺いいたします。 当区において、維持管理施設運営、管理の従事者に対し、短期傷害保険料を期中に年払いで支払いをしております。 毎年同時期に支払期が参りますので、前払計上を省略しております。決算期末に前払計上はしていませんが、会計期間の支払保険料は12ヶ月分計上となっております。 税務会計では、1年以内の経費の支出については、前払処理をしなくてもよいと認められておりますが、土地改良区会計では認められませんか。</p>	費用の繰延処理は当期の期間収支(損益)を正確に表すための処理ですので、真実性の原則及び一年基準に基づき、翌年度以降分に該当するものについてはこの処理を行うことが原則ですが、金額が僅少で重要性が低いものと土地改良区が判断した場合は繰延処理せず、支払った年度の支出として処理することも認める考え方もありますので、詳細は貴府土地連の会計指導員にご相談下さい。	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑪：決算整理				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
28	鹿児島県	<p>【保険料の繰延処理は行うべきか】 土地改良施設管理者保険料の繰り延べについて。 以前、県土連の会計指導の際に、振替伝票を切るかどうかを確認したところ、不要との回答だったが、繰り延べなくて良いか？</p>	<p>当期の期間収支(損益)を正確に表すための処理ですので、真実性の原則及び一年基準に基づき、翌年度以降分に該当するものについてはこの処理を行うことが原則ですが、金額が僅少で重要性が低いものと土地改良区が判断した場合は繰延処理せず、支払った年度の支出として処理することも認める考え方もありますので、詳細は貴県土連の会計指導員にご相談下さい。</p>	R5年度
29	福島県	<p>【年度末の処理】 3月末の決算時にしなければならない処理を確認したいので、全て教えてほしい。</p>	<p>テキスト【基礎編】P36～、【実践編】P54が決算で行う処理事例を上げていますので参考にしてください。記載事項にない詳細につきましては、県土連が行う巡回指導等でお尋ねいただければと思います。</p>	R6年度
30	福島県	<p>【年度初めの処理】 4月の年度当初にしなければならない処理を確認したいので、全て教えてほしい。</p>	<p>前年度の未収賦課金を長期未収賦課金等に振り替えることや、前年度に繰延べ処理をした取引について再振替仕訳を行うこと等が上げられます。テキスト【実践編】P54にも記載がありますので参考してください。詳細につきましては、県土連が行う巡回指導等でお尋ねいただければと思います。</p>	R6年度
31	熊本県	<p>【期中会計と決算事務処理の区分】 テキストにおいては期中会計と決算事務処理の表示は、台帳にそれぞれ区分し記載されていたが、区分して記載すべきか</p>	<p>テキストでは便宜上区分して記載しておりますが、実際に区分する必要はないものと考えます。</p>	R6年度
32	静岡県	<p>【支払保険料の繰り延べを行わない場合】 支払保険料の繰延べを前払計上しない方針ですが、どのような説明対策を講じたら良いでしょうか。</p>	<p>支払保険料に翌期以降の分が含まれている場合は原則として繰り延べ処理が必要ですが、繰り延べる金額が貴土地改良区の会計規模やその内容から見て重要性が乏しいと判断した場合は、当期の支出として扱うことも許容されると考えます。</p>	R6年度
33	滋賀県	<p>【翌年度支出に対応する収入の処理】 ①事業の地元負担金を徴収した後、 ②実施を翌年度に繰り越した場合、翌年度の支出に対応する収入については決算仕訳で前受金等に振り替えて繰り延べる必要がありますか。</p>	<p>翌年度の支出に対応する収入の場合、決算整理で繰り延べ処理をする必要があります。 その場合の仕訳としては、県営事業分担金を特別賦課金で徴収するものと仮定し、その金額を100とすると、以下のような処理となります。</p> <p>①特別賦課金100 / 前受金100(経過勘定)・・・当年度末 ②前受金100 / 特別賦課金100・・・翌年度 ③都道府県営事業分担金100 / 現金及び預金100・・・翌年度支出時</p> <p>この様に当期の特別賦課金を繰り延べることにより、翌期の特別賦課金として計上することができます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑪：決算整理				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
34	富山県	<p>【借入金利息の見越し】 借入金利息の見越しについて。 ・整理期間に実際に支払うときの仕訳を教えてください ・支払時に見越し額と相違があったときはどうなりますか</p>	<p>借入利息など、次期に支払う義務のある当期分の費用については、貸方を経過勘定の「未払費用勘定(負債)⇒未払利息」にして、借方を「費用勘定⇒支払利息」に記入します。これを「費用の見越し」といいます。支払利息は2円とします。このうち1円を見越しとします。</p> <p>3/31 支払利息1/未払利息1 4/1 未払利息1/支払利息1 償還日 支払利息2/現金及び預金2</p> <p>見越し額に相違があった場合は、「過年度修正」を使って処理することになります。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑫：財務諸表等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	茨城県	【財務諸表とは】 財務諸表とは何ですか？	土地改良区会計基準第1の1のとおり、貸借対照表及び正味財産増減計算書のことをいいます。	R4年度
2	茨城県	【貸借対照表とは】 貸借対照表とは何ですか？	貸借対照表とは、事業年度末における土地改良区のすべての資産、負債及び正味財産を一覧にまとめたもので、土地改良区の期末日の財政状態を表すものです。 貸方は土地改良区を運営するために必要な資産の調達源泉を表し、借方は資産の運用状態を表します。	R4年度
3	長野県	【一般正味財産とその内書きが一致しない理由】 ・資料243ページ 右下に「一般正味財産は、・・・合計額は一般正味財産の金額と一致しない」との記述があるが、この差額は一言で言えば何といえよいかを教えてください。 (総代会で聞かれたらなんと答えたらよいか)	テキストP243には「一般正味財産は、基本財産又は特定資産の増減を伴わない収入又は支出の発生により増減する場合もあるため、一般正味財産のうち基本財産への充当額と(うち特定資産への充当額)の合計額は一般正味財産の金額と一致しない」とあります。 一般正味財産は、資産-負債-指定正味財産で求められ、更に、一般正味財産からの充当額は基本財産と特定資産に限定されています。 資産の部は、流動資産、基本財産、特定資産、その他固定資産、繰延資産からなり、一般正味財産からの振替額の記載が求められる基本財産、特定資産のほかにも資産があります。このことから、一般正味財産と一般正味財産からの充当額の差は、「流動資産+その他固定資産+繰延資産」となります。	R4年度
4	福井県	【期末における未収金等の計上】 貸借対照表の締めは3/31で、現金出入金主義で4/1以降の金の動きは翌期になるとの説明であった。明らかに当期で処理すべき予算について貸借対照表の処理上も未収なり未払いなりを立てて3/31付で会計処理することは許されないか。	貸借対照表は3/31時点での資産、負債、正味財産の状況を表すものです。この時点での未収金や未払金は貸借対照表に計上します。	R4年度
5	福井県	【期末における未収金等の計上】 中山間地域総合整備事業の事業賦課金の後期納入分は期限4/20であり組合員からの全額徴収も4月に入っているのが現状である。当期の事業量が確定し、市の当期予算の関係から市の持分と土地改良の持分を協議していると3/31までの処理は無理なため、未収金・未払金で処理して貸借対照表及び収支計算書共に年度跨ぎしないで処理したいが許されないか。	貸借対照表では、3/31までに納付されない賦課金は未収賦課金として計上しますし、事業での収入支出についても3/31時点での未収金や未払金を計上します。 収支決算書においては、資金の範囲として資金収支整理期間を設定している場合は、その期間内に該当年度の入出金が行われればその金額が反映されます。	R4年度
6	三重県	【賃貸事務所は固定資産の対象か】 改良区の事務所を地域振興局管理施設の一室を無償で借りているが、固定資産に入れる必要があるのか。	土地改良区が無償で借り入れている事務所は、土地改良区の資産ではないので貸借対照表に計上する必要はありません。	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑫：財務諸表等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
7	鹿児島県	<p>【貸借対照表の正味財産の内訳】 貸借対照表の正味財産の内訳について、考え方を説明した資料がないので理解しにくい。</p>	<p>本年度会計研修テキストP179～P180に、貸借対照表と正味財産増減計算書の資料が掲載されていますので参考にして下さい。 貸借対照表は「資産」－「負債」＝「正味財産」の式が成り立ち、正味財産は「指定正味財産」と「一般正味財産」に分かれます。指定正味財産は用途が指定された寄付金や補助金等であり、一般正味財産は指定正味財産以外の財産です。土地改良区における指定正味財産で大半を占めるものは、譲与された土地改良施設のうち、土地改良区負担分以外の補助金等の部分と考えます。</p>	R4年度
8	鹿児島県	<p>【譲与された施設等の特定資産への計上】 財産目録の特定資産は、金額が大きい為、資産として評価して良いのか疑問である(譲渡を受けた特定資産)。</p>	<p>貸借対照表及び財産目録は、土地改良区の全ての資産、負債及び正味財産を明らかにするという趣旨ですから、額の大小、処分(現金化)の現実性にかかわらず計上する必要があります。また、会計基準では資産の取得価額の算定基準が定められており、それに従う必要があります。</p>	R4年度
9	福島県	<p>【精算表、合計残高試算表は必要か】 伝票等は会計ソフトを用いて処理しており、精算表と合計残高試算表は作らなくても決算書類を作成することは可能であると思われるが、精算表及び合計残高試算表は必ず作成したほうがよろしいのでしょうか。作成する場合は、総代会や理事会への報告は必要であるか。</p>	<p>合計残高試算表や精算表は財務諸表を正確に作成するために行う処理ですので、作成して貸借が一致していること等の確認を行うことが適当と考えます。また、これらは財務諸表を作成するための処理ですので、総代会や理事会への報告は必要ないと考えます。</p>	R5年度
10	栃木県	<p>【財務3表の繋がり】 B/SとP/Lの相関関係の説明はあったが、B/SとC/F、P/LとC/Fとの相関関係の説明が無かった。どのような相関関係となるのか。</p>	<p>収支決算書は一会計年度の資金(現金に相当するもの)の増減を表す計算書類なので、貸借対照表の「現金及び預金」と関係があります。収支決算書の「次年度繰越金」は、貸借対照表の「現金及び預金」と理論的に一致しますが、貸借対照表の「現金及び預金」は期末日時点の残高を表すことに対して、収支決算書で設定した資金の範囲により、次年度繰越金と一致しない場合があります。この場合、収支決算書に対する注記においてその金額を明らかにします。</p> <p>収支決算書と正味財産増減計算書は、ほとんどの取引について同じような動きをします。ただし、一定期間の状況を示すという意味では同じ目的ですが、収支決算書は貸借対照表の「現金及び預金」の増減を表していることに対して、正味財産増減計算書は貸借対照表の「正味財産の部」の増減を表します。したがって、長期借入金をしたなど、現金が動いても正味財産が動かない取引の場合、又は減価償却費計上したなど、正味財産が動いても現金が動かない取引の場合、収支決算書と正味財産増減計算書では異なる動きとなります。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑫：財務諸表等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
11	栃木県	<p>【開始貸借対照表の前年度欄及び増減欄の記載】 令和4年度から複式簿記を開始した土地改良区においては、令和3年度期末における貸借対照表は存在せず、また、開始貸借対照表は、令和4年5月31日に調製された財産目録等から金額を転記して作成する(令和4年度期末の貸借対照表とは内容が異なる)ため、令和4年度期末における貸借対照表の前年度欄及び増減欄は記載しなくてよいか。</p>	<p>複式簿記を開始した年度の財務諸表の前年度欄については、その記載を厳密に求めるものではないと考えますが、前年度の財産目録から開始貸借対照表を作成することから、前年度欄への記載は可能と考えます。 前年度の財産目録は翌年度の5月31日までの取引内容を反映していますが、5月31日時点の財産目録に基づき作成された開始貸借対照表は、4月1日現在と見なして表記することとされています。(財務諸表等作成要領改訂版P26参照)</p>	R5年度
12	愛知県	<p>【財務諸表等の確認ポイント】 単式で入力している現状ですが、ココとココは必ず覚えましょうというポイントがありましたら教えてください</p>	<p>会計処理上でのポイントは多々あり、どれも重要なものですので特筆して書き出すことは難しいのですが、仕訳のルールや財務諸表が出来上がったときに一致すべき箇所はどこどこなのか等を理解することから始めることがよいのではないかと考えます。</p>	R5年度
13	愛知県	<p>【年度内に費消する補助金の取扱い】 小さな土地改良区で市の補助金で運営されています。請負費、適正化拠出金等、全て補助金でまかない、当該年度内で使い切ります。この場合、市の補助金ですが、1年で使い切るといことで一般正味財産として取り扱う、でいいでしょうか。</p>	<p>会計基準注解12で示されているとおり、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができます。</p>	R5年度
14	愛知県	<p>【会計処理上の注意点】 新規で土地改良施設を造成することはほぼなく、既設の修理、改修メインです。会計処理上、何か留意する点(仕訳、科目)はありますか。</p>	<p>会計処理上の注意点は多々ありますが、敢えて上げるならば、既存の土地改良施設に公費が含まれている場合はこれを指定正味財産として計上しているかの確認、及び減価償却の際に、公費分(指定正味財産)に係る減価償却費分を指定正味財産から一般正味財産に振り替える処理を忘れずに行って下さい。 また、仕訳のルールや財務諸表が出来上がったときに一致すべき箇所はどこどこなのか等を理解することも重要と考えます。</p>	R5年度
15	愛知県	<p>【帳票の出力年度】 令和4年度に出せていない帳票は5年度に出せばいいのでしょうか？</p>	<p>令和4年度の取引として処理した帳票は、出力時期は翌年度になってもかまいませんが、令和4年度の作成帳票として保存することになります。</p>	R5年度
16	滋賀県	<p>【単式簿記の要素は必要か】 貸借対照表、正味財産増減計算書と収支決算書の金額を注記などを付けて合わせるのであれば、そもそも複式簿記に移行した現在、単式簿記の要素を取り除いても良いのでは？</p>	<p>貸借対照表は、土地改良区の資産、負債及び正味財産を把握するもので、例えば、土地改良施設の資産価値(＝更新時期)を見える化しています。収支決算書は、単式簿記との共通ですが、土地改良区の運営は組合員の賦課金に支えられていることを踏まえ、あらかじめ1年間の事業活動に対して組合員の理解を得るために予算(組合員に対する約束)を示し、その結果としての決算を比較して示すもので、それぞれに作成意義があることに理解いただければと考えます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑫：財務諸表等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
17	滋賀県	<p>【正味財産増減計算書と収支決算書の科目】 正味財産増減計算書＝収支決算書となる科目を明示してほしい。</p>	土地改良区会計基準別表第1の勘定科目の説明欄の記載で確認していただければと考えます。	R5年度
18	熊本県	<p>【適正化事業の賦課金と事務費賦課金の処理】 6.適正化事業第1期拠出金の関係について 県士連からの適正化事業拠出金の請求書には、①適正化事業賦課金と、②事務費賦課金が明記されているが、支払手続きは合計額をもって振込んでおり会計処理も合計額をもって処理してよいか。</p>	複式簿記の成果物としては、事業拠出金は資産として貸借対照表に計上され、事務費拠出金は支出として正味財産増減計算書に計上されますので、これを踏まえての処理方法が適切と考えます。財務諸表等作成要領改訂版P129では、(項)適正化事業費支出(目)適正化事業事務費拠出金支出で処理をしています。	R5年度
19	熊本県	<p>【預り金は内容ごとに区分すべきか】 8-2.職員賞与から源泉所得税等の預り金の関係について 預り金については、支払額ごとに区分し処理するよう指導を受けたが、事業所負担金の社会保険料と厚生年金は同じ支出科目であり、支払いも合計額で処理しているため、預り金も合計額で処理してよいか。(納付も同じ)</p>	合計額で処理しても差し支えありませんが、納付漏れ防止の観点から、源泉所得税、住民税、社会保険料(厚生年金保険料と健康保険料は一緒でも差し支えありません。)は分けて処理した方が良いと考えます。	R5年度
20	熊本県	<p>【会計システムを利用した処理】 研修会での講師の説明では、それぞれの項目での処理について、支出命令書、仕訳帳、現金預金出納帳、総勘定元帳、支出整理簿、総勘定元帳の仕訳方法について説明があったが、会計ソフトのミラウドを使用している場合、支出命令書を入力するだけで、その他はパソコン内で処理されているものと理解してよいか。</p>	会計システムを使用する場合は、収支予算書決算書の科目を入力することでパソコン内で自動的に必要な帳簿が出来上がるようですので、テキストに記載されている各帳簿を改めて作成する必要はありませんが、どのような流れで各帳簿が作成されるのかはご理解いただきたいと思います。	R5年度
21	宮崎県	<p>【正味財産増減計算書と収支決算書の関係】 複式会計におけるPLはどのように判断するのか(収支決算書がPLと判断するのか)</p>	収支決算書と正味財産増減計算書は、ほとんどの取引について同じような動きをします。ただし、一定期間の状況を示すという意味では同じ目的ですが、収支決算書は貸借対照表の「現金及び預金」の増減を表していることに対して、正味財産増減計算書は貸借対照表の「正味財産の部」の増減を表します。したがって、長期借入金をしたなど、現金が動いても正味財産が動かない取引の場合、又は減価償却費計上したなど、正味財産が動いても現金が動かない取引の場合、収支決算書と正味財産増減計算書では異なる動きとなります。これを踏まえれば、収支決算書は現金及び預金の動きを表し、正味財産増減計算書は適正な期間収支(損益)、すなわち事業活動の努力と成果を表しています。	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑫：財務諸表等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
22	大分県	<p>【作成が必須の諸表】 「必ず作成しなければいけない諸表」と「あった方がよい諸表」とを分けて教えてもらえませんか。(ミラウドを使用しています)</p>	<p>1 法律上必ず作成しなくてはならない諸表は、事業報告書、貸借対照表、収支予算書、収支決算書及び財産目録です(土地改良法第29条の2)。</p> <p>2 1以外で、土地改良区会計基準に基づき作成が求められているものは、正味財産増減計算書(会計基準第3)、収支決算書に対する注記(第5)、財務諸表に対する注記(第6)ですが、これも必ず作成しなければならない諸表に分類されます。</p> <p>3 会計細則例では、会計主要簿(第40条)として、現金預金出納帳、収入整理簿、支出整理簿、仕訳帳、総勘定元帳の作成が求められています。これらは法律や会計基準で作成が求められていないものの、日々の会計処理を記録したものですから、これも作成しなければならない諸表に分類されるものと考えます。</p> <p>4 また、会計細則例では、会計補助簿(第45条)として、賦課金台帳、同徴収原簿、土地改良施設台帳等の23種類が規定されており、その全てを作成する必要はありませんが、会計主要簿と同様に、結果として作成されていないと財務諸表等が作成できないので、必須ではないが整理が必要な諸表に分類されるものと考えます。</p> <p>5 なお、会計細則例では、月計表(第36条)の作成が求められていますが、これに限らず、御使用の会計ソフトによって打ち出される帳票に差があるようですから、具体的には、県土連に確認いただければと考えます。</p>	R5年度
23	岩手県	<p>【仕訳帳と総勘定元帳の綴り方】 仕訳帳と総勘定元帳については、毎月、または半期ごとに印刷を行って紙ベースで綴るべきでしょうか。決算時にまとめた印刷でも良いのでしょうか。</p>	<p>貴土地改良区の会計細則上、特段の規定がなければ、確認のために毎月紙ベースで綴ることも有用と考えますし、決算時にまとめた印刷でも問題ないと考えます。</p>	R6年度
24	岩手県	<p>【現金預金残高検証表】 現金預金残高検証表(会計細則第35条関係)は、会計細則例第45条の補助簿ではないとして良いか。</p>	<p>現金預金残高検証表は、毎月末に、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合するために作成する書類であって、会計主要簿である現金預金出納帳のバック資料として作成する補助簿(会計細則例第45条)には当たらないと考えます。</p>	R6年度
25	福岡県	<p>【総勘定元帳の元丁】 「元丁」は「元帳」?</p>	<p>「元丁」は「元(元帳の)丁(ページ)」という意味です。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑫：財務諸表等				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
26	群馬県	<p>【財務諸表等】</p> <p>① 余剰金が次年度繰越金になるのですよね？</p> <p>② 予備費が良くわかりません</p> <p>③ 決算後に必ず補正ですか？</p>	<p>① 前期繰越金を含む収入の合計から、当期の実質的な支出を差し引いたもの(以前の決算書でいえば当期の収支差額)が次年度繰越金として算定されます。実質的な支出を差し引いたものという意味で次年度繰越金を剰余金(又は余剰金)として使用する場合があります。</p> <p>② 土地改良区の支出は予算の範囲内で行う必要がありますが、一会計年度内において災害等予期せぬ事態により支出予算が不足することもあります。そのような事態において迅速な予算執行が可能となるよう、規約では、一般会計において予備費を計上しなければならないこととされています。この予備費は、その必要があるときに迅速に対応できるようあらかじめ総代会が承認したものですから、その使用内容は総代会の事後承認で構いません。なお、実際の予算執行は、支出科目における必要額を予備費から振り替え、当該支出科目から支出することになります。</p> <p>③ 次年度予算(6年度)の調製時(例えば3月)には前年度決算額が確定していないため、収入の部の前年度繰越金は見込額で計上します。その後、決算が確定したときは前年度繰越金額は予算額と一致していませんから、当該年度(6年度)の補正予算の調製があれば(例えば年度末)には前年度繰越金の予算額を変更する必要があります。</p>	R6年度
27	三重県	<p>【精算表の作成方法】</p> <p>精算表の「修正記入」、「表示組み替え」の数値の算出方法を詳しく教えてほしい。(R6年度テキストP58)</p>	<p>精算表の「修正記入」欄は、決算整理で行った減価償却費や引当金等の仕訳の結果を転記します。また、期中での処理内容で誤りがあった場合も修正仕訳をした結果を転記します。</p> <p>「表示組み替え」欄は、財務諸表の勘定科目の公表は項レベルで表示することとされていますので、目や節で仕訳をしていた場合、項に集約するために使用します。P58の(2)未収経常賦課金(目)を例に上げると、3/31時点の合計残高試算表では、借方として5が記載されています。これを公表レベルの項に集約しますので、未収経常賦課金(目)を表示組み替え欄において貸方に設定することで未収経常賦課金(目)が消えることとなります。その後、1行上の項レベルの未収賦課金等の借方に5を設定します。これで目から項への表示組み替えが行われたこととなります。</p>	R6年度
28	滋賀県	<p>【内部取引消去を行う理由】</p> <p>内部取引消去について、なぜ取引を消去する形で計上(記載)しなければならないのでしょうか。</p>	<p>会計基準では、土地改良区全体の財務諸表等を基本とし、特別会計を設置した場合は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び収支決算書は総括表を作成することになります。</p> <p>その際、会計区分間の取引をそのまま表記すると法人の内部取引が両建てで表示され、財務諸表の収入・支出、収益・費用、資産・負債の額が膨らみ財務諸表の明瞭性が損なわれるため、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去しなければならないこととされています(会計基準第1の4)。</p> <p>例えば、各会計に計上される「他会計繰入金・他会計繰出金」、「他会計貸付金・他会計借入金」が内部取引に該当します。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑬：財務諸表に対する注記、収支決算書に対する注記				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	北海道	<p>【財務諸表に対する注記に該当がない場合の表示方法】 財務諸表に対する注記については、14項目につき該当しない場合でもすべて「該当なし」として、記載する必要があるのか。これについて、確認します。</p>	<p>財務諸表に対する注記に記載する事項は、土地改良区会計基準の「第6財務諸表に対する注記」で定まっています。いずれも財務諸表を理解する上で必要な情報ですから、将来該当する件が発生した際に記載漏れがないように、削除せず、「該当なし」と記載することが適切と考えます。</p>	R4年度
2	北海道	<p>【収支決算書に対する注記の資金の範囲】 令和4年から複式簿記会計が始まり、令和5年は、複式簿記として初めての決算書を作成する時期となるのですが、全土連の説明により、原則として土地改良区においては、資金収支整理期間を設定しないことが望ましいとしながらも当面の間、資金収支整理期間の設定を許容するものとしている。そして、収支決算書に対する注記「1 資金の範囲」では、例えば「資金の範囲」には、現金及び預金のほか、収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で、5月31日までに決済が完了するものを含めている。」と記載しておりますが、それでは、「1 資金の範囲」というのは、注記14項目のどの項目に記載することとなるのか確認します。</p>	<p>土地改良区会計基準では、「収支決算書への注記」及び「財務諸表に対する注記」を記載することとされています。収支決算書の注記には、5/31までの資金の移動も決算書に含めている意味で「1資金の範囲」で資金収支整理期間を設けていることを記載することになりますが、財務諸表では3/31時点の状況を示していることが明らかなので、財務諸表の注記には記載されません。</p>	R4年度
3	北海道	<p>【収支決算書に対する注記の資金の範囲】 資金収支整理期間についてですが、全土連の説明により、資金収支整理期間については、改良区の判断で設定することが出来るとし、期間も各改良区に任せるとしておりますが、収支決算書に対する注記「1 資金の範囲」では、例えば「資金の範囲」には、現金及び預金のほか、収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で、5月31日までに決済が完了するものを含めている。」と記載しておりますが、当区では、総会が毎年3月下旬であることから、会計年度の3月31日に決算書の作成は難しいことから、決算時期を遅らす必要があります。当区が資金収支整理期間を設定するとした場合、収支決算書に対する注記「1 資金の範囲」に記載することのみで、資金収支整理期間を設定したということになるのかについて確認したいと思います。</p>	<p>複式簿記会計は発生主義を採っており、複式会計の財務諸表の一つである貸借対照表は、期末日(3月31日)現在で作成されます。このため、「現金及び預金」も期末日の現在残高が計上されます。これに対して、収支決算書は、総会で議決した収支予算の執行結果(予算額に対する収入・支出の状況)を表す決算書類のため、期末日までの取引のうち現金の収支が翌年4月以降になる「未収金」、「未払金」等も含めて作成することになりますので、貸借対照表の「現金及び預金」の残高と収支決算書の翌年度繰越金は一致しないこととなります。この差を収支決算書の注記で説明します。この資金収支の整理のための猶予期間を「資金収支整理期間」といい、この注記により資金収支整理期間を設定していることとなります(出納整理期間と違い規約に定める必要はありません)。</p>	R4年度
4	新潟県	<p>【財務諸表に対する注記の内容の追加削除】 ・財務諸表に対する注記の作成について ①会計基準別表第2財務諸表に対する注記の記載事項の省略や削除、追加はできるか？ ②例えば、1重要な会計方針 有価証券の評価基準及び評価方法について 当区は有価証券を保有していないため記載は「該当なし」でよいか？</p>	<p>財務諸表に対する注記に記載する事項は、土地改良区会計基準の「第6財務諸表に対する注記」で定まっています。いずれも財務諸表を理解する上で必要な情報ですから、将来該当する件が発生した際に記載漏れがないように、削除せず、「該当なし」と記載することが適切と考えます。また、会計基準に掲載されていない件であっても、土地改良区が重要と判断した場合は財務諸表の注記に追加記載していただいてもかまいません。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑬：財務諸表に対する注記、収支決算書に対する注記				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
5	新潟県	<p>【財務諸表に対する注記に記載する長期借入金】 財務諸表注記に記載する長期借入金について長期借入金が多く注記のページ数が多くなってしまのですが、地区ごとに合計した金額で記載することは可能か？</p>	<p>長期借入金ごとに「事業名」「借入先」「借入年月日」等、注記に記載すべき内容が異なると思われるので、合計での表示は難しいものと考えます。また、正確な情報開示という観点からも個別記載が適切と考えます。</p>	R4年度
6	香川県	<p>【様式で示されている財務諸表に対する注記の内容は全て記載するのか】 数多くの注記があるが、全て強制なのか任意のものもあるのか？</p>	<p>財務諸表に対する注記は会計基準第6に基づき作成するものですので、該当するものは記載が必要となります。なお、該当がない場合には、その項目は削除せず「該当なし」と記載することが適切です。</p>	R4年度
7	山形県	<p>【財務諸表に対する注記の記載事項】 換地清算金の収入支出がないので収支及び財務諸表にもこれに関する科目も設定していないが、財務諸表に対する注記の記載事項となっているようであるが、必ず記載する必要があるのでしょうか。</p>	<p>翌年度以降に該当することになった場合記載漏れにならないよう、当年度該当しない項目には「該当なし」と記載することをお勧めします。</p>	R5年度
8	京都府	<p>【財務諸表に対する注記の記載事項】 注記は、テキストに示されているものすべてを記載する必要がありますか？</p>	<p>テキストに示されている「財務諸表に対する注記」は、会計基準の「財務諸表に対する注記」の内容に沿っています。会計基準に掲載されている注記は、財務諸表において該当があれば記載が必要となります。また、この注記は、財務諸表の補足説明との位置付けですから、会計基準に掲載されていないものであっても、土地改良区で必要と判断した場合は注記に記載して下さい。</p>	R5年度
9	栃木県	<p>【財務諸表に対する注記の記載方法】 財務諸表に対する注記8の受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高<159頁> 資本的支出事業に係る受取補助金等の場合は、当期増加額には指定正味財産増減の部の受取補助金等を記載し、当期減少額には、減価償却や災害等に伴う補助金等の減少額(＝一般正味財産への振替額)を記載するとの認識でよいか。</p>	<p>おっしゃるような処理方法でよいと考えます。</p>	R5年度
10	滋賀県	<p>【収支決算書に対する注記の記載方法】 収支決算書に対する注記3の作成方法が特殊であるため解説してほしい。 出納閉鎖と同じ処理ができるとすると貸借対照表と収支決算書の整合が、簡単にできない。</p>	<p>収支決算書に対する注記の3は、「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳」を記載するものですが、注記の1で資金の範囲と定義づけられた決算書で扱う資産と負債について、前期末と今期末の差額を計上します。例えば、予算と決算を比較するため資金収支整理期間を設けている場合、収支決算書では5月までの収入・支出も前年度のものとして記載しますが、財務諸表は3月末で締めているので一致しませんが、この部分についての説明をする意味合いがあります。具体的には、財務諸表等作成要領の記載(P308)を参考にして下さい。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑬：財務諸表に対する注記、収支決算書に対する注記				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
11	富山県	<p>【財務諸表に対する注記の記載方法】 財務諸表に対する注記の8「受取補助金及び受取助成金の内訳・・・残高」について、当期減少額の説明を再度教えて下さい。(補助金を使用した分(公庫償還金に充てたなど)は当期減少額に記載してよいでしょうか) また、※1に当期増加額が正味財産増減計算書の「受取補助金」と一致とありますが、当期減少額と一致していません。記載方法や設定について誤りがあれば教えてください。</p>	<p>財務諸表に対する注記の8には、当期の補助金や助成金の増減についてを記載します。補助金や助成金として収入したものを公庫償還に充てた場合には、収入した補助金額は当期増加額欄に、使用した分は当期減少額欄にそれぞれ記載します。</p> <p>テキストの※1は、正味財産増減計算書の受取補助金と収支決算書の補助金収入が一致している例だったので、正味財産増減計算書と一致と記載されていますが、正味財産増減計算書の受取補助金には、指定正味財産からの振替額を計上する場合があります。これを踏まえれば、正確にはテキストの※1は「収支決算書の補助金収入と一致」となります。また、テキストの当期減少額は、正味財産増減計算書の受取補助金(一般正味財産増減の部)と一致します。</p> <p>詳細につきましては、県土地連の会計指導員にお尋ね下さい。</p>	R5年度
12	富山県	<p>【財務諸表に対する注記の記載方法】 P.162財務諸表に対する注記 8 受取補助金——当期減少額とは何の数字を記載するのか？</p>	<p>財務諸表に対する注記の8には、当期の補助金や助成金の増減についてを記載します。補助金や助成金として受け取った額は当期増加額欄に記載しますが、受け取った補助金等を使用した際には当期減少額欄に記載します。</p> <p>事務費等で受け取った補助金等をその年度で使い切った場合は、当期増加額と当期減少額が一致します。使い切らなかった場合は、使った額を当期減少額欄に、残りは当期末残高欄に記載します。</p> <p>受け取った補助金で減価償却資産を取得した場合は、受取補助金は指定正味財産として計上されますので、毎年減価償却した分だけ一般正味財産への振替を行います。この振替えた分を当期減少額欄に記載し、資産の残額は当期末残高欄に記載します。</p>	R5年度
13	大阪府	<p>【収支決算書に対する注記の記載方法】 収支決算書に対する注記についてお伺します。 紙面には資金収支整理期間を設定している場合の記載例が表示されておりますが、当区は出納閉鎖期間を設けておりませんので、1資金の範囲は現金及び預金であるので、3次期繰り越し収支差額に含まれる資産及び負債の内訳の注記は不要と思われるのですが、省略、記載なしでよろしいですか。</p>	<p>資金の範囲が現金預金のみで資金収支整理期間が無いというのは、例えば支払いが4月になってしまったものを翌年度予算で執行することになるので、それで良いのかという疑問はありますが、この前提であっても注記が不要になるという訳ではありません。次のような記載になります。</p> <p>1. 資金の範囲：現金及び預金としている。 3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳：現金預金の残高を記載する。(貸借対照表の現預金＝収支の次年度繰越金となる)</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑬：財務諸表に対する注記、収支決算書に対する注記				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
14	岩手県	<p>【予算額と決算額の差異】 ・会計研修テキスト【実践編】P32 「予算額と決算額の差異が著しい科目について、注記していますか？」で、「10%を超える増減が発生した場合は、その理由を注記します」とあるが、「10%」の根拠は何か。※「差異が著しい」の程度に疑問がある。</p>	<p>「著しい」とは、あることに対して程度が際立っているさまを表す言葉で、その程度が定義づけられているわけではなく事案に応じて判断することになりますが、「財務諸表等作成要領(改訂版)の「第6章 III 収支決算書の注記事項」(P309)においては、「款に計上されている勘定科目について、収支予算総額の10%を超える増減が発生した場合」と具体的な目安を示した上で、「10%を超えなくても組合員に説明な場合」は、その理由を収支決算書に注記することとされているところです。</p>	R6年度
15	栃木県	<p>【貸借対照表の未収賦課金等と注記の未収賦課金等の一致】 貸借対照表の流動資産「未収賦課金等」の値と、財務諸表に対する注記「13.その他(3)未収賦課金等の明細」の当該会計年度の値が、資金収支整理期間に収入した分の差額があるのは間違いでしょうか。(注記は3/31時点、貸借対照表は5/31時点の未収額)</p>	<p>貸借対照表は3月31日時点の財務状況を表します。貸借対照表に表れた金額について、その詳細を説明する資料が「財務諸表に対する注記」ですので、貸借対照表の流動資産の未収賦課金等の金額と、財務諸表に対する注記「13.その他(3)未収賦課金等の明細」の当該会計年度のコличествоは一致します。</p>	R6年度
16	栃木県	<p>【財務諸表に対する注記の関連当事者】 「11.関連当事者との取引の内容」について、組合員個人または、組合員の会社に工事をお願いした場合に記載するのでしょうか。「関連当事者」とは誰にあたりますか。</p>	<p>財務諸表に対する注記における「11.関連当事者との取引の内容」は、関連当事者との業務の発注等、一定の重要性の高い取引を注記の対象として記載します。関連当事者については、会計基準注解(注14)の1に、(1)役員及びその近親者(2)役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人と記載されていますのでご確認ください。 また、財務諸表等作成要領改訂版P320～P323にも説明がありますので参考にしてください。</p>	R6年度
17	愛知県	<p>【債権の重要性がある場合とは】 債券の重要性がある場合とはどのような場合でしょうか</p>	<p>重要性があるかどうかは各法人において判断することになりますが、例えば、額面金額と取得価額の差が額面金額の1%を超える場合、などの判断基準が考えられます。</p>	R6年度
18	熊本県	<p>【該当事項がない注記の項目】 会計システムにより提供された注記の中に、該当事項なしが出てくる項目があるのですが、それは、自分達で、項目の削除をしても差し支えないか</p>	<p>翌年度以降に該当することになった場合に記載漏れとしないよう、当年度該当しない項目には「該当なし」と記載することが適当と考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑬：財務諸表に対する注記、収支決算書に対する注記				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
19	宮崎県	<p>【財務諸表に対する注記】 実践編のP30が分かりませんでした。</p> <p>P30→ 財務諸表に対する注記 8. 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高、10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳</p>	<p>補助金等を受け入れた場合、当該受入額は指定正味財産に計上することが原則とされていますが、当資料では、同一年度末までに消費されることが予定されている補助金等については、直接一般正味財産増減の部に計上しており、その前提で解説しています。</p> <p>前期末残高は、貸借対照表の前年度から繰り越してきた指定正味財産の受取補助金などの科目と一致します。</p> <p>当期増加額は、当年度に実際に入金されるべき(注:「べき」というのは精算による未収や未払を含むという意味)補助金などの金額と一致します。具体的には収支決算書の補助金収入などの金額と一致しますが、適正化事業交付金収入だけは、収支決算書に記載された額のうち、純粋な補助金に相当する部分だけが記載されます。</p> <p>当期減少額は、過去から繰り越してきた補助金と当期に入金されるべき補助金のうち、当年度に消費した額が計上され、具体的には正味財産増減計算書の受取補助金、受取助成金、受取交付金の金額と一致します。</p> <p>当期末残高は、固定資産に含まれる補助金などのうち、当該固定資産の未償却分に含まれる補助金など、つまり当年度末において消費されきっていない補助金などの額が計上され、具体的には貸借対照表の指定正味財産の部の受取補助金などの金額と一致します。</p> <p>10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、注記に記載された一般正味財産への振替額が、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の一般正味財産への振替額と一致しているかどうか確認します。</p>	R6年度
20	宮崎県	<p>【次年度繰越金と預金残高の整合】 資金収支整理期間は設けていませんが、3月分電気料が4月に口座から引落としされる分だけは未払金計上しています。もちろん注記に記載していますが、今日の研修だと、整理期間を設けてなければ、次年度繰越金と預金残高は合うことと説明されました(未払金分が合うわけではないのですが…)導入時に受けた説明と違う気がします。</p>	<p>資金収支整理期間を設けていない場合の意味合いとしては、純粋な現金主義ということを前提として説明をしたところですが、貸借対照表の現金及び預金と収支決算書の次年度繰越金は一致しますが、貴団体のように資金収支整理期間を設けてはいないが、資金の範囲として現金及び預金のほか未払金を含む場合は、収支決算書の注記においてそのことを明示することで貸借対照表の現金及び預金と収支決算書の次年度繰越金との整合がとれているということになります。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑭：資金収支整理期間				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	宮城県	<p>【資金収支整理期間の設置は必須か】 複式簿記導入時の説明では期間の設置は推奨しないとのことでしたが、本日の説明内容ですと4、5月で収支整理を行う場合、期間の設置が必要であると思われます。設置は必ず必要なのか教えてください。</p>	<p>資金収支整理期間を設定しないで収支決算書を作成する方が、複式簿記会計・発生主義を反映したものととなり、土地改良区会計においては資金収支整理期間を設定しないことが望ましいとされます(財務諸表等作成要領P9参照)。一方で、これまでの単式簿記会計による実務や指導の状況を踏まえ、当分の間、資金収支整理期間の設定を許容するとされているため、当研修テキストでは、それを踏まえて説明しています。</p>	R5年度
2	群馬県	<p>【資金収支整理期間の明示】 資金収支整理期間は細則等に明示すべきか</p>	<p>資金収支整理期間は収支決算書を作成するに当たり、当該年度に係る収入及び支出を整理するために任意で設定する期間ですので会計細則に明示する必要はありませんが、収支決算書の注記においては明示する必要があります。</p>	R6年度
3	栃木県	<p>【一時借入金の償還期限】 短期運営資金の借入れ 1.取引例<24頁> 一時借入金は、「会計年度末までには償還しなければならない」と記載されていますが、規約例第46条には「その会計年度の収入をもって償還しなければならない」と記載されています。資金収支整理期間を設けている土地改良区にあっては、資金収支整理期間内に償還すれば問題ないとの認識でよいか。</p>	<p>資金収支整理期間は、収支決算書の調製に当たり予算と比較するために便宜的に設定されたものですから、規約上の会計年度末である3月31日には償還する必要があるものと考えます。</p>	R5年度
4	千葉県	<p>【資金収支整理期間の処理と新年度の処理】 ①資金収支整理期間を設けた場合、4月1日から5月31日の間は2年度同時に処理を進める際に、現金預金出納帳や月計表等の残高が前年度分と当年度分がそれぞれいくらになるのか把握できません。年度毎の確認作業、照合作業はどの様にすればよいでしょうか。研修会ではこの点について解説はありませんでしたが、他の改良区から同様の質問はありますでしょうか。 ②なお、本区では一から制作を依頼しているソフトを使用しておりますが、汎用ソフトで年度毎の帳票管理の対応が出来ているか併せてお伺いいたします。</p>	<p>①新年度になって入ってきた、出て行った現金・預金がどちらの年度のものなのかを確認しながら処理していただくことになると考えます。 同様の質問はありません。 ②ソフト作成業者にお問い合わせいただくのがよいかと考えますが、水土里ネット会計は会計基準に準拠しております。</p>	R5年度
5	千葉県	<p>【収支決算書の資金の範囲の変更】 財務諸表等作成要領の3 収支予算書及び決算書には資金収支整理期間は当面の間、「許容」されるもので発生主義の複式簿記会計では原則として資金収支整理期間を設定しないことが望ましいと解説されています。 以上の事から本区としては、令和4年度は資金収支整理期間を設定したものの、令和5年度からは廃止し期末をもって決算とする事を検討しております。従って年度内に収入、支出されなかったものは、決算時に振替命令書で未収金、未払金を計上し、翌年度予算の過年度収入、過年度支出等で対応を考えております。貸借対照表に未収、未払の計上を行えば、収支整理期間を待って収支決算書を作成する必要性はないと思っておりますがこの点についてご教示願います。</p>	<p>ご質問は、当年度中に役務の提供等が完了し、翌年度の支出となったものは当年度で予算執行せず、翌年度予算の過年度収入、過年度支出として執行するとありますので、資金の範囲を現金預金のままとして、3/31で締める前提と考えられます。しかし、令和5年度から資金収支整理期間を廃止する旨の記載がありますので、上記のような処理を行うと、年度内の活動の適正な予算執行管理ができません。したがって、収支決算書の資金の範囲を流動資産及び流動負債の科目から選択した上で、未収金や未払金を計上した時点で予算執行できるようにする必要があります。こうすることで、期末日時点で各該当科目での予算執行が可能となります。 また、資金の範囲を変更する場合は、それに対応できる会計ソフトの導入も必要です。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑮：収支計算外出納				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	福島県	<p>【短期借入金の収支計算外出納処理】 短期運用資金は、なぜ収支計算外出納とするのかの説明が頂きたい。収支外出納とした場合は収支計算書に影響がないため総代会の承認は不要である認識でよろしいか。また、返済時は借入金のため利息が発生するが、この部分も収支外扱いなのか。</p>	<p>収支計算外出納とは、土地改良区の実質的な負担(実需)がないもので収支予算書に計上しないものを行います。短期借入金は当該年度内で返済を行いますので、結果的に収支に影響を及ぼさない取引であることから、収支計算外出納として扱うことが許容されています。</p> <p>短期借入金は予算額として計上しませんが、予算の実態を判断する必要から収支予算書の収入の欄外に「借入金限度額」を記載することとされており、この限度額の範囲内で借入を行う必要があります。</p> <p>なお、借入金については、借入額だけでなく、借入先、利率、償還方法も総代会での議決は要します(土地改良法第30条第1項)から、短期借入金も予算計上されていなくとも、その承認を受けることになります。</p> <p>また、短期借入金の返済時に発生する利息は収支計算外出納ではなく、支出として扱います。</p>	R5年度
2	栃木県	<p>【収入命令書に記載する勘定科目】 短期運営資金の借入れ<23頁>収入命令書に記載する款項目は、収支予算書より記入する<21頁>とのことですが、収支計算外出納なので、そもそも収支予算書には「借入金収入」や「その他の借入金収入」の科目は存在しないのではないのでしょうか。19-1<61頁>も同様。</p>	<p>収支計算外出納を採用する場合、実際には収支予算書には予算科目等の設定はありませんが、本テキストでは視覚的に判断がしやすいように仮に科目を設定しています。</p>	R5年度
3	愛知県	<p>【収支計算外出納の基準】 収支計算外出納について、収支計算外とするのは何をもって判断しているのか。</p>	<p>収支計算外出納とは、土地改良区の実質的な負担(実需)がないもので収支予算書に計上しないものを行います。例えば、その処理が当該年度内で完結する短期借入金の元金部分、源泉所得税や健康保険料の役員・職員負担分の預り金等がこれに当たります。結果的に収支に影響を及ぼさない要所の取引は、収支予算書決算書に反映させないという方法です。</p>	R5年度
4	愛知県	<p>【収支計算外出納の取扱い】 収支計算外出納については基本的に設定しないことになっていると思うが、現実的には取扱いされている(説明の中でしばしば出てくる)明確な運用についての指導が示されず、曖昧なまま許容されているようだが、このあたりの課題について整理していただきたい。</p>	<p>国が示している財務諸表等作成要領改訂版では、収支計算外出納は、原則として設定しないこととし、必要な科目を設定の上、収支予算書、収支決算書に計上することが望ましいとされています(P9)。</p> <p>しかし、未だ収支計算外出納を扱っている土地改良区が多いと考えられることから、研修では、収支計算外出納であっても適切な会計処理を図られることを念頭に説明していますが、体制が整い収支計算外出納を扱う必要がない土地改良区にあっては早期に移行すべきものと考えています。</p>	R5年度
5	福島県	<p>【換地清算金の処理は収支外にできるか】 県営事業による換地清算金は、改良区が間に入って行うだけの処理であり、結果的に損益がない(振込手数料は別途掛かる)ものであるが収支予算書(決算書)に記載するものであるとなっている。収支計算書と貸借対照表の仕訳の煩雑化を防ぐためにも収支外でもいいのではないか。</p>	<p>研修では、これまでの土地改良区会計の実務の状況を踏まえて収支計算外出納により説明していますが、複式簿記会計においては、収支外出納は設定せず、必要な科目を設定の上、収支予算書・決算書に計上することが望ましいとされています(財務諸表等作成要領改訂版P9)。換地清算金は、予定どおりに収入がないことも考えられますし、会計基準に従った処理をすることが適当と考えます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：消費税				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	栃木県	<p>【土地改良区はインボイス発行事業者に該当するか】 法人化した組合員より、賦課金や脱退金等の支払いにおいて改良区がインボイスの発行事業者になる必要があるのでは、との質問を受けているが、回答をお願いしたい。</p>	<p>令和5年10月から、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出して登録を受ける必要がありますが、登録をするかどうかは土地改良区の会計規模等により一概には判断できないものと考えますので、詳細は最寄りの税務署に御相談下さい。</p>	R4年度
2	栃木県	<p>【発電事業を行う場合はインボイス発行事業者に該当するか】 当改良区では発電事業(太陽光・小水力)に関わっているが、インボイスについて申請等が必要かどうか回答をお願いしたい。</p>	<p>令和5年10月から、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出して登録を受ける必要がありますが、登録をするかどうかは土地改良区の会計規模等により一概には判断できないものと考えますので、詳細は最寄りの税務署に御相談下さい。</p>	R4年度
3	新潟県	<p>【インボイスの申請】 インボイスの申請について 土地改良区の任意と聞いているが、どのような場合申請が必要か？ 組合員に農業法人等がいる場合、賦課金の領収証に登録No.が必要になるのか等具体的な必要例を教えてください。</p>	<p>令和5年10月から、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出して登録を受ける必要がありますが、登録をするかどうかは土地改良区の会計規模等により一概には判断できないものと考えますので、詳細は最寄りの税務署に御相談下さい。</p>	R4年度
4	富山県	<p>【消費税の計上年度】 消費税の計上年度について 消費税の申告、納付は5月31日までですが、該当年度4/1～3/31の未払消費税(又は仮払消費税)として計上すべきでしょうか？(出納閉鎖と重なりタイトなスケジュールになりますので、土地改良区の裁量も可能でしょうか？)</p>	<p>消費税等の申告納税方式の税金については、原則として申告書の提出した日の属する事業年度の費用となります。(申告書提出日＝租税債務の確定日)したがって、消費税の確定申告納付額は、必ずしも未払い計上する必要はありません。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6901.htm ただし、未払計上することを選択する場合は、未払計上しても構いません。</p>	R4年度
5	富山県	<p>【インボイス制度の導入】 インボイス制度について 農水省としては、この制度を全土地改良区に対して導入指導をするのか否か。 もしも導入指導をする場合の支援について。</p>	<p>インボイス制度について関係機関に周知を図った上で、具体的な対応は各団体の判断に委ねることとするものと考えられます。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：消費税				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
6	福井県	<p>【複式簿記移行による消費税納税期限の変更】 当区は消費税等税法上の納税は行っていない団体である。今後も消費税や諸々の税を納める様な賦課金以外のその他利益もないものと思われるが複式簿記化に当たり届出書の提出が必要との説明があったが、それは税の免除を受けるために必要なことで、全部の土地改良区が速やかに行うべき届出か否か。今後は納めますという届出か否か。何らかの届出書を事前に提出していない場合に税の免除を受けられなくなるとのことであるなら、その方法等について至急ご教示願いたい</p>	<p>単式簿記を行っていた土地改良区が課税事業者であった場合は、出納整理期間が5/31までとなるため消費税納税期限の延長申告を行えばそれが認められていましたが、複式簿記開始後は会計年度が3/31までとなるので、消費税納税期限の延長はなくなります。該当土地改良区はその書類を税務署に提出することが必要ですが、免税事業者であれば書類の提出は必要ありません。</p>	R4年度
7	高知県	<p>【消費税の計算ベースとなる期日】 当区は小水力発電会計があるため、消費税の納付がある。1事業所として一般も含めている。収益会計をもっている他改良区では、年度末以降、収入についていつ頃まで受付けているか。 (当区では3月31日までの領収日分を現年度の未収金として計上している。) 5月末まで待っていると督促手数料が課税扱いのため、税額が算出できない。結局、4月中旬くらいで締めているが、他改良区の事務処理を知りたい。</p>	<p>複式簿記移行後の消費税の計算は、発生主義で計算する必要があります。具体的には、発生主義ベースの正味財産増減計算書をベースに数字を拾い、そこから減価償却費や売却益や売却損などを抜いた上で、一部収支決算書の固定資産取得支出や固定資産売却収入の数字を拾って計算します。(売却益、売却損ではなく売却額で消費税を認識するため) したがって、複式簿記移行後の消費税の計算は収支決算書の資金収支整理期間の期限を待つ必要はなく、未収・未払が反映された正味財産増減計算書をベースに計算することになります。</p>	R4年度
8	宮崎県	<p>【インボイス制度導入後の注意点】 2023年10月1日に適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されますが、土地改良区として注意点はありますか？ (当土地改良区では簡易課税制度で毎年消費税を納めており、インボイス発行登録事業者の登録は済んでおります。)</p>	<p>インボイス制度開始後は適格請求書を用いて仕入税額控除の申請を行うこととなりますので、適格請求書に記載されるべき事項が漏れていないかの確認が必要です。記載事項は国税庁のホームページで御確認下さい。</p>	R4年度
9	福島県	<p>【各種賦課金の消費税区分】 経常賦課金は不課税と説明がありましたが、そのほかに、水利施設の維持管理の費用に充てるための維持管理賦課金や、工事費用の借入の返済に充てる水利償還賦課金や特別賦課金なども不課税でよろしいでしょうか。</p>	<p>土地改良区の賦課金のうち、経常賦課金による収入は不課税収入となります。 また、特別賦課金は、その内容、性質により取り扱いが異なり、土地改良区が事業主体であるほ場整備や客土等、農地そのものに工事を施す事業については、これに係る負担金は資産の譲渡等の対価に該当し課税対象となります。 上記以外の土地改良区営事業の負担金や、国営・県営事業の負担金、分担金等に係る特別賦課金収入は不課税収入となります。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：消費税				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
10	福島県	<p>【インボイス制度への対応】 当改良区(不課税事業者)にて所有している水路の上を、店舗の駐車場として貸しているのですが、店舗より土地賃借料(施設使用料)を納入いただいています。この場合消費税の課税対象となりますか。また、支払者よりインボイスの要求があった場合の対応は必要でしょうか。</p>	<p>一般的に土地改良施設の他目的使用料は課税収入に該当するとされる一方、水路そのものではなく土地(地上権を含む)を貸し付けた場合は消費税上は非課税売上となります。水路に蓋をして駐車場として貸し付けた場合がどちらに該当するかは個別具体的に判断されるものと考えますから、具体的な事案に基づき税務署に相談することが適当です。</p> <p>また、仮に土地改良区が課税事業者で、かつ適格請求書(インボイス)発行事業者であったとしても、土地の貸付けは非課税売上に該当しますから、当該取引についてインボイスを発行する必要はないとされますが、現在、不課税事業者としてインボイスの登録をしていない土地改良区に対して、相手先から他目的使用料の請求書に登録番号を記載することを求められた場合の取扱いについては、やはり税務署に確認していただくことが適当と考えます。</p>	R5年度
11	栃木県	<p>【インボイス制度への対応】 インボイスについて、帳簿上の記載方法はどのようにすれば良いのでしょうか。(課税となる役員旅費支出や売電会計からの支出時にはインボイスにどのように対応すれば良いのか?)</p>	<p>インボイスの登録番号は請求書または領収書に記載するものですので、帳簿への記載は不要です。</p>	R5年度
12	東京都	<p>【適格請求書(インボイス)の保存】 インボイスについて、電子取引以外のもの(=紙)もスキャンしてデータ保存しておいた方がいいのか。</p>	<p>土地改良区は電子帳簿保存法の対象外ですし、そもそも紙の請求書等をスキャンしてデータ保存しておく義務はありませんから、土地改良区として必要がなければ、敢えて適格請求書(インボイス)をデータ保存する必要はありません。</p>	R5年度
13	沖縄県	<p>【消費税の納税義務者となる基準】 当区は賦課金他全てに消費税を課していないが、そのままで良いか。(年間事業費550～600万程度、最大1,000万円)</p>	<p>課税期間(法人は事業年度)の基準期間(法人は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者(課税事業者)となります。一般会計と特別会計を合算して考える必要がありますが、賦課金は特定収入として不課税ですし、年間事業費が最大1,000万円ということであれば課税売上高が1,000万円を超えないので、消費税の納税義務はないものと考えられます。もちろん、税務当局に相談することが適当です。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑰：特別会計				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	栃木県	<p>【特別会計を有する場合の財務諸表に対する注記及び収支決算書に対する注記】 特別会計を有する場合、収支決算書に対する注記及び財務諸表に対する注記は、①それぞれ会計毎に作成すべきか。②それぞれの総括表に対するものを作成すべきか。それとも、①と②どちらも作成すべきか。</p>	<p>特別会計を設置している場合、総括表が作成され、一般会計及び特別会計が合算・内部取引消去された土地改良区全体の財務諸表等が作成されます。財務諸表に対する注記は、この土地改良区全体の財務諸表に対して記載されるため、会計単位ごとに財務諸表に対する注記を作成する必要はありません。</p> <p>収支決算書に対する注記については、会計ごとに次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳が異なるので、会計ごとの作成が必要です。</p>	R5年度
2	愛知県	<p>【発電事業会計について】 発電事業会計における、国庫納付と施設の減価償却費(年間)と翌年度への繰越金の関係について</p>	<p>令和6年4月に発電事業会計の手引きの最新版が出ていますので、こちらをご確認下さい。</p>	R5年度
3	高知県	<p>【小水力発電会計について】 (小水力会計)①欠損調整積立資産の取崩は、売電収入がどの程度まで減収になると可能なのか。②必要最低限の経費に充当するための取崩と考えた場合、どの経費項目を対象に検討すればいいのか。③実際の処理事例はあるのか。(当区では、積立金規程に取崩できる減収額等を記載していない。)</p>	<p>① 発電事業会計の手引きでは、「土地改良区が管理する発電事業の会計に欠損が生じた場合にそれを補てんするための積立資産」とあるので、金額の多寡にかかわらず欠損が生じれば取り崩すことができます。</p> <p>② 欠損が生じるかは決算を行わないと確定しないため、決算に欠損額を取り崩して流動資産(現金預金)とします。その後、必要な科目に予算配分するので、特定の対象科目に限定する必要はないと考えます。</p> <p>③ 発電会計の手引き(R5.4)P18に取崩例の記載があるので参考にして下さい。</p>	R5年度
4	沖縄県	<p>【消費税の納税義務者となる判断】 特別会計(太陽光発電)で年間130万円程度の収入があるが、消費税を課さなくても良いか。</p>	<p>一般会計と特別会計を合わせて、前々事業年度における課税売上高が1,000万円を超える場合は消費税の納税義務者(課税事業者)となりますので、一般会計における課税売上高を確認する必要があります。もちろん、税務当局に相談することが適当です。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：総代会等での説明				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	福島県	<p>【総代会で説明する財務諸表等】 複式簿記の内容で総代会にお諮りする財務諸表等の種類の全部を教えてください。特に、収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書は総括表のみで良いのか。</p>	<p>土地改良区会計基準別表第2に掲載されているものとなります。 総代会の承認を得る必要がある財務諸表等は、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録であり、一般会計のほかに特別会計を設けたときは、財産目録を除き、それらの総括表も併せて総代会での承認が必要です。</p>	R4年度
2	埼玉県	<p>【理事会等での決算報告のポイント】 R3より複式を導入しているが、理事会等の決算報告の際に財務諸表及び注記の説明する時のポイントを教えてください。</p>	<p>財務諸表については、テキストP178～の「土地改良区の財務分析」を参考して下さい。 また、注記については一通りの説明は必要と考えますが、その中のポイントとして上げるのであれば、積立金や引当金の計上基準の説明を通して基準通りに積み立てられているかや、固定資産について減価償却を経た後の期末価額の状況報告(→今後の維持管理費の支出・更新積立等に繋がる)、未収賦課金の状況報告等が考えられます。</p>	R4年度
3	埼玉県	<p>【附記欄の文字について】 役員が附記欄の「附」の字を「付」ではないかと言っている。どう説明すればいいですか。</p>	<p>「附記」でも「付記」でも正しいのですが、官公庁等公的機関、公文書等では「附記」を使用するようで、会計基準別表第2では「附記」とされています。</p>	R4年度
4	静岡県	<p>【理事会等での決算報告方法】 ・賦課金などの不納欠損(欠損処分)について 今回の研修資料からかけ離れてしましますが、理事会への提出議案及び議案内容、総代会においては「説明が必要」とは、個人情報を出さないようにどのように説明を行えばよいかご提示願います。</p>	<p>不納欠損に係る説明は、それに至った賦課金の額、その理由、それまでの徴収努力(経緯等)を説明することになると考えられます。具体的には、時効成立前の不納欠損処理(債権放棄)であれば、それを議案(案件議案)とすることが適当でしょうし、時効成立後の不納欠損処理であれば、個別に説明することも、あるいは決算関係書類の審議の際に説明することも認められると考えられます。</p>	R4年度
5	福岡県	<p>【令和4年度の議案書作成】 令和4年度議案書は従来通りがいいのか。予算書は新、財産目録は新にするべきですか。令和4年度決算書は令和5年度総会になるため。</p>	<p>令和4年度からは平成31年2月に発出された会計基準に従うこととなりますので、令和4年度の決算書はこの会計基準に沿ったものを作成することとなります。</p>	R4年度
6	福岡県	<p>【決算の見方の資料】 監事より、複式研修のお願いがある。 監事用の決算(複式)見方など資料がないか？</p>	<p>本研修のテキストに「土地改良区の財務分析」P178～の項目があります。貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書の繋がりや出来上がった財務諸表等のチェックポイントについて記載していますので御活用下さい。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：総代会等での説明				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
7	福島県	<p>【資産の増減についての総代会への議案提出】 会計の話とはズレるが、資産計上の会計上のルール(仕訳)は理解したが、資産の増減(予算に含まない譲与施設の増加や車両更新など規程に基づく専決事項以外)に伴う総代会や理事会への議案提出はどこまで必要であるか。結果として議案提出は後関処理となっても構わないものか。</p>	<p>土地改良区の事務は、理事の過半数で決するところにより処理し、軽易なものは理事長の専決により処理することが認められています(法、定款、規約)。理事長が勝手に「軽易な事項」と判断しないよう理事長専決事項やそれに基づく事務局の専決事項をあらかじめ規程を定めて処理することとなり、それらに根拠がないものは、少なくとも理事会の議決を経る必要があります。このように、規程に根拠のないものは理事会の議決を経て処理することとなりますが、事案の緊急性等合理的な理由があれば、それまでの理事会の議決や総代会の議決に反していない限り、議案提出が事後処理(閲覧)となってもやむを得ないと考えられます。なお、車両の更新は予算執行が必要です。買い替えの場合で仮に金銭のやり取りが発生しなかったとしても、下取りと取得をそれぞれ分けて処理する必要があります。</p>	R5年度
8	福島県	<p>【補正予算の在り方】 企業会計と同じ複式簿記会計を導入した事、固定資産における売却損益が発生する場合は踏まえ、補正予算のあり方については収入(賦課金収入や借入金)に変動がない場合を除いては予算(決算見込み)と決算での報告でいいのではないのでしょうか。</p>	<p>土地改良区の事業活動は組合員からの賦課金収入による点や土地改良区は破産することができない点から、支出はあらかじめ承認を得た予算の範囲内で行われなければならないという原則(総計予算主義)があります。支出決算額が予算額(見込額)を上回ることを認めることは、財務運営の前提に影響を与えることになることから難しいものと考えます。</p>	R5年度
9	新潟県	<p>【財務諸表に対する注記等の説明】 複式簿記化の決算書に伴う各注記や正味財産増減計算書、貸借対照表について。今回4年度で初めて作成し、先日当区の監事へ決算説明をしたところです。一通り説明しましたが注記等は決算書との重複部分が多く、また説明が長い形となってしまいます。中の話で恐縮ですが、土地改良区の役員並びに総代会の説明として、注記や正味財産等は説明の扱いはどうしているのか、また説明の必要があるのか、その点を他の改良区の説明状況を聞かせていただきながら、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>総代会での財務諸表等の説明ぶりは各土地改良区の事業活動の違いから様々だと思いますが、大きく分類すると、貸借対照表から資産等の報告、正味財産増減計算書から事業活動の成果の報告、収支決算書から当該年度の収支報告になろうかと考えます。これらをどこまで説明するのかは土地改良区の判断によりますが、当該年度で特徴的な取引があればそれがどのように財務諸表等に反映されているのか、また、将来につながるっていくことなのか等掘り下げて説明することも考えられます。財務諸表等の注記においてはその全てを詳細に説明する必要は必ずしもあるとは限りませんが、前年度と比較して大幅に違いが出ている部分があれば、その辺りを詳細に説明する方法もあろうかと考えます。</p>	R5年度
10	山口県	<p>【監査してもらべき資料】 複式簿記移行後の監査の在り方に迷っていますが、最低限度として、どの資料(通帳)を監査してもらおうべきか？</p>	<p>監査時間に制限があるなら、財務関係書類については、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録の間の整合、会計主要簿・補助簿との整合、現預金等の帳簿と有り高(残高証明等)の一致の確認が必要と考えます。なお、通帳については、財産目録に登載の通帳だけでなく、土地改良区名義の通帳は全て監査を受ける必要があります。その他、監査の実務については監査の手引きを併せてご覧ください。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：総代会等での説明				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
11	徳島県	<p>【総代会等での財務諸表の説明ポイント】 理事会・総代会等での決算の説明において、財務諸表の説明をするのが難しい。 注記を使って説明しているが、その他説明のポイントがあれば教えて欲しい。</p>	<p>決算報告では、組合員の賦課金を基に土地改良区がどのような事業活動を行ったかが説明のポイントになります。この視点からは、基本は今まで通り、収支決算書を中心に説明し、貸借対照表などの財務諸表を使って補足説明することで良いと考えます。報告対象者が何を気にするかの観点で、例えば、以下のような視点で説明されてはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告 ・今年度どのような事業を行ったのか・・・事業報告書から要点を説明 ・突発事故などの想定外のことがあったのか ・決算報告・・・収支決算書を中心にポイントを絞った説明 ・予算通りに執行できたのか ・予算と決算に大きな差異があった場合の理由、対策 ・単年度収支(繰越金や積立金収支を除いた収支) <p>また、新たに総代会の承認を得なければならない財務諸表については、研修テキストP190～195の財務3表の分析に記載しているチェックのポイントが参考になるかと思います。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金は十分足りているのか ・今後の見通し ・財政状態・・・貸借対照表で前年度との差異が大きい科目を中心に ・未収賦課金(長期滞納、不納欠損)の状況 <p>資金が足りない、十分な積み立てができていない、賦課金の滞納者が多いなど、土地改良区から、役員や組合員に対して訴求したいことがあるはずですので、その裏返して説明すれば良いのではないのでしょうか。 なお、収支決算書には出てこない、減価償却(施設の老朽化)、不納欠損(賦課金の未納)についても必要に応じて説明することになるでしょう。</p>	R5年度
12	熊本県	<p>【総代会等での財務諸表の説明のポイント】 総代会等での収支決算書は、複式簿記に移行しても科目の違いだけで説明は可能ですが、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、どこをどのように説明すればよいか。最低限必要な科目や要点についてマニュアル化していただきたい。</p>	<p>財務諸表の説明については、土地改良区によって説明したい内容は様々かと思いますがマニュアル化することは難しいですが、例えば土地改良施設の減価償却を行うことで資産の価値が目減りしていることは財務諸表から当年度欄と前年度欄を見比べることで説明できますし、今後の施設更新に向けての話に繋げることができると思います。その他には各種積立金が妥当な金額で積み立てられているかや、引当金と対応する積立金は適正に積み立てられているかなども説明のポイントかと思います。また、財務諸表に対する注記を用いて説明する方法もあるかと考えます。</p>	R5年度
13	宮崎県	<p>【外部監査に伴う費用】 会計監査については複式となったためかなり難しくなってきた。各土地改良区でどれほど理解できるか問題である。税理士等を入れるなど、外部監査員を利用するのが好ましいと考えるが費用は多額となる。外部監査導入に伴い助成金や補助金の導入はできないのか。</p>	<p>会計監査を外部の会計専門家に委ねることも当然に認められますが、これに対する助成金や補助金の導入については、行政と相談いただければと考えます。当方も、機会を得て、農林水産省にご要望を伝えて参ります。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：総代会等での説明				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
14	宮城県	<p>【決算報告において収支決算書の承認は省略可能か】 受取利息の積立金支出について収支決算書の作成の為受取利息は支出行為を行っていますが、複式簿記では借方：〇〇積立金、貸方：受取利息で振り替えるため、単式簿記上の収入行為しか行わないことになっていると思われる。実際に支出行為を行わないと収入した利息が繰越金になってしまう。(積立金は予算書・決算書に計上しないため。) 会計細則例では収支決算書の作成が記載されていますが、決算報告を貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録のみにすることが出来るのか確認したい。</p>	<p>土地改良区における会計の収支の全体を把握するため、受取利息については、事例集P54記載の対応方法のとおり、一旦収入(借方：現金及び預金、貸方：受取利息)してから、改めて積み立て(借方：〇〇積立資産、貸方：現金及び預金)する処理が必要です。 なお、収支決算書は、あらかじめ総代会の承認を得た収支予算を1年間の事業活動でどのように使用したかの実績を示して総代会の承認を得る必要があるものですから、これを省略することはできません(土地改良法第29条の2、第30条)。</p>	R6年度
15	石川県	<p>【理事会での報告資料】 29会計細則で理事会が年2回だと、6か月または1年まとめた報告資料となるが、毎月ごとなのか、まとめてで良いのか。(毎月台帳等は会計担当理事のハンコは頂いています)</p>	<p>前回の理事会での報告以降の毎月の確認書を添付して報告することが適当と考えます。</p>	R6年度
16	三重県	<p>【総代会で財務分析結果を説明すべきか】 総代会において、決算関係の説明はしていますが、経営状態の分析まではしていません。いずれは公開していくべきなのでしょうか。</p>	<p>総代会において財務分析をした結果を説明することは必須ではありませんが、今後の土地改良区の運営方針をご理解いただくためには分析結果を使用して説明することも有効と考えます。</p>	R6年度
17	愛知県	<p>【理事会での会計主任の報告】 会計細則例第35条改正の件で、理事会で報告が必要となったが会計主任は必ず出席が必要なのか紙を読みあげるのみでも良いのか。</p>	<p>改正後の会計細則例第35条第3項では「会計主任は、毎月末の残高の照合の結果について、作成・署名した書面を添えて理事会で報告すること」と明記されており、土地改良区規約例第21条第3項においても「理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない」とされており、会計主任が出席して報告するものと考えます。</p>	R6年度
18	徳島県	<p>【決算関係書類の説明ポイント】 総代会での決算報告について貸借対照表や正味財産増減計算書、その他の書類について説明の仕方ポイントはどこか。</p>	<p>決算関係書類の説明は、説明者が相手方(役員、総代、組合員)に対して土地改良区(執行部)が何を伝えたいかがポイントになるものと考えます。例えば、財務諸表に対する注記を用いて、貸借対照表の資産や負債の前年度に比しての増減の状況や、正味財産増減計算書の減価償却、不納欠損の状況等、あるいは収支決算書であれば予算と決算で著しく差がある点などを説明したり、更新積立の状況等土地改良区における特定の課題に応じて関係書類の該当箇所を説明することもあろうかと考えます。</p>	R6年度
19	群馬県	<p>【監査簿の記載は自筆のみか】 高齢の監事さんにいろいろ監査簿記載してもらおうのが困難であるので、自筆ではなく入力したもので問題ないのか。</p>	<p>監査簿は自筆でなくとも構いません。 監事が口頭で述べたことを事務局が書き取り、それに対して監事が確認の上、署名することも認められます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑩：総代会等での説明				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
20	鳥取県	<p>【決算報告の範囲】 決算報告に苦勞しています。説明が長いと苦情が出ます。どこまで説明すべきですか？ 具体的に教えてほしい。</p>	<p>決算報告では、組合員の賦課金を基に土地改良区がどのような事業活動を行ったかが説明のポイントになります。この視点からは、基本は今まで通り収支決算書を中心に説明し、貸借対照表などの財務諸表を使って補足説明することで良いと考えます。報告対象者が何を気にするかの観点で、例えば、以下のような視点で説明されてはいかがでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告・・・今年度どのような事業を行ったのか、事業報告書から要点を説明 <ul style="list-style-type: none"> ・突発事故などの想定外のことがあったのか ●決算報告・・・収支決算書を中心にポイントを絞った説明 <ul style="list-style-type: none"> ・予算通りに執行できたのか ・予算と決算に大きな差異があった場合の理由、対策 ・単年度収支(繰越金や積立金収支を除いた収支)は、当年度の収入で当年度の支出を賄えたか ・今後の見通し ●財政状態・・・貸借対照表を使用しての説明 <ul style="list-style-type: none"> ・借入金の残償還額、償還原資の確保見込みの状況 ・各種積立資産の状況(足りているのか、不足しているのか) ・未収賦課金(長期滞納、不納欠損)の状況 <p>資金が足りない、十分な積み立てができていない、賦課金の滞納者が多いなど、土地改良区から、役員や組合員に対して訴求したいことがあるはずですので、その裏返しで説明すれば良いのではないのでしょうか。なお、収支決算書には出てこない、減価償却(施設の老朽化)、不納欠損(賦課金の未納)についても必要に応じて説明することになると考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑱：その他				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	熊本県	<p>【会計システム上に補正予算が入力できない場合】 補正予算について、会計システム上で補正予算を入力することができない。このことから、当初予算に計上している本年度予算額の変更入力でもいいか。</p>	<p>当初予算額を上書きして修正すると当初と補正後の予算額の比較ができず、どこがどのように変わったのかわかりませんので、会計システム上で対応できなかったとしても紙ベースでは当初予算と補正予算の欄を設けるか、設けられないなら丁寧な説明を心がける必要があります。</p>	R4年度
2	東京都	<p>【金融機関の選択】 借入金をしたい場合に選択できる金融機関に制限はあるのでしょうか。</p>	<p>土地改良区で取引金融機関を定めていればそれに従いますが、定めていない場合には選択に制限はありません。 いずれにしても、あらかじめ、総(代)会で議決された金融機関である必要があります。</p>	R4年度
3	山梨県	<p>【土地改良区の地区から除外される農地】 負担金、脱退金について・・・農地転用する以外で、土地改良区内の農地を外れるケースがあるのですか。</p>	<p>農地転用以外で土地改良区の地区から除外されるのは、農業委員会の調査で農地として認められない場合、他の土地改良事業の実施の結果、用排水系統が変更された場合などがあります。最近の例では、水田が畑地化されたことにより用水需要がなくなった場合もあります。いずれの場合も、関係する土地が土地改良区の事業の利益を受けないことが明らかな場合に限られます。</p>	R4年度
4	沖縄県	<p>【機能保全計画策定事業導入の相談先】 機能保全計画の策定事業導入の相談はどちらへ？ 国、県、市町村</p>	<p>機能保全計画の策定はストックマネジメント事業となりますから、国、県のいずれでも対応してもらえるものと考えます。</p>	R4年度
5	長野県	<p>【期末日が休日の場合の会計処理】 令和5年度決算は3月29日となるが、30日、31日に発生した支出は未払い金として新年度、過年度支払いで処理するべきか。新年度の支出科目で処理しても良いか。</p>	<p>3月30日、31日に発生した取引であれば、令和5年度の未払金として計上することになります。 この考え方は、会計期間が4月1日から3月31日であることが基本です。</p>	R5年度
6	富山県	<p>【各種帳簿の保存方法】 複式会計に移行したが会計ソフトが入っており、単式会計の時とほぼ変わらない処理をしている。会計主要簿の総勘定元帳、仕訳帳等もシステム上で出来ているが、打ち出での保存が必要か。</p>	<p>会計細則例においては、会計に関する帳簿は最低10年保存することとされているのですが(第6条)、この保存方法については、定款や規約等に定めるところによります。例えば、定款例第55条や規約例第64条のように電磁的方法による保存が認められているのであれば、打ち出すことなく定められた電磁的方法による保存も可能と考えます。</p>	R5年度
7	愛知県	<p>【借地権、地上権について】 借地、地上権の資産管理の方法、表記の方法について</p>	<p>借地権、地上権については、その内容に応じて施設台帳(土地の部)や固定資産台帳に登載の上、施設用地に係るものであれば貸借対照表の土地改良施設用地に、その他の土地に係るものにあつてはその他固定資産の土地に取得価額を計上します。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑱: その他				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
8	愛知県	【用水管理費負担金の計上について】 用水管理費負担金(水代)の計上の本来のあり方	用水管理負担金の内容が不明ですが、施設の維持管理に関する収入にあっては土地改良事業収入の「負担金」(収支予算・決算書では「負担金収入」)、支出にあっては土地改良事業費の維持管理費の「支払負担金等」(収支予算・決算書でも同様)として扱うことになるかと考えます。	R5年度
9	愛知県	【賦課金根拠の農地は資産とすべきか】 賦課金根拠の農地は資産とすべきなのか(災害復旧など)	土地改良区連合は組合員からの賦課金収入に代わり所属土地改良区からの負担金収入になりますが、土地改良区等は農地を所有しないので資産計上することはありません。ただし、土地改良施設等に関して農地に借地権、地上権等を設定したときは当該権利について台帳に登載の上、施設に関するものは土地改良施設用地に、その他の土地に関するものはその他固定資産の土地に取得価額を計上することになります。	R5年度
10	滋賀県	【土地改良区が県土連に維持管理計画書の作成を依頼した場合】 土地改良区が県土連に対して維持管理計画書の作成を委託して代金を支払う場合、維持管理計画書の資産計上は必要ですか。	業務委託費として代金の支出をするのみで、資産計上の必要はありません。	R5年度
11	大阪府	【会計原則について】 会計原則が4つしか有りませんが、単一性の原則、保守主義の原則、重要性の原則も入れるべきではないですか。	土地改良区会計基準では、4原則と会計基準注解(注1)において重要性の原則が記載されています。 企業会計における保守主義の原則の具体例としては、棚卸資産の評価における低価法の採用、減価償却における定率法の採用等がありますが、土地改良区会計では、このような企業会計上で認められた複数の会計処理方法のうち、保守的な処理を選択するという場面が想定されていないため、保守主義の原則は設定されていないと考えられます。 また、株主総会提出目的、銀行等に対する信用目的、法人税等の税務申告目的といった複数の目的で財務諸表の作成が想定される企業会計とは異なり、土地改良区会計では、財務諸表を作成する目的は一つですから、単一性の原則は設定されていないと考えられます。	R5年度
12	高知県	【財務諸表等作成要領の改訂箇所】 財務諸表等作成要領改訂版とあるがどこが改訂になったのか	大きくは、適正化事業に防災減災等機能強化事業が追加されたこと(作成要領P134)、土地改良区から県土連への工事の委託ができることとなったこと(P156)に関する作成手順が追加されています。その他、関係機関(行政、県土連)から修正・記載要望のあったことなどについて、作成手順を変更しないことを基本としつつ修文する等の改訂がされています。	R5年度
13	福島県	【電子帳簿保存法への対応】 2024年1月から施行される「電子帳簿保存法」について、法律に基づき改良区も行う必要があると思われるが、会計細則の改正や文書保存規程等に及ぶため国等からの指導等はないのでしょうか。	現時点では、電子帳簿保存法は法人税、申告所得税に関するものであるため、土地改良区には関係ありません。 今後土地改良区の運営に関する法令等の施行に関する情報については、適時に必要な情報を提供するよう努めて参ります。	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

1. 財務諸表等の作成手続き／質疑テーマ⑱: その他				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
14	長野県	<p>【電子帳簿保存法の対象】 電子帳簿保存法について土地改良区は対象となるのか。対象となった場合支援ソフト等の対応は全土連で支援していただけるのか。</p>	現時点では、電子帳簿保存法は法人税、申告所得税に関するものであるため、土地改良区には関係ありません。	R5年度
15	愛知県	<p>【電子帳簿保存法への対応】 電帳法の施行による規程等の整備について情報提供をしてほしい。</p>	現時点では、電子帳簿保存法は法人税、申告所得税に関するものであるため、土地改良区には関係ありません。今後土地改良区の運営に関する法令等の施行に関する情報については、適時に必要な情報を提供するように努めて参ります。	R5年度
16	群馬県	<p>【不整合となるミス】 よくある不整合となるミスは何か</p>	例えば、正味財産増減計算書の経常賦課金が賦課額定額ではなく実際に納付された金額で処理されている、また、固定資産の増加として計上する取引を修繕費等の正味財産の減少として処理しているなどがあります。このようなミスは取引をシステムに入力する段階で防ぐことができますので、処理をする担当者だけでなく、決裁する者の複数の視点から確認することが重要です。	R6年度
17	群馬県	<p>【実務上のコツ】 注記は連携して使っていくとか実務のコツはないのか</p>	財務諸表に対する注記の作成は決算書類として作成されるものではありませんが、年度途中であっても、その時点での財務諸表と注記の整合を確認することで、もしミスがあったとしても早い段階での修正が可能となります。また、財務諸表に対する注記は会計ソフトによっては出力できるものもありますが、自動で完璧に作成することは難しいと思われるため、毎年会計ソフトから出力して手作業で加筆・修正する運用よりも、計算式などを入れて1度作成したものを使い回す(固定資産の明細など金額が変わる部分だけを修正する)方が効率的です。	R6年度
18	福岡県	<p>【規約、会計細則、その他規程等作成上の注意点】 規約、会計細則、その他規程等作成上の注意点、又どの段階で作成が必要なのか</p>	規約は、土地改良区の設立認可申請に当たり、「業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面」として作成が必要で、農水省で様式例を示しています。会計細則その他規程等についても、定款、規約に基づき作成されるものですから、設立時等運営に支障がない時期に作成することになり、その後、必要が生じれば、そのときに変更することになります。これらの規程例、様式例については、国から通知などにより示されているので、参考にしてください。	R6年度
19	宮崎県	<p>【土地改良施設台帳の様式】 土地改良施設台帳の様式が①資料[実践編]P37、38、51、168に掲載されているもの及び②資料P15に掲載されているもの③資料P18に掲載されているものの3通り示されていますが、どれが正しいのでしょうか。</p>	テキストでは紙面スペースの都合上、研修内容を理解することを優先し、施設台帳に記載されている内容(所在、構造等)を省略している部分もありますことをご理解願います。実際に使用する場合は、会計細則例で示されている土地改良施設台帳の様式を参考にしてください。	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ①：賦課金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	新潟県	<p>【口座引き落としにしている賦課金の受領日】 金融機関が賦課金を受領した日と通帳記帳日が異なる場合の処理で通帳に記載された記録を使用することとであった。口座引落を金融機関へ依頼すると、入金日が翌日となっている。説明のとおり通帳に記載された日を使用すると、組合員の通帳に記載される引落日と、組合員へ発行する「賦課金領収書(領収済通知書)」の領収日が違ってくるため、今までは実際の引落日を使用していた。必ず通帳に記載された日を使用しなくてはならないか。(通帳の摘要欄には実際の引落日も記載されている)</p>	<p>会計処理事例集はあくまで一つの事例を掲載しています。会計処理上の整合性を取ることができる手法であれば、土地改良区ごとの処理方法を行っていただいてもかまいません。</p>	R5年度
2	高知県	<p>【前受けした賦課金を収支外にできるか】 ①賦課金請求前の納入分を「前受金」「預り金」等で処理できるとあるが、一般会計(通帳)に入金された前受賦課金等を「収支外会計(別通帳)」に振替え、当該年度調定が完了したら一般会計に改めて振替えることは問題ないか。②可能であれば、この仕訳方法をご教示いただきたい。</p>	<p>賦課金の前受金を別通帳で管理することは構いませんが、賦課調定前であっても土地改良区の資産ですから、収支外ではなく決算関係書類に明記することが適当です。</p>	R5年度
3	新潟県	<p>【相続放棄に対する賦課金の請求】 組合員から相続放棄の申し出があったが、登記は組合員ではなくその母等だった場合、組合員に対し未収賦課金の請求はできるか？</p>	<p>相続人が複数(子と母親)いるときは、一部の相続人から相続放棄の申し出があったとしても他の相続人(母親)が相続放棄していないのであれば、その者を組合員として扱い、未収賦課金の請求を行うことは可能です。母親も亡くなって、他の相続人がいないのであれば、組合員資格を承継すべきなのは相続放棄を申し出た方であり、その方が相続放棄したことから、現在、組合員は定まっていない状況になっています。相続財産清算人を選定してもらい、清算人に対して債権(未収賦課金)の申し出を行うことになります。</p>	R6年度
4	富山県	<p>【相続放棄農地に係る賦課金の徴収】 不納欠損処理に付随しますが、相続放棄された農地について、耕作者がおり農地中間管理機構を介した契約をしている場合の賦課金の徴収について具体的な事案をもとにどのように処理すべきかを教えてください。(根拠となる法律等を含めて)</p>	<p>相続放棄された土地については所有者がいない状態ですから、権原を有して耕作している方がいれば、土地改良法第3条第1項第1号の規定に基づきその方を組合員として扱うことになります。この場合、未収賦課金の支払については新たな組合員が支払うこととなりますが、理解が得られないときは、不納欠損処理することも考える必要があります。</p>	R6年度
5	山口県	<p>【組合員の所在不明等により賦課金を徴収しないことは可能か】 経常賦課に関して、農業委員会への非農地証明が提出された場合以外にも、所在不明や徴収不能者が出た場合も対象農地を除外し、経常賦課金を徴収しないことができますか。 その場合の総代会での報告、承認が必要ですか。</p>	<p>土地改良区の受益農地については、組合員の所在不明等により賦課金が徴収不能の場合であっても、事業により利益を受けないことが明らかであるとき以外、地区から除外することはできません。他の組合員と同様に賦課対象とする必要があります。</p>	R6年度
6	福島県	<p>【賦課金の返金処理】 調定した賦課金が、年度の途中で申し立てにより調査した結果、返戻すべき(重複登録等)と判断した場合の処理方法を教えてください。</p>	<p>会計処理事例集(P12)に賦課金の返金処理についての記載がありますので参考にしてください。記載事項にない詳細につきましては、県土地連が行う巡回指導等でお尋ねいただければと思います。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ①：賦課金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
7	静岡県	<p>【賦課金の二重計上に係る返金処理】 P12_⑧賦課金を二重に受け入れた際の返金処理について、対応方法の②「過年度の誤納賦課金を当年度に還付する場合」の【債務の発生】で示された未払金計上は、必ず行う必要があるのか。</p>	債務の認識をした際に未払金の計上を行うことが原則となります。	R6年度
8	大分県	<p>【誤納賦課金の会計処理】 賦課金の二重払いで会計処理を1件しかしていない場合は、2回目の通帳振込はそのまま引き出し返納を行い、会計処理をしないのは正しい処理か。</p>	過誤納の戻出しについては、「誤納又は過納となった金額を払戻すときは、支出の手続の例により、これを当該収納した収入から戻出ししなければならない。」(会計細則例第31条)と規定されており、組合員に誤納賦課金を還付する場合であっても、会計処理は省略せず、収入処理と返金処理の手続が必要となります。	R6年度
9	東京都	<p>【賦課金の還付処理の科目】 会計事例の中で、賦課金の二重受け取りの事例がありますが還付する際、普通預金の支払いになります。仕訳は一般管理費支出の雑費でよろしいですか。</p>	土地改良区会計処理事例集P.12「⑧賦課金を二重に受け入れた際の返金処理」は、過年度の過誤納金の支払いの場合、まず債務を発生させる仕訳により未払金を計上し、次に未払金と現金預金を振り替える仕訳を起こして還付処理した事例です。過年度の支払いは当年度の支出予算に基づきますので、一般管理費支出ではなく、本事例の仕訳を参考としてください。	R6年度
10	新潟県	<p>【使途不明金(賦課金)の入金】 県外組合員より5年分の賦課金と思われる振込があった(賦課金額×5と金額一致)が、組合員本人の意図が確認できないため処理できない。 このまま確認できない場合、どのように処理するべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外のため、簡単に出張できない。 ・電話番号不明。 ・これまで複数回、郵便により還付請求書の提出を求めたが、一切連絡なし。 	今回振り込まれたものが賦課金に充てるためかどうか意思が不明であったとしても、賦課金は土地改良区の側から相殺できますから、賦課金として処理して構いません(少なくとも相手側の利益になっています)。賦課した以上に納入された部分については、返金するのも一つの考え方ですが、相手の意思が確認できないのであれば、「預かり金」(又は「前受金」として処理した上で、次年度以降の賦課調定の際に賦課金として処理することが適当と考えます。その際は、賦課金徴収原簿(組合員別に作成)に納付額、各年の賦課金充当額、納付残額を記載しておくことが必要かと考えます。今後、預かり金が底をつき賦課額に足りなくなることも考えられますが、そのときは未収金として処理することになります。	R6年度
11	新潟県	<p>【使途不明金(賦課金)の入金】 上記に関連して、今後5年分の賦課金と意思確認できた場合の事務処理について</p> <p>毎年送付する賦課金通知書に加えて領収書を同封することでよいか。その際、領収日や領収書の書き方はどのようにすべきか。ひな形があればいただきたい。</p>	賦課通知書と領収書の同封で構いませんが、相手方を混乱させぬよう、「〇年〇月〇日納入された資金から該当額を領収しました」旨を領収書に記載すれば足りるでしょう。丁寧であれば、別紙で、「納付済残額〇〇円、今回充当額〇〇円、差し引き納付済額」の旨を同封してあげてもよいかもしれません。なお、領収日は、賦課調定日(又は預かり金の賦課金充当日)でよいと考えます。	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ①：賦課金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	岡山県	<p>【賦課金の入金と関係書類の引き継ぎ】 通帳に賦課金入金の旨の印字後、しばらくしてから徴収担当から引継ぎがあり、その際の通帳日時と引継ぎ日時の整合性はどのように取ればよいか。 現在は引継ぎ日が通帳日付より後であっても通帳日付に合わせるような形で引継ぎをしてもらっているが、従前は引き継がれる日時で複数まとめて引き継がれるため日報との整合性が取れない状態であった。</p>	<p>賦課金の入金と関係書類の引き継ぎは直ちに行うことが必要で、それができない事情があるときも遅滞なく処理されることが内部牽制体制の視点から見ても重要です。</p>	R6年度
13	岡山県	<p>【賦課金受領日に金融機関へ入金できない場合の処理】 P.25の②処理の仕方についてですが、弊改良区では事例集のような処理はしておらず、賦課金受領日と金融機関への入金日が違う際には金融機関への入金日で事務処理を行っている。(勤務時間外に徴収に行く場合は支払われた賦課金を徴収担当が預り、翌日の勤務時間内にお金と一緒に引継ぎを受けるため) 複式簿記のソフト会社に相談したところ、通帳日付との整合性を取るのであれば金融機関への入金日を基準に事務処理することを勧められ、収入命令の摘要欄に「〇月〇日受領分」と記載することで実際に賦課金を受け取った日付も分かるという利点があります。事務処理として問題はないでしょうか。</p>	<p>勤務時間外に賦課金の徴収を行って出勤日に納付された賦課金の引き継ぎを行う場合、徴収時に帳簿への記入はできませんので、お示しいただいた事務処理でも問題ないと考えます。</p> <p>賦課金受領日に金融機関へ入金できない場合、帳簿に記録しない限り、受領した賦課金は土地改良区の収入として扱われていない状態です。帳簿に記録をしていない期間の不正を防止するためにも、事例集では一旦現金科目で土地改良区の収入として受け、金融機関へ入金する際に現金科目から預金科目に振り替えるという処理を行っています。</p>	R6年度
14	熊本県	<p>【未収賦課金と長期未収賦課金の取り扱い】 未収賦課金と長期未収賦課金の取り扱い方</p>	<p>未収賦課金は当期において賦課し、未収状態の賦課金ですが、年度を超えても未収の場合は、過年度分の未収の賦課金として、翌年度の期首に固定資産の長期未収賦課金に振り替える処理が必要となります。</p>	R6年度
15	福井県	<p>【賦課金の前受】 賦課金を翌年度以降分受け取ってはいけないという認識だったが、前受金として受け取って良いのか？ 翌年以降の単価変更にはどう対応するのか？</p>	<p>ご認識のとおり、組合員の申出に基づき翌年度以降の賦課金として収納する場合、将来賦課する時点の賦課額と異なる可能性があることや、預り金から実際の賦課までに生じた利息をどのように考えるかという点においてトラブルが生じかねないことから、賦課前の収納を断ることも県や地方連合会の指導方針として当然あります。</p> <p>一方で、組合員の申出を受けた方が土地改良区の利益(賦課金の徴収確保)なることもあることから、会計基準においては「前受金」を設定して、受け入れることも想定しています。</p> <p>土地改良区においては、指導方針や、受け入れることのメリット・デメリットを総合的に考え判断する必要があります。受け入れないときには、その理由を、受け入れるときには、将来不足額が生じたときに改めて賦課することもある等を丁寧に説明すること求められます。</p> <p>翌年度以降に単価変更があった場合の処理方法については土地改良区ごとに考え方がありますが、下記の方法が一例として考えられます。</p> <p>① 翌年度の単価確定後の計算で、賦課金額が受け取った前受金を超過している場合。 → 超過分を前受金のまま保有し、その翌年度の賦課金の一部として充てる。</p> <p>② 翌年度の単価確定後の計算で、賦課金額が受け取った前受金では足りない場合。 → 不足分を賦課する。</p> <p>「財務諸表等作成要領改訂版」P243～244にも記載例がありますので参考にしてください。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ①：賦課金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
16	宮崎県	<p>【資金収支整理期間に収納した賦課金の取り扱い】 土地改良区会計処理事例集P11に資金収支整理期間内に収納した前年度賦課金は前年度決算書に計上する旨明示されているが、賦課金はいつ誰が納付するか予測できない為、決算額が資金収支整理期間末日まで確定し得ない。そのため、決算額を基に行う消費税申告業務が資金収支整理期間中に着手困難な状況になっている。決算額の早期確定のため、資金収支整理期間に収納した賦課金のみ新年度会計で収納することは適当か。</p>	<p>複式簿記に移行している場合は、発生主義ベースで消費税の納付額を計算することになります。したがって、賦課金は5/31までの収納額ではなく、正味財産増減計算書をベースに調定額で計算することになります。</p>	R6年度
17	徳島県	<p>【過年度賦課金の範囲】 R5年度会計において、過年度の賦課金とはR4～R1？ R4～H30？</p>	<p>時効の更新がされているかどうかによって取扱いは変わりますが、一般的には、R5年度は当該年度の賦課金(未収賦課金)ですから、それより前の5年間、H30年度までが過年度になります。</p>	R6年度
18	群馬県	<p>【賦課金水準の妥当性】 賦課金の妥当性とは？</p>	<p>適正な賦課金水準は、当該年度の要支出額から、補助金・助成金、附帯事業収入等を差し引いたものを賦課面積で除したものととなります。将来の施設の大規模修繕や更新を考えたとき、そのときに借入金や特別賦課金で賄うという考え方もありますが、一時に多額の費用とならないよう、今から事前積立に取り組むことも考えられます。そのときの要支出額は、積立予定額も考慮することになります。</p>	R6年度
19	山梨県	<p>【時効の完成猶予】 滞納処分の認可を受けての催告が時効の完成猶予になるとあるが、差押え、換価をしなくても催告だけで猶予になるか</p>	<p>民事上の催告は、それだけで6月の間、時効が完成猶予しますが、賦課金(税金等同様)の催告は、差押をするまでに6月以上あるときに行わなければならないもので、差押が前提となります。</p>	R6年度
20	千葉県	<p>【賦課金の消滅時効について】 賦課金の消滅時効について 当改良区では複数年に亘り滞納をしている組合員に対し、滞納総額の「債務確認及び納付誓約書」を取り交わしている。その時点から5年間の時効が更新されると思われるが、一部納付についての充当が一番古い期に全額充てており、全期に均等納付はしていない。このような場合でも時効は一部納付があった時点で、納付誓約がなされているすべての賦課金の延長として適用されるか。ご教示いただきたい。</p>	<p>複数年にわたり滞納された賦課金の支払があったとき、その充当順位は、弁済者(滞納組合員)の指定した年度の未納分に充てることとされ、この指定がないときは、土地改良区が指定した年度の未納分に充てることとされています(民法第488条)。したがって、事案では、納付誓約に伴い各年度の未納金の消滅時効が更新されていますが、一部納付を全ての期の未納分に充当していないため、充当した一番古い期の未納分について納付時期から5年間の時効が進行しているものと考えられます(他の期は、納付誓約時点から進行しています)。</p>	R6年度
21	長崎県	<p>【時効承認時の納付誓約は書面で行うべきか】 賦課金の時効について「承認」時の納付誓約は書面上で取り交わす必要があるのか？</p>	<p>後々混乱しないためにも、滞納者に対して納付誓約書の提出を求めることが妥当です。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ①：賦課金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
22	徳島県	<p>【時効の中断】 時効の中断について 例えば、R4,R3,R2の3ヶ年分の未納金があり、R4年分の未納金の一部を領収した場合、R3,R2の時効も中断するのか。</p>	<p>R2からR4までの未納がある者から未納金の納付があった場合は、古い未納分に充当することになります。債権は年度ごとに別々ですから、未納の一部の年度について「承認」(納付確約、一部納付等)があっても他の年度の未納までも時効が更新されるわけではなく、一つ一つ、相手方の意向を確認する必要があります。</p>	R6年度
23	岩手県	<p>【未収賦課金の一部納付による時効の更新】 未収賦課金の時効を中断(更新)する場合の一部納付は、複数年度に複数件の未収がある場合、全てのものに小分けして納付しないと解しているが、そのとおりでよいか。</p>	<p>未納賦課金が複数年あるときに納入金をどの年度の未納賦課金に充当するかは、民法第488条の規定に従うことになり、①滞納組合員から指定があったときには、その年度の賦課金、②指定がないときには、土地改良区が指定する年度の賦課金に充当することになります。この場合、土地改良区は、未納債権の全ての時効を更新するため、納入金を各年に充当することも可能ですし、滞納組合員の納入意識を確保するため古い年度の未納金に当てることも考えられます。いずれの場合も、滞納組合員に説明し、意思確認を行っておくことが適当です。</p>	R6年度
24	群馬県	<p>【時効の更新】 賦課金納付義務の承認による時効の更新とは？という意味ですか？5年間ではないのですか？</p>	<p>土地改良区の賦課金の徴収権(賦課通知を行って滞納に対して強制徴収権利)の消滅時効は5年と定められていますが、時効が成立するまでに期間を延ばす手続きをとれば、この5年間はリセットされて新たな時効がスタートします。これを「時効の更新」といいます。このための手続きが、土地改良区から組合員への納付の督促であり、組合員から土地改良区への支払義務(債務)の承認となります。承認の具体的な例としては、納付することの確約(納付誓約)、支払猶予の要請、元本又は利息の一部納付(元本債権の承認)があります。</p>	R6年度
25	福岡県	<p>【賦課金の時効年数】 賦課金の時効は何年ですか？</p>	<p>土地改良区の賦課金に関する時効は国税及び地方税の例によることとされており、徴収することができる権利(徴収権)は「賦課通知書に記載された納付期限の翌日から起算して5年を経過」とすると消滅することになります。また、賦課することができる権利(賦課権)の時効(除斥期間)についても、原則として、5年間とされています。</p>	R6年度
26	埼玉県	<p>【小口現金の扱い】 p.25の小口現金について、賦課金収入を当日、金融機関への入金時(日)に振替命令をしましたが、月の末日に収入、翌日1日に振替命令とした場合、例えば9月末日の残高証明書と食い違いがでるのではないかと？</p>	<p>賦課金を現金で収納した場合は、会計上、当該収入した現金は小口現金とは混在させずに、勘定科目は「(目)小口現金」ではなく、例えば、</p> <p>(款)流動資産 (項)現金及び預金 (目)現金</p>	
27	埼玉県	<p>【小口現金の扱い】 小口現金を入金用には使用できないとのことでしたが、もし31日に入金があり次の日の1日に金融機関へ入金した場合、出納簿の入金日と銀行の通帳へ入金した日が異なってしまうような気がするのですが、ずれてしまっても問題ないのでしょうか。</p>	<p>を使用します。 現金で収納した賦課金を、「(目)現金」で処理することで、月末には「(目)現金」の残高があり、翌日に金融口座振替により銀行口座へ資金移動をしたという処理をすることで、貸借対照表の現金及び預金の残高と実態を合致させることができます。</p> <p>なお、9月末日の残高証明と現預金出納帳の日付又は金額の差は合理的な理由である限り問題になることはありません。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ②：不納欠損、不納欠損引当金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	愛知県	<p>【賦課金の不納欠損処理】 時効によって消滅する賦課金の徴収不能と不納欠損扱いになる徴収不能は別の扱いと考えてよいか</p>	<p>不納欠損処理については、時効が成立した場合のほか、それ以前でも徴収不能と判断して債権放棄する場合があります。債権放棄の場合は、事前に総代会の議決が必要であり、時効成立の場合は、事後に決算関係書類の承認という形で総代会の議決が必要となります。</p>	R6年度
2	山形県	<p>【不納欠損引当金の計上決定機関】 事例集には不納欠損引当金の計上年度が記載されているが、計上する決定は理事長、理事会、総代会のどの機関で決定すべきか。</p>	<p>不納欠損引当金の計上は長期未収賦課金等の徴収不能の見込があると判断したときであり、この判断は日々の業務の中で行われることから、直接的には会計処理の決裁者である理事長が行うこととなりますが、貸借対照表への計上を通じて理事会の議決、総代会の承認という手続きを経て決定されます。</p>	R6年度
3	福島県	<p>【不納欠損引当金の計上決定機関】 不納欠損引当金を計上する場合、総代会の議決が必要か。 また、決算時期(5月出納閉鎖)をみて補正で対応は可能か。年度末当初予算前当年度欠損処理を行い翌年度へは繰越さない方法</p>	<p>不納欠損引当金の計上は長期未収賦課金等の徴収不能の見込があると判断したときであり、この判断は日々の業務の中で行われることから、直接的には会計処理の決裁者である理事長が行うこととなりますが、貸借対照表への計上を通じて理事会の議決、総代会の承認という手続きを経て決定されます。 なお、不納欠損引当金の計上は現金の動きが伴わない処理のため、予算計上する取引には含まれません。</p>	R6年度
4	埼玉県	<p>【未収賦課金が少額でも不納欠損引当金を計上すべきか】 不納欠損引当金は、未収賦課金が少額でも引当金を計上した方が良いのでしょうか？</p>	<p>不納欠損引当金は、長期未収賦課金等で徴収不能のおそれがある場合、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上しなければならないとされているものであり(土地改良区会計基準第2の5の(2))、これは金額の多寡ではありません。 なお、賦課原年度に納付されなかったもの(流動負債の未収賦課金)については、引当金計上する必要はありません。</p>	R6年度
5	島根県	<p>【不納欠損計上について】 未収賦課金に係る個別訪問活動に着手したところであり、厚い壁ですが成果が上がるよう努力しており、居所不明の組合員については法務局等で情報収集とされている。いずれ発生することになると思われる不納欠損計上についてご指導ください。</p>	<p>会計基準第2の5の(2)では、長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合には、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上しなければならないとされていますが、徴収不能と判断するタイミングはその理由により異なります(組合員が所在不明、相続の放棄等)。不納欠損引当金の計上タイミングや処理方法については、会計処理事例集P15～P17に事例を掲載しています。また、財務諸表等作成要領改訂版P92～P104にも記載がありますので、併せて参考にしてください。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ②：不納欠損、不納欠損引当金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	福島県	<p>【不納欠損引当金の備忘価額】 不納欠損について、P16を参考にすると、回収の見込みがない場合も、0とはせずに、1円だけを残していくということは、1円の積上げで長期未収が0にはならないと解釈してよいか。</p>	<p>会計処理事例集に記載の不納欠損引当金の計上方法は、備忘価額1円を残した額としていますので、おっしゃるよう長期未収賦課金から不納欠損引当金を差し引いても長期未収賦課金等は0円にはなりません。会計処理上は、実際に不納欠損処理をする際には長期未収賦課金と不納欠損引当金が消えるという処理のみで、「不納欠損」という科目が財務諸表に表れませんから、備忘価額1円を設定する意味合いとしては、不納欠損を行ったということを財務諸表上で認識するという意味合いも含んでいると考えます。</p> <p>なお、長期未収賦課金等については、その全額を徴収不能と認識すれば、同額を引当金計上することも可能かもしれませんが、時効が成立する前であれば徴収の可能性は否定できないことから、1円は残すべきとの考えもあろうかと理解しています。</p>	R6年度
7	新潟県	<p>【不納欠損引当金の備忘価額】 ⑫、⑬不納欠損引当金の計上タイミングと計上方法長期未収賦課金を備忘価格1円まで減額する額とは？ 不能欠損引当金繰入時は5,000円全額を費用とするのではなく、4,999円として1円と分けて計上する、説明をお願いします。</p>	<p>会計処理上は、実際に不納欠損処理をする際には長期未収賦課金と不納欠損引当金が消えるという処理のみで、「不納欠損」という科目が財務諸表に表れませんから、備忘価額1円を設定する意味合いとしては、不納欠損を行ったということを財務諸表上で認識するという意味合いも含んでいると考えます。</p> <p>なお、長期未収賦課金等については、その全額を徴収不能と認識すれば、同額を引当金計上することも可能かもしれませんが、時効が成立する前であれば徴収の可能性は否定できないことから、1円は残すべきとの考えもあろうかと理解しています。</p>	R6年度
8	埼玉県	<p>【不納欠損引当金の備忘価額】 不納欠損引当金の計上において、長期未収賦課金の金額ではなく、備忘価額(1円)を残すのはなぜでしょうか。</p>	<p>会計処理上は、実際に不納欠損処理をする際には長期未収賦課金と不納欠損引当金が消えるという処理のみで、「不納欠損」という科目が財務諸表に表れないことから、備忘価額1円を設定する意味合いとしては、不納欠損を行ったということを財務諸表上で認識するという意味合いも含んでいると考えます。</p>	R6年度
9	福井県	<p>【不納欠損引当金の備忘価額】 賦課金徴収について、不納欠損引当金は必ず1円残すのか？</p>	<p>会計処理上は、実際に不納欠損処理をする際には長期未収賦課金と不納欠損引当金が消えるという処理のみで、「不納欠損」という科目が財務諸表に表れませんから、備忘価額1円を設定する意味合いとしては、不納欠損を行ったということを財務諸表上で認識するという意味合いも含んでいると考えます。</p> <p>なお、長期未収賦課金等については、その全額を徴収不能と認識すれば、同額を引当金計上することも可能かもしれませんが、時効が成立する前であれば徴収の可能性は否定できないことから、1円は残すべきとの考えもあろうかと理解しています。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ②：不納欠損、不納欠損引当金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
10	栃木県	<p>【不納欠損引当金を計上しない場合】 長期未収賦課金について、不納欠損引当金に計上せず、長期未収賦課金から不納欠損処理(時効処理)とすることは可能か？</p>	<p>不納欠損引当金は、未収賦課金について徴収不能と判断したときに計上することになります。仮に、徴収が可能と判断し引当金計上していなくても、結果として時効が成立したときは、不納欠損処理することになります。</p>	R6年度
11	長野県	<p>【不納欠損引当金の計上タイミング】 会計処理事例集P.16「⑫不納欠損引当金の計上タイミングと計上方法」で相続放棄を確認し回収の目処が立たない場合、計上の時期は所有者不明等を確認した年度とある。例えば、R6年度で相続放棄を確認したとして、R5年度分までの長期未収賦課金額を備忘価額1円まで引当金の計上する。R6年度分の未収賦課金はどのように処理するのか。また翌年度移行の賦課金はどのように処理するのか。</p>	<p>会計基準では長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合には、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上しなければならないとされています。R6年度分はまだ長期未収賦課金とされていませんので、これが長期未収賦課金となるR7年度以降に不納欠損引当金として計上します。 翌年度以降の賦課金については、賦課しないことも可能ですが、その場合は、総代会において丁寧に説明することが適切と考えます。なお、賦課するときは、前期と同様の処理になります。</p>	R6年度
12	滋賀県	<p>【不納欠損引当金の計上タイミング】 不納欠損処理について、相続放棄等で回収不能と判断した時点で不納欠損引当金に計上してよいということでしょうか。</p>	<p>制度的には、相続財産清算人制度等を活用して未収金を回収する途も用意されていますが、それが現実的でないときは、貴見のとおり取り扱って差し支えないと考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例集／質疑テーマ③：督促手数料				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	福島県	<p>【督促手数料は未収計上すべきか】 仕訳例では、消費税の例として督促手数料がある場合とない場合の課税区分が提示されているが、基本的な考え方としては督促手数料は未払金処理するべきか</p>	<p>会計処理事例集⑤では、過年度分の督促手数料の消費税の扱い方を掲載しています。ここでは督促状を通知した年度の貸借対照表に督促手数料を未収計上しているかしていないかによって処理方法が変わる旨を説明しています。基本的には、督促手数料は未収計上するべきと考えます。</p>	R5年度
2	新潟県	<p>【督促手数料の税区分】 本題から逸れるが、督促手数料は非課税と認識していたが、課税収入となるのか。(P7)</p>	<p>国又は地方公共団体の税金に係る督促手数料(地方自治法第330条)は、法令に基づく手数料として課税されませんが、土地改良区の場合は、定款に基づき徴収する手数料とされ、課税対象と整理されています(「わかりやすい消費税と土地改良」(P29)参照)</p>	R5年度
3	富山県	<p>【督促手数料の未収計上は土地改良区で判断できるか】 事例集P7の説明の際に、手数料の未収計上している、していない場合と2通りの事例を紹介しておられましたが、これに関連して、転用決済金・使用料・手数料等を未収管理するか否かは、各改良区の判断でよろしいのでしょうか。また、未収管理する場合は賦課金同様、その都度振替命令書の起票が必要になるということでしょうか。</p>	<p>事例集P7は、消費税の適用税率に関する解説です。賦課金以外の収入についても、収入の権利が確定した時点で未収計上することが必要です。</p> <p>事例で未収計上しない場合を示したのは、複式簿記移行以前には、単式簿記であるがために未収金という概念がない場合もあると考えられることによります。</p> <p>なお、未収金の管理に当たっては、賦課金の場合と同様にその都度振替命令書の起票が必要です。</p>	R5年度
4	高知県	<p>【督促手数料の消費税率】 単式で会計をしていたので、当時貸借対照表は作成していないが、複式になった時点で督促手数料を未収計上した。この場合の消費税率は？</p>	<p>督促手数料等過怠金は減免することもあり得ますから、督促手数料を財務諸表上認識した時点の消費税率を適用するべきと考えます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ④：適正化事業				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	大分県	<p>【適正化事業の補修で使用する科目】 適正化事業の補修の場合において、費用科目として「業務委託費」を使用していますが、「修繕費」の科目を使用するべきでしょうか。</p>	<p>一般に、業務委託は、発注者と受注者で雇用関係を結ばず成果物・役務に対する報酬を受けることとされ、維持管理事業では施設操作委託、草刈り業務委託などが当たると考えられます。支出内容に即して考えるほかないのですが、適正化事業における現実の業務に即せば修繕費(土地改良施設の修理、改良等のための支出)が適当と考えられます。</p>	R6年度
2	宮城県	<p>【修繕費と固定資産取得支出】 適正化事業を実施しておりますが、ポンプの修繕・用水路の修繕については、収支決算書で適正化事業の修繕科目を使ってきましたが、固定資産取得支出で、固定資産の評価をしなければならぬのですか？ P.26参照</p>	<p>適正化事業では、用排水機場におけるポンプ、動力機器の更新のように、資産価値を高めたり、耐用年数を延伸する工事を実施することも認められますから、収支決算書の支出科目が修繕費であっても、工事内容が資本的な支出に該当するのかが、修繕費に該当するのかは、その内容を踏まえて具体的に判断し、資本的な支出であれば、固定資産取得支出として整理することになります。</p>	R6年度
3	新潟県	<p>【適正化事業で資産増加となる場合】 適正化事業は維持管理事業のための施設の資産増にはならないが、例外的に資産増となる場合もあると聞いた。具体的にどのような場合なのか。</p>	<p>用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新などが当たります。</p>	R6年度
4	福岡県	<p>【適正化事業に該当する処理】 適正化事業ポンプオーバーホール ・配電盤処理確認・・・修繕費で処理致したい。 ・交付金収入、適正化事業費支出が2024年4月であり、R6年度に計上したいのですがいかがでしょうか。</p>	<p>・適正化事業の内容が、配電盤の単純な動作不良に対して、修理やメンテナンスなどの原状回復を施した等であれば、修繕費で処理してよいと考えます。 ・実際の工事は当該年度に実施したが、結果として工事費の支払い、交付金交付が翌年度4月となった場合であれば、当該年度の決算において未払金及び未収金を計上しておくべきではないと考えます。また、収支決算書は、資金収支整理期間を設定しているのであれば、収入・支出の原因が発生した年度(R5年度)の収入・支出になります。</p>	R6年度
5	群馬県	<p>【適正化事業の処理】 適正化の処理が面倒、連合会から交付する書面に補助と拠出分を示して欲しい。</p>	<p>適正化事業は、整備補修事業と防災減機能等強化事業に分かれますが、整備補修事業は、補助分が事業費の60%、拠出分は事業費の30%となります。防災減災事業は、交付時は国の補助分50%、財投資金借入金分50%となります。県土地連からの交付する書面にどのような内容を求めるかについては、県土地連とご相談ください。 なお、会計処理については、各土地改良区に配布済の「財務諸表等作成要領」(125頁～144頁)を参考にしてください。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑤：転用決済金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	宮城県	<p>【転用決済金の内訳】 ③未収賦課金の転用決済金 収入命令書300円を決済金収入としていますが、うち、100円を過年度収入・未収賦課金として収入してはダメなのか。</p>	<p>事例では、転用決済金の算出根拠として未納賦課金を計上して決済金を一括賦課しているため、一旦、決済金として収納の上、その後振り分けていますが、土地改良区の徴収実態として、最初から未収賦課金と将来の維持管理費、償還金を区分して収納することも許容されると考えます。</p>	R5年度
2	愛知県	<p>【転用決済金の中に未収賦課金を含めるか否か】 P5の、未収があるが転用されたときに決済金だけを受け取り、その転用決済金を未収にあてればよい。とありましたが、たまたま転用があり、転用決済金を支払いましたが、未収の賦課金とは違うので、未収分として支払いをしていただき、転用決済金のお金を未収分に当てるのは何か違うかな、と感じましたが、改良区としては損益になりませんか？ また、その方法で組員等は納得しますか？</p>	<p>転用決済金は各土地改良区の地区除外処理規程に基づき算出しますので、これに未収賦課金等が含まれていれば転用決済金という新たな債権が発生したと考えても支障はないものと考えます。土地改良区の会計上の実務として未収賦課金等を転用決済金と別にして納付してもらう方法でもかまいません。</p>	R5年度
3	徳島県	<p>【転用決済金を資金収支整理期間に積み立てる場合の処理】 転用決済金が資金収支整理期間に入金され、これを積立資産計上する必要がある。積立支出を資金収支整理期間に行っているが、その場合、3/31時点で未払金計上せず(収入は未収金計上)実際に積立した日、転用決済金積立資産/現金及び預金の仕訳を計上している。決算注記にて説明しているがその様な処理で問題ないか。(P29の内容に類似)</p>	<p>事例のように、財務諸表において3/31時点での処理を行っていないと収支決算書へは反映されませんので、当該年度に積立資産の反映をされたい場合は、事例のいずれかの方法で行って下さい。</p>	R5年度
4	大分県	<p>【転用決済金収入と積立支出の関係】 ②で「今後の対策」2番を選択する場合、積み立てる決済金(支出)と転用決済金(収入)は同じ額にするべきですか。 積み立てる決済金を多めに予算化してもOKでしょうか。</p>	<p>会計処理事例②の「今後の対策」2番の方法を採って、予算をある程度多めに設定して収支予算書を作成することは可能です。</p> <p>実際の積立時には積立金管理規程に従って積み立てますが、決済金収入を一旦積み立てた上で、維持管理費や借入金の上償還のために取り崩すことになっていけば、積み立てる決済金の額と決済金収入は同額になるものと考えます。決済金を直接、維持管理費等に充当するのであれば、決済金収入は流動資産の現金及び預金として扱われますので、決済金収入と積立金支出は一致しません。積立金管理規程によって予算化する金額が変わることになります。</p> <p>また、積み立てる決済金を多めに予算化することについては、どの程度を予算化するかにもよりますが、転用は賦課金収入として設定した予算の減額に繋がることに留意が必要です。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑤：転用決済金				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
5	高知県	<p>【転用決済金と未収賦課金をまとめるべきか】 地区除外決済金と区別して、(長期)未収賦課金等を調定計上している。当該ページのように調定をまとめないといけないのか？</p>	<p>地区除外決済金と(長期)未収賦課金を別々に納付してもらう方法でもかまいません。地区除外決済金納付後は(長期)未収賦課金を納付してもらうことがより困難になると考えられるので、事例では地区除外決済金の中に(長期)未収賦課金を含めて賦課調定額としています。</p>	R5年度
6	群馬県	<p>【決済金の算出方法】 決済金の算出方法</p>	<p>地区除外に伴う決済金の算定基準の考え方については、国から「土地改良区の地区除外等の取扱いについて」(令和4年12月27日付け4農振第2224号農村振興局長通知)に示されていますから、ご確認ください。その中で、決済金には、確定債権(転用組合員が支払うこととなっていた借入金の未償還分等)のほか、将来の維持管理費も含むことが示されていますが、この期間としては、施設の耐用年数を考慮する方法などが示されています。</p>	R6年度
7	栃木県	<p>【決済金の負担】 県道バイパスに係る道路改良事業で、用地買収や収用された組合員に対する決済金は、宅地等に転用した決済金のように組合員から負担してもらうべきか。それとも、公共事業のため買収されたものなので減免等の処理をしてもよいか。特に、収用に係る場合には、負担をしてもらうことはかなり難しいと考えられる。</p>	<p>一般論として、公共事業による用地買収等であっても土地改良区からの地区除外の場合は、該当組合員は必要な決済を行うことになります。この決済金については、あらかじめ地区除外等処理規程において徴収の例外規定を設ける、又は、その都度、総代会の承認により減免することは認められます。</p>	R6年度
8	愛媛県	<p>【転用決済金の使途】 転用決済金はどういった時に使用できるのか。また、使用(取崩)に必要な手続きは。</p>	<p>転用決済金は、転用農地の地区除外によって残った農地の組合員に不利益を与えないために徴収するものですから、そのような趣旨で使用時期、使途が定まります。また、転用決済金積立資産の取崩しは、積立金の管理運用規程の定めに従いますが、あらかじめ取崩し予定額を予算に計上することが必要になります。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑥：固定資産				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	栃木県	<p>【現有車両を帳簿から落とす仕訳】 ⑥現有の車両を新規入替える場合の処理<8頁> (2)【現有車両を帳簿から落とす】の仕訳を (借方)車両運搬具除却損1/(貸方)車両運搬具1 としては不適当ですか。</p>	<p>車両運搬具除却損としていただいてもかまいません。</p>	R5年度
2	鹿児島県	<p>【車両購入時の税金等の処理】 令和6年度で車両購入を検討しているが、P11(4-2)の 車両100万円は本体価格になるのか？ 税や保険は別仕訳になるのか？ 減価償却は、車両本体価格で行うという考え方で間違 いないか？</p>	<p>車両本体、付属品は車両の取得価額となります。税金、保険料については、その種類が多岐に渡るため一概には言えませんが、多くは費用として処理することができます。リサイクル関連費用については、その他固定資産等の資産勘定で処理します。減価償却については、車両本体と付属品を含めた取得価額で行います。</p>	R5年度
3	埼玉県	<p>【土地を売却する場合の処理】 1筆1円で計上していた改良区所有の土地を売却した 時、実際に売却金額は1円ではなくそれ以上であった 時は財産台帳の金額も売却金額に直した方が良いの でしょうか？その時は過年度修正になりますか？</p>	<p>取得価額が不明であることにより、備忘価額1円を取得価額とみなして貸借対照表に計上していた土地を売却した場合は、売却時においても取得価額が不明である限り、売却に伴い当該土地を売却時の価額(時価)等に評価替える必要はありません。</p>	R6年度
4	鳥取県	<p>【施設用地の公正な評価額】 施設用地の公正な評価額 何を参考にするのですか。</p>	<p>ご質問の事例は、施設用地の一部を売却する場合の処理として会計基準注解4の(2)に基づき、備忘価額1円の土地であっても「公正な評価額」での再評価を行う必要である旨記載したのですが、この場合の公正な評価額とは、客観的に土地の価額を表する公的な指標(公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額、固定資産税評価額、不動産鑑定士による鑑定評価額等)を参考にすることが考えられます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑦：積立資産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	栃木県	<p>【積立金の一時借入金の期中戻し入れ】 ㉔特定資産としている積立金を一時借用(期中で戻し)する場合の処理<P26> 収支計算外出納とするのは不適当ですか。土地改良区の純粋な収入、支出ではなく、予算額、決算額が膨らんでしまうため。</p>	<p>事例㉔は、収支決算書の資金の範囲を貸借対照表の流動資産、流動負債から選択をしている場合を想定しています。この場合は年度内で積立金を戻しますが、収支予算書収支決算書に反映される取引となります。そのため事例㉔では予算化をしています。資金の範囲として資金収支整理期間を設けて収支計算外出納を採用している場合は、必ずしも予算化をする必要はありません。</p>	R5年度
2	栃木県	<p>【積立金一時借用時の期末日時点での帳簿と通帳残高の不一致】 ㉕財政調整積立資産を一時借用(資金収支整理期間内で戻し)する場合の処理<P27> 期末において、財政調整積立資産と通帳残高が一致しなくなる場合は、特定資産に繰越調整積立資産等を設けるべきではないでしょうか。「不一致の説明」は経理の不正を招く恐れがあるため、避けた方がよいと思います。</p>	<p>特定資産に繰越調整積立資産等を設定すれば財政調整積立資産と通帳残高は一致しますが、繰越調整積立資産とした実際の有高はないので、実際の有高と帳簿上の不一致が起きてしまいます。</p> <p>事例㉕の手法を採る場合は、期末日では帳簿上の額と通帳残高(残高証明)が一時的に不一致になりますが、その後できるだけ速やかに資金移動を行い、帳簿上の額と通帳残高を一致させ、監査を行うまでにはその一連の流れが完結して明確に説明できるようにしておくことが重要と考えます。</p> <p>しかし、一時的ではあっても帳簿上の額と通帳残高(残高証明)の不一致となりますので、できるだけ年度内で積立を行うこと、また、翌年度での積立とすることも併せて検討すべきと考えます。</p>	R5年度
3	栃木県	<p>【積立金一時借用時の期末日時点での帳簿と通帳残高の不一致】 ㉗資金収支整理期間内で積立を行う場合の処理<29頁> 期末において、財政調整積立資産と通帳残高が一致しなくなるため、繰越調整積立資産等を計上すべきではないでしょうか。通帳残高との一致を共通認識とすべきではないでしょうか。 3/31(振替命令)繰越調整積立資産100/未払金100 4/20(支出命令) 支出科目:財政調整積立資産積立支出100 複式仕訳 未払金100/現金及び預金100 4/20(振替命令) 財政調整積立資産100/繰越調整積立資産100</p>	<p>特定資産に繰越調整積立資産等を設定すれば財政調整積立資産と通帳残高は一致しますが、繰越調整積立資産とした実際の有高はないので、実際の有高と帳簿上の不一致が起きてしまいます。</p> <p>事例㉗の手法を採る場合は、期末日では帳簿上の額と通帳残高(残高証明)が一時的に不一致になりますが、その後できるだけ速やかに資金移動を行い、帳簿上の額と通帳残高を一致させ、監査を行うまでにはその一連の流れが完結して明確に説明できるようにしておくことが重要と考えます。</p> <p>しかし、一時的ではあっても帳簿上の額と通帳残高(残高証明)の不一致となりますので、できるだけ年度内で積立を行うこと、また、翌年度での積立とすることも併せて検討すべきと考えます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑦：積立資産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
4	和歌山県	<p>【積立金の一時借入をして資金収支整理期間に戻す場合の処理】 会計処理事例集p27財政調整積立資産を一時借入(資金収支整理期間内で戻し)する場合の処理について、解決のポイント①及び②の対応方法は収支計算外出納の処理方法なのか?「※ただし、収支計算外出納」となっているが、それだと何故、命令書に款項があるのか?未払金を立てる必要があるのか?がわかりません。仮に、収支計算内で扱う方法だとすれば、②の対応方法の3/31時点で未払金を立て、財政調整積立資産を元の金額に戻す処理とは、取崩の戻出を意味するのか?それとも、積立支出の未払金という扱いなのか?いずれの場合でも、最後の「財調口座へ資金を戻す」際に、命令書は必要ないのでしょうか?資金移動だけで良いのでしょうか?</p>	<p>事例は、既に、一時借入を収支計算外出納処理していた事例です。財政調整積立資産の一時借入(当該年度内に戻入れ)を収支計算外出納として扱う場合であっても収入命令書により処理し、当該命令書に「収支計算外出納」として扱う旨明記する必要があります。この場合、積立資産の取崩については款・項が設定されているためそれを使用し、扱いを収支計算外とすることを示すため「※」の部分により明示したものです。</p> <p>解決のポイント①は、収支計算外出納と処理したが、年度内に一時借入が解消できなかったために、当初に遡り、収支計算外出納を取り消した処理です。一時借入を取り消しているため積立資産への戻入れは、年度を超えても構いません。</p> <p>解決のポイント②は、収支計算外出納をそのままにして財調への戻入れを行う方法です。未払金を立てることで、期末日時点の帳簿上では積立金を資金取崩前に戻したことにする処理方法となります。この処理の内容は戻入れですが、処理の考え方としては取崩しの戻出(マイナスの収入命令書)ではなく、積立支出の未払(支出命令)だと考えます。マイナスの収入命令書であれば、結果として収支には出ないことになります。帳簿には出すけれども、収支には出さないようにあえて収支計算外と同じ効果を狙ってそのように処理することとは手段としては考えられますが、誤処理ではないため、本来は収入、支出を両建てで処理すべきと考えます。</p> <p>なお、②の方法では収支計算外出納を生かしているため、収支決算書への計上はしていません。結果、複式仕訳のみで対応することとしていますが、積立をすすめるための命令書(収支計算外)は必要です。</p> <p>②の他の方法としては、収支計算内にする方法もあります。当初の収支計算外出納を取り消して収入整理簿に反映させた後に未払金を立てることもできますが、この場合、財調への戻入れには積立を行うための予算計上も必要です。</p>	R5年度
5	和歌山県	<p>【積立金の一時借入をして資金収支整理期間に戻す場合の処理】 当改良区も同じ事例があり、悩んでいます。まずは、整理期間になってしまうが、年度内で戻したい。しかし、決算書や整理簿への反映を考えると、取り崩した資金を戻す際に、積立支出として処理をすると意味(解釈の仕方)が違うように思う。また、事例のように、取り崩した金額と同額を戻すことは出来ず、一部戻すといった状況になる。出来れば、②の対応方法で、本来取崩しが必要であった金額に戻したいが、最後の「資金を戻す」の仕訳はわかるが、処理がわからない。※取崩収入の戻出の未払いという考え方をすることは可能なのか?もしくは、振替処理と資金移動のみで処理をしても良いのでしょうか?(当改良区の会計細則では命令書作成が必要ですが。)</p>	<p>収支計算外出納で財調を取崩し、資金収支整理期間で一部を戻し入れたい場合、P27の解決のポイント①と②の処理方法を併せて行うことで対応可能です。</p> <p>例えば、収支計算外出納で100を取崩して80を戻入れる場合、戻入れる80をP27解決のポイント②のとおり処理します。この処理により、80は財調に戻すことができます。残り20は解決のポイント①のとおり処理をします。当初の収支計算外出納を取消して収入整理簿に反映させることで、資金不足となった20を財調から取崩して対応したという状況を表わすことができます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑦：積立資産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	熊本県	<p>【予算不足で特定資産積立金を取崩す場合の処理】 ④予算が不足する場合における、特定資産積立金を取崩す場合の処理についてですが、取崩収入命令書を作成する前に補正予算の承認を得るべきか。</p>	<p>収入予算は収入行為を制限するものではないため、予算措置は必ずしも必要ありません。ただし、当該取崩収入を財源に執行する支出予算について不足がある場合には、当該支出予算については流用、充用、予備費のいずれかの措置があらかじめ必要です。</p>	R6年度
7	滋賀県	<p>【施設更新積立の必要性】 土地持ち非農家が増えているので施設更新に伴う事前積立に理解が得られにくいと考えられますが、どのように対応するべきでしょうか。</p>	<p>土地持ち非農家であっても将来の施設更新時には負担が発生するわけですから、施設を長く利用する取組と合わせ、施設更新時の更新負担軽減の取組の必要性について説明することが適当と考えられます。</p>	R6年度
8	滋賀県	<p>【施設更新積立計画の考え方】 減価償却費を基に計画しているが、経過年数が長い ため、資材高騰で再建築費が高くなっている場合の計画とはどう考えるべきですか。</p>	<p>将来の施設更新時の費用は、その時点の資材価額や農業土木の技術によるところもありますから正確に設定することは難しいものです。積立期間が短く、積立済額では再建設費に足りないような場合でも再建設時の負担軽減に役立ちますし、何よりも施設更新に対する組合員の理解の助けになります。</p>	R6年度
9	群馬県	<p>【施設更新積立計画の方法】 国営事業で地区調査が始まるにあたり、施設更新積立計画をどのようにいくら行った方が良いのか具体的にご指導下さい。よろしく申し上げます。</p>	<p>施設更新積立計画の方法としては、土地改良区の考え方によって様々な方法が考えられます。対象施設を絞って更新時期に必要な費用を算出し、目標額まで毎年定額を積み立てていく方法もありますし、土地改良区の全ての施設の更新費用に使用できるように、満額ではなくとも積立目標額を設定してそれに向かって積立を行う方法もあります。令和7年度からは土地改良区の経営診断の一環として、県や県土地連が施設更新積立計画へのアドバイスを行うことが予定されていますのでご相談ください。</p>	R6年度
10	宮崎県	<p>【施設更新積立の根拠】 事業負担金がない場合の積立の根拠。</p>	<p>前歴事業において土地改良区負担がない場合でも、将来の施設更新時には負担を伴うことが想定される場合には、更新積立の対象施設となり得ます。</p>	R6年度
11	宮崎県	<p>【土地改良施設台帳の記入方法】 土地改良施設台帳の記入方法については、平成31年2月に農水省から出されたマニュアルがありますが、このマニュアルをさらに詳細に(豊富な事例とともに)解説した資料はないでしょうか。また、このマニュアルをもとにした実務的な研修は行われていないでしょうか。</p>	<p>土地改良施設台帳の記入方法の説明は、農水省から出された土地改良施設の資産評価マニュアル(H31.2)のみと認識しております。また、このマニュアルを基にした研修については現時点では予定されておりませんので、内容を知りたい場合は農政局にお問い合わせ願います。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑧：その他				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
1	宮城県	【指定正味財産の要素】 資料p.9⑦無償で固定資産の提供 「外部から受贈であるが指定正味として扱う要素ではない」とあるが、指定の要素とは何か。	指定正味財産の対象となるのは、寄付者等によりその用途が制約されている資産です。 会計基準注解の注3のとおりです。	R5年度
2	徳島県	【はがきは貯蔵品計上すべきか】 はがきを購入した場合、本土地改良区では貯蔵品への計上を行っていないが行うべきか。(すぐに使用する時)	会計基準別表第1の科目一覧表の「貯蔵品」では、「重要性の乏しいものについては取得時に全額費用処理することも認められる」とあります。すぐに使用することを目的としてはがきを購入するのであれば、貯蔵品として計上しても同日に費用(支出)に振り替えることとなります。これを踏まえれば、貯蔵品への計上は行わなくてもよいものと考えます。	R5年度
3	大分県	【切手等は貯蔵品とすべきか】 切手等(5,000円分程度)は貯蔵品扱いか？ 消耗品ではダメなのか。	会計基準別表第1科目一覧表の「貯蔵品」科目の説明欄には、重要性の乏しいものについては取得時に全額を費用処理することも認められていますので、ご質問の場合でも費用処理とすることが可能と考えます。なお、この際に使用する科目は通信運搬費となります。	R5年度
4	岩手県	【農林年金特例業務負担金処理で使用する科目】 会計処理事例紹介の中で、農林年金特例業務負担金を当改良区は福利厚生費ではなく、「支払負担金」として現在処理しているのですが、福利厚生費として取り扱うべきかどうか	勘定科目は適宜追加できるともされていますが、「支払負担金等」は会計基準上維持管理費に区分されていますから、費用の性格からすれば一般管理費の「福利厚生費」が適当と考えます。	R5年度
5	福島県	【農林年金特例業務負担金の振替処理】 農林年金の長期前納の処理について 令和5年度期首現在の前納分を計上し、それを令和14年3月まで振替処理をしていくとの解釈でよいのでしょうか？	現時点での長期前納分を資産計上し、毎年農林年金から報告される特例業務負担金を当該年度の福利厚生費に振り替えることとなります。	R5年度
6	宮城県	【県営ストマネ事業分担金の処理】 県営事業の分担金について、県営ストマネ事業の分担金も前払金の仕訳が必要ですか？	修繕事業は、支出勘定で処理します。 更新事業の工期が複数年にわたるときは、施設の更新完了時に土地改良区負担分を振り替えますから前払金の方がよろしいかと思います。工期が単年であれば、支出勘定でかまいません。	R5年度
7	宮城県	【ネットバンクを活用した場合の会計処理】 ネットバンクを活用した場合の会計処理について ① 利用料金の勘定科目は「使用料及び賃借料」でいいか？ ② 振込支払した場合の振込先領収書に代わる金融機関の領収書は取引履歴画面のプリントアウトしたもので足りるか？ ③ 利用することにより規定変更は生じるか？	① 款:一般管理費 項:運営管理費 目:支払手数料 です。 ② 支出命令書等会計関係書類の証拠書類は、その処理が真実であることを原因とすることを示せばよいので、領収書がないときはそれに代わるものとして、取引履歴画面のプリントアウトも許容されるものと考えます。 ③ 会計細則は、各土地改良区における会計処理を適切に行うために、処理に戸惑いがあるようなことを明文化するという性格がありますから、ネットバンクによる支出、収入についてもそのような視点から検討していただければと考えます。	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑧：その他				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
8	宮城県	<p>【会計細則に定めがない処理】 請求書に押印がないものや 案件の異なる工事等の一括請求、口座引落等で領収書の発行されないものが増えているが、どのように処理すればよいか？</p>	<p>会計細則に定めがないときは、会計担当理事と相談して処理することになります(会計細則例第8条)。この場合、会計関係書類における証拠書類は、その処理が真実であることを原因とすることを示せばよいとの視点で処理すればよいのではないのでしょうか。なお、民法上は、支払人が受取人に対して領収書の発行を請求することが可能です。前述の支払人より領収書の発行を請求された場合に代金の受取人は領収書を発行する義務が発生します。(民486)</p>	R5年度
9	福岡県	<p>【予備費の充用方法】 予備費からの支出は不可とありましたが、予算額の増減はどのように記載したら良いのでしょうか？</p> <p>記載例 〇〇費 予算 100 → 増 200 予備費から 予備費 予算 100 → 減 0 〇〇費へ</p>	<p>予備費は、支出予算が目的に従って区分される例外として計上されるものですから、直接、支出することは認められず、他の科目に充用した後、当該科目から支出することになります。予備費の充用があったときは、収支決算書の補足説明として作成が必要な「収支決算書に対する注記」において予備費の充用先の科目と金額の記載が必要です(会計基準第5の3、別表第2)。記載方法については、財務諸表等作成要領(P309)を参考にして下さい。</p>	R5年度
10	岩手県	<p>【予備費の充用】 事例集P49 「44 予備費の充用方法」について、予備費を充用して修繕費の予算を増額させた際に例示されているが、この場合、収支決算書にはどのように充用した内容を記載するのか。※予備費の欄と修繕費の欄には、それぞれどのように記載するものか。</p>	<p>予備費の充用があったときは、例えば、収支決算書の充用先の科目の附記欄に「予備費から〇〇円を充用」、予備費の附記欄に「〇〇へ〇〇を充用」と記載する方法が考えられます。 また、収支決算書の補足説明として作成が必要な「収支決算書に対する注記」において予備費の充用先の科目と金額の記載が必要です(会計基準第5の3、別表第2)。 記載方法については、財務諸表等作成要領(P309)を参考にして下さい。</p>	R6年度
11	岩手県	<p>【資金収支整理期間】 事例集P50 「45.3月分の電気代が6月までわからない場合の処理」について、「★資金収支整理期間を設定している場合」、「R5年度の過年度支出科目として計上」とあるが、収支決算書はR5年度の「支出」扱いとし、正味財産増減計算書はR4年度の「経常支出」扱いとすることか。※取り扱う年度が別になるが問題ないか。そもそも「過年度支出科目」の予算計上が難しい。(必要額の把握が困難)</p>	<p>事例集P50の事例は、資金収支整理期間を超えてR5年6月に電気代が確定したため、R5年度の収支決算書に計上するとともに、整理が間に合えば(正味財産増減計算書ではなく)前年度の貸借対照表に未払金として計上した処理事例です。</p>	R6年度
12	長野県	<p>【一括償還について】 事例集の13ページ⑨の一括償還の事例ですが、本来なら繰上償還をしなければならないのでは？ 毎年の分割となると、他の組合員に支払利息を負担させることになり、このような一括償還希望者が何人も出て来た場合、残りの組合員の負担が大きくなるので、当土地改良区では、一括償還は事業終了年度のみ希望をとり繰上償還をして、それ以外は受け付けておりません。</p>	<p>事例集に記載している土地改良区が支払利息をどのように負担しているかまでは承知していませんが、貴土地改良区の方法も処理方法の一つと考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑧：その他				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
13	富山県	<p>【車をリースする場合の処理】 車のリース契約(分割支払金合計¥2,745,600)を行っており、賃借料のみ費用計上しています。リース債務仕訳の必要の有無を知りたいです。</p>	<p>ご質問のリース契約が所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する場合には、売買処理(リース資産・リース債務を計上)が必要です。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する場合には、原則としては売買処理が必要ですが、ご質問のような賃貸借処理とすることができます(財務諸表等作成要領P233)。なお、売買処理とする場合の会計処理については、事例集の事例27(P31, 32頁)のほか、会計研修テキスト(実践編)の取引No.54,55を参照ください。</p> <p>リース契約がオペレーティング・リース取引であれば、賃貸借処理ですからリース債務仕訳は必要ありません。</p>	R6年度
14	滋賀県	<p>【届出印の取扱い】 金融機関に対する届出印の保管者について、保管者が休みの日に印鑑を使用することは問題ありませんか。</p>	<p>会計細則に従わない取扱いは適当ではありません。取扱いの全てを会計細則に定める必要はないと考えますが、印鑑の保管者が不在等規則の例外の取扱いが必要であれば、そのときの処理(代わりに保管する者等)も定めておくことが適当と考えます。</p>	R6年度
15	高知県	<p>【普通預金利息の処理方法】 普通預金利息が毎年8月、2月の第2土曜日に起算される。現在の事務処理は翌営業日のため、伝票起算日と利息起算日(通帳記帳日)が異なる日であるが、翌営業日に起算し、利息起算日を備考欄に記載している。 →事例集P5-①の処理方法のように通帳記帳日を基に起算した方がいいのか。現在の処理方法を継続しても問題ないか。</p>	<p>伝票の日付は通帳記帳日とすることが望ましいと考えますが、現在の処理方法でも、通帳残高と帳簿残高の相違の理由を説明ができるようになっておけば対応可能と考えます。</p>	R6年度
16	広島県	<p>【給与振込をする場合の処理】 JAから給与振込をする場合、振込日の数日前に手続きが必要であり、通帳を確認すると手続きの日(A)に引き出し処理されているが、相手方に振り込まれる日は指定した振込日(B)で処理されている。土地改良区における出金日はA, Bのいずれで処理することが適正ですか。</p>	<p>通帳から出金があった日(A)で処理することが適切と考えます。</p>	R6年度
17	北海道	<p>【インボイス登録について】 当区にとって、インボイス登録をすべきメリットを感じられず、登録を控えている状態である。他区に確認したところ、登録している改良区もある模様。改良区として登録すべきなのか、どうなのか教えてほしい。</p>	<p>現在、課税事業者ではない土地改良区がインボイスを発行するために課税事業者となることについては、今後消費税の申告・納付が発生し納税事務の負担が増えるデメリットがある一方、インボイスを発行しないときには相手先において仕入税額控除ができないデメリットがあり、運営状況によって一概には言えませんから、今後の運営も考えメリット・デメリットについて見極めて判断することが必要と考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

2. 会計処理事例紹介 / 質疑テーマ⑧：その他				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
18	群馬県	<p>【電子化について】 農林水産省、土連は伝票の電子化について、現在どのように考え、今後の対応案はあるのか。</p>	<p>農林水産省においては、伝票制度の採用、伝票の電子化については、会計処理体制や会計システムの実態に応じた土地改良区の判断に委ねる方針と承知しています。全土連としては、会計関係書類の作成、保存等の電子化の流れは不可避ですから、対応が可能な土地改良区から電子化を進めることが適当と考えます。</p>	R6年度
19	滋賀県	<p>【国庫返納対象となる収入】 発電事業特別会計の保険金収入や積立金の取崩収入等、売電収入以外の収入について、国庫返納の対象になる収入はありますか。</p>	<p>国庫納付の対象額の算定における収入は、売電収入及びその他収入(利息等)とされています(発電事業会計の手引き(令和6年4月)(農村振興局整備部水資源課))。保険金収入、積立金取崩収入等具体の収入について算定に使用されるかどうかは、地方農政局の所管課(水利整備課)にご相談ください。</p>	R6年度
20	高知県	<p>【固定買取価格の動き】 再生可能エネルギー事業に係る「固定買取価格」の今後の動きを知りたい。</p>	<p>資源エネルギー庁のホームページには、固定買取価格について決定している将来の年度までは掲載されており、現時点では、2025年度～2026年度までの価格が掲載されていますが、これ以降は今後決定されると思われますので、随時ホームページ等をご確認ください。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ①: 財務分析指標				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	三重県	<p>【新たな財務分析指標案の視点】の参考値 新たな分析の視点(P187-193)の参考値はどう評価すればよいか。例えば、1-10は2.3%になっているが、これで大丈夫か。</p>	<p>参考値は、「北海道、水田受益主体土地改良区」(4地区)の平均値ですから(P194参照)、改良区の地区面積、財政規模の相違を踏まえて参考にして下さい。今年度、これを全国を対象として標本数を増やし改めて算出することとしています。</p> <p>なお、更新積立資産保有度(1-10)は、減価償却累計額に対する施設更新積立資産額の割合を示す指標ですから高いことが望ましいのですが、それが低いときには、更新時における対応の検討が必要となります。</p>	R4年度
2	島根県	<p>【貸借対照表分析の流動資産比率について】 貸借対照表の分析の⑥短期的な支払い能力はあるか?の内容について、公庫等長期借入金を短期借入金に振り替えると流動負債が大きくなりすぎてしまうため流動化率が極端に悪くなるが、それは仕方がないという判断なのか。(償還の額が大きいため)積立資産を多く持つより、流動資産を多く持つ形が理想ということなのか。</p>	<p>御記載の状況では、おっしゃるように流動資産比率が芳しくない数値で表れることとなりますが、これは借入金償還に伴うことですので、償還金を除いた流動資産比率も併せて考えてはみてはいかがでしょうか。公庫等の借入金償還は、約定に基づく償還計画が立てられ、当該年度の特別賦課金収入等の見込みが立っていれば特に問題にする必要はありません。</p> <p>また、積立資産と流動資産のバランスは各土地改良区によって異なると考えます。流動資産が多ければ日常の経営が安定することに繋がります。借入金償還などのように弁済が確実なものは、流動資産ではなく、減価積立資産などのような特定資産として保有することが適当です。</p>	R4年度
3	宮崎県	<p>【運営資金の必要最低額の考え方は発電会計も同様か】 P186 ポイント⑤について 次年度繰越金は運営資金最低3カ月必要と説明があったが、発電会計も同様でいいのか? 国庫納付算定対象とはならないのか?</p>	<p>次年度繰越金は国庫納付算定対象額に直接影響するものではなく、手引きの充当順位に従って充当してもなお余剰が生じたときに国庫納付が発生します。</p>	R4年度
4	鹿児島県	<p>【土地改良区基準での財務分析指標】 一般企業に準拠したものでなく、土地改良基準でのBSシートの財務分析指標を示して欲しい。</p>	<p>土地改良区の事業活動は、賦課金、補助金により組合員サービスを提供することであり、これを安定的、効率的に行えるかの指標は企業の経営分析指標を参考にしてつつ、土地改良区の運営内容を反映させることが必要と考えられます。御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	R4年度
5	鹿児島県	<p>【補助金交付を前提とした財務分析指標等】 国営又は県営の土地改良事業のように、行政からの補助金等が交付されることを前提とした財務分析の指標、施設更新等積立の基準を示して欲しい。</p>	<p>分析指標は現在の財務諸表から作成しますが、これを活用する際、将来の行政の補助をどのように考慮するかは、それぞれの土地改良区の実態に応じて判断していただきたいと考えます。更新積立は、現在の施設と同様なものを同様な補助率で更新することを前提として取り組むことが現実的と考え、分析指標や更新積立事例をお示ししています。</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ①: 財務分析指標				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	鹿児島県	<p>【不納欠損引当金の指標等】 長期未収賦課金にかかる不納欠損引当金の指標値・参考値がないか。</p>	<p>不納欠損処理する未収賦課金の額は、土地改良区の徴収実績等を踏まえて判断するほかないと考えており、全国一律の指標値、参考値をお示しすることは困難なことを御理解願います。</p>	R4年度
7	沖縄県	<p>【施設更新積立資産保有度率の適正值】 テキストP.191 1-10 施設更新積立資産保有度について、保有度率はいかほどが適正ですか。</p>	<p>保有度率が常に100%であれば、土地改良区負担分から算出された減価償却費分を満額施設更新積立金としていること表れですので、施設更新時への費用負担に關しての安心要素になると考えます。 また、100%以上に積み立てておけば補助金等分から算出された減価償却費分を積み立てていることになり、施設更新時の費用負担において借入金を最小限に抑えられると考えます。 これらのことから保有度率100%を適正值と捉えることもできますが、土地改良区ごとの体力に応じた積立設定を行って下さい。</p>	R4年度
8	宮城県	<p>【各指標の具体的な数値】 各分析の指標について、業種により様々だと思われるが、土地改良区の場合、どの程度の指標が良好と評価されるか具体的な数値を次回以降の研修会等で示していただきたい。</p>	<p>土地改良区の運営の態様は様々なことから、指標を妥当な数値でもって示すことは難しい面があります。お示しするのは平均的な「参考値」ですが、分析の事例を積み重ねることにより、それぞれの土地改良区が望ましい形を掴んでいくことになろうと考えます。</p>	R5年度
9	群馬県	<p>【財務分析から算出される基準】 財政分析から適正な賦課金、決済金を算出する基準を策定して欲しい。</p>	<p>それぞれの団体により運営状態が違うので一律に示すことよりも各団体ごとに基準を決めることが重要と考えます。</p>	R6年度
10	滋賀県	<p>【目安となる指標数値】 業種や規模によって流動比率等は異なることから、具体的な目安数値(≠平均値)を示してほしい。</p>	<p>流動化比率については200%が目安(活用の手引きP3)、100%を下回ると資金ショートを起こすおそれ(P24)というように、可能な限り数値で記載されていますが、各指標の「財務分析を行いましょう」の「分析結果の着眼点」等における記載を参考にさせていただければと考えます。</p>	R5年度
11	大分県	<p>【目安となる指標数値】 安全性分析で、安全-2, 4, 5, 6, 7, 9, 10は目安の数値はないか。平均値なら良いのか。</p>	<p>土地改良区の運営内容は様々ですから各指標について妥当な水準は示されていませんが、各土地改良区では、財務諸表から算出される指標値について、過去数年分の経年変化を見たり、今後の傾向を予測して、運営の健全化に取り組んでいただきたいと考えます。 手引きでは、各土地改良区の実績の参考になるように、地帯、地目、面積規模で同様の土地改良区の指標値の平均が「参考値」として示されています。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ①: 財務分析指標				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	滋賀県	<p>【土地改良区に特に必要な指標】 土地改良区という特殊な法人形態に適合した指標は、特にどの指標か。</p>	<p>「土地改良区における財務分析の活用の手引(第1版)」に記載された指標は、土地改良区の法人形態を考慮して作成されているものと承知しています。 更新事業への備えという視点から見るときは、土地改良施設減価償却率、施設更新積立資産保有率に着目しますし、賦課金の収納という視点では賦課金納付率や不納欠損比率を経年的に見ることが重要となります。</p>	R5年度
13	愛媛県	<p>【財務分析とその結果に応じた対策】 財務分析とその結果に応じた対策を具体的に示していただくことは可能か。</p>	<p>土地改良区の規模運営内容等様々ですので、示された指標は参考とし、貴区の複数年の経営実態も勘案の上、それに基づいた運営上の課題等を把握することが重要です。</p>	R6年度
14	福井県	<p>【維持管理費の支出】 維持管理費は積立も支出も「0」である。今後も比率は「0%」で推移する予定であるが良いか。</p>	<p>現在維持管理費の支出がない場合でも、管理している施設がいずれ老朽化し、大規模補修等が必要になることを踏まえ、それらの時期を想定し、土地改良区負担への対応等について検討の上、組合員へ説明していくことが望ましいと考えます。</p>	R5年度
15	福井県	<p>【維持管理費の支出財源】 維持管理費の財源は何を当てるのか。賦課金の増額は不可能である。</p>	<p>施設の更新・積立計画の検討に当たっては、それぞれの土地改良区の実情に応じて、決算剰余金(次年度繰越金)、転用決済金積立、財政調整積立金を利用することも可能と考えます。</p>	R5年度
16	山形県	<p>【減価償却費を除外した分析】 経常支出に占める所有土地改良施設の減価償却額の割合が58%と際立って高いのでコスト性の3指標が10%未満と低くなるが、減価償却費を除外して検討してみるべきか。</p>	<p>減価償却費を計上したままでもコスト性の経年変化をみる意味はありますが、減価償却費を除いた経常支出で分析をすることも可能であり、減価償却費を除いた経常支出を使用することで、より事業の支出配分が見えてくるものと考えます。</p>	R6年度
17	群馬県	<p>【減価償却費が多額になる場合の分析】 施設の減価償却費が大きすぎて、当期経常増減額が黒にはなれないと思う。その場合、単年度収支は問題ないとした場合、どのような指標があるのか。</p>	<p>減価償却額が多額になる場合であっても、例えば、指定正味財産である所有土地改良施設が多いときは、公費分は指定正味財産から一般正味財産への振替額として、所有土地改良施設受贈益や受取補助金などで経常収入に計上されますから、これを加味すれば、指定正味財産に係る収入と支出はプラスマイナスゼロとなります。この状況で当期経常増減額がマイナスということは、それが実態という結果になります。</p> <p>減価償却が多額の場合を判断する財務分析指標としては、土地改良施設減価償却率がありますが、単年度収支上、均衡していて問題なしとされた場合の経営上の問題点の把握手法としては、次のような考え方があります。それは、収支決算書において、通常の事業活動支出を通常の事業活動収入で賄っているか、積立金を取崩して支出に充てていないか、通常の事業活動でプラスを出して積立金に回す等将来見た収支構造となっているか等を確認するもので、検討してみたいかがでしょうか。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ①: 財務分析指標				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
18	愛媛県	<p>【不納欠損比率の目安】 不納欠損比率について、5年で時効のため、20%程度と考えていたが、テキストの土地改良区財務分析活用事例集P38の11.2%で高いとの説明でしたが、指標を教えてください。</p>	<p>不納欠損比率は、未収賦課金額に占める当期の不納欠損額を比率で把握する指標ですが、具体的な目標値は設定しておりません。賦課金の未納が常態化している土地改良区においては、そもそも不納欠損が生じないよう、賦課徴収体制の見直しを行い、時効の更新等の債権管理の措置を講じながら、最終的に全額が納付されるよう尽力することが重要です。</p>	R6年度
19	岩手県	<p>【財務分析を行う際の参考値】 土地改良区財務分析を行いたいのが当改良区の参考値はどこから把握すればよいのか？</p>	<p>【財務分析編】テキストに、財務分析の具体的指標と各指標の参考値、財務分析事例を掲載しておりますので、貴土地改良区の運営状況や事業活動の実態を踏まえてご活用下さい。</p>	R6年度
20	三重県	<p>【負債がない場合の指標】 「安全性分析」の指標について、負債がない場合でも、負債に関する数値を算出しないといけないうか。</p>	<p>負債がない場合、負債が関係する指標は使用しなくて結構です。この場合、負債がない状態で各種資産が運営を継続していくことに十分足りているかについては留意する必要があると考えます。</p>	R6年度
21	熊本県	<p>【指標に用いる項目】 指標表を作成する時に、一部特殊な改良区では、指標の計算元の項目がない場合がある時はどうすれば良いか。</p>	<p>土地改良区として活用したい指標があり、計算に必要な項目がない場合は、他の項目の実態を考慮して代わりに活用(例えば、特定資産の施設更新積立資産ではなく、基本財産の事業積立金等を積み立てている場合は当該積立金とするなど)して算出することが考えられます。</p>	R6年度
22	宮崎県	<p>【人件費と維持管理費に該当する項目】 P75 ⑤人件費 ⑥維持管理費とは具体的にどのような項目が入りますか？ たとえば支払保険料(役員保険、傷害保険など)はどちらですか？合同事務所の負担金は？作業日当や作業時お茶などは維持管理費？など迷うので細かく分けて教えてください。</p>	<p>土地改良区における財務分析の活用の手引き(第2版)及び土地改良区財務分析活用事例集においては、土地改良区会計基準別表第1の科目一覧表に基づいて、分析対象勘定科目を判断しています。 ご質問の支払保険料については、役職員の社会保険料等として認識できる要素であれば人件費に含まれると考えます。また、合同事務所の負担金に関しては一般管理費の事務所費、作業日当は人件費、作業時お茶代はその内容によって維持管理費か一般管理費に分かれるものと考えます。 いずれの内容にしても、その実態に合わせて分析対象科目に配分するようにしてください。</p>	R6年度
23	熊本県	<p>【流動比率を上げる方法】 財務分析をやってみたが、流動比率が100%を切るなど厳しいものがあった。 上記比率を上げるためには、どのような対策があるか。</p>	<p>例えば積立資産を取り崩し、現金化して流動資産とする、または流動負債を減らすための運営改善等が考えられますが、流動比率が100%未満であっても、借入金の償還の原資が確実に確保できる状況である等、運営に影響が生じていなければ、財務状態が健全でないとは必ずしも言い切れないので、数字だけにとらわれず、幅広い視点から財務状況を判断していただければと考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ②: 土地改良施設更新積立				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	滋賀県	<p>【賦課金支払者について】 事例1～4の改良区について、それぞれの賦課金は所有者・耕作者のどちらが支払っているのですか。</p>	<p>事例地区の組合員が所有者か耕作者のいずれであるかは確認していませんが、准組合員制度を活用することも考えられますから、地区の実態に応じていずれの者にも負担させることが可能です。</p>	R4年度
2	宮城県	<p>【施設更新積立金の考え方】 減価償却分の積み立てについて 施設を更新する際に残価があれば、毎年度減価償却分又は一定額(定額法により)を積立することとしていますが、通常、取得価額は補助金を除いた土地改良区負担分だけです。それに見合った積み立てを行うこととなると思います。 それを踏まえて考えると減価償却で0円(備忘額で1円)になった際の積立額は取得価額と同額となりますが、取得価額は土地改良区負担分(補助残分)となるので、施設全体を更新するには必然的に不足すると思います。(補足:造成時の金額では、設備の単価等も上昇しており部分的な更新も同様に積立額の不足が生じている状況) そうした中で減価償却とその積み立ての考え方は、マニュアル通り(会計研修テキストP223)の考え方で問題ないでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり、現実の更新費は、更新時点における土木技術、資材費等に左右されますから正確に見積もることはできませんし、更新事業をどのような補助事業で実施するかも確定できません。減価償却費相当額、あるいは一定額を積み立てるのは、新たに積み立てる場合の一つの合理的な目安とする意味合いがあります。土地改良区の体力に応じて積立額を決定することも重要です。</p>	R4年度
3	静岡県	<p>【土地改良施設更新積立金と減価償却】 (P81)指定正味財産を国補助で購入し、今まで圧縮記帳として処理していたものが、減価償却対象となることは大きな前進です。 (P83)この中の18円は減価償却として、一般正味財産に振り替えられますが、每期その額に相当する額を施設更新積立金(銀行定期預金等)として積立てる必要があると考えますが、どうか。具体的施設としては、太陽光発電施設等が考えられます。 (P137)</p>	<p>御指摘のとおり、土地改良施設の減価償却費分を実際に積み立てていくことで施設更新費用とすることが理想のイメージと考えます。 各土地改良区ごとの体力に応じた積立計画を立て、それを実行することが必要と考えます。</p>	R4年度
4	静岡県	<p>【土地改良施設更新積立金の不足分】 設備更新では計画的に資金積立てを行うと共に不足分を国、県などの補助制度を利用することになると思いますが、両方を管理する方法を教えてください。</p>	<p>現時点では、国、県の補助金が約束されるものではないので、更新積立における積立目標額を施設建設時の国、県補助金額と同額が補助されると見込んで積立計画を立てることになります。</p>	R4年度
5	静岡県	<p>【土地改良施設更新のための積立例】 積立をする具体の方法の例はありますか。賦課金でしょうか。</p>	<p>賦課金としての徴収も考えられますし、転用決済金積立や毎年度の余剰金の一部を利用して更新積立とすることも可能です。 ※テキストP225参照</p>	R4年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ②: 土地改良施設更新積立				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	富山県	<p>【発電会計から繰出した維持管理費の使用先】 発電収入を土地改良施設の維持管理費として一般会計に繰り出し、土地改良施設更新積立を行うことは可能か。</p>	<p>一般的には、発電収入をどのような用途に使用するかは土地改良区の裁量によりますが、国の補助金等の交付を受けて設置した施設については、国庫納付との関係で使途に配慮が必要な場合もあります。この取扱については、条件の緩和もされているようですので、農政局に御確認下さい。</p>	R4年度
7	三重県	<p>【施設更新積立金の目安】 施設更新費用の積立金額の目安はありますか。</p>	<p>毎年度の施設の減価償却費相当額を、実際の積立金額とすることが考えられます。</p>	R4年度
8	鹿児島県	<p>【施設更新積立の考え方】 施設更新等積立資産と減価償却累計額が整合しない場合の積立に関する考え方や積立方法を示して欲しい。</p>	<p>現実の更新費は、更新時点における土木技術、資材費等に左右されますから正確に見積もることはできませんし、更新事業をどのような補助事業で実施するかも確定できません。減価償却費相当額、あるいは一定額を積み立てるのは、新たに積み立てる場合の一つの合理的な目安とする意味合いがあります。土地改良区の体力に応じて積立額を決定することも重要です。</p>	R4年度
9	鹿児島県	<p>【土地改良区負担のない管理受託施設の更新計画】 土地改良区負担のない施設の管理委託を受けている場合、どのように更新計画を立てたらよいか。土地改良施設使用収益権は当初から1円で計上される為、減価償却もできない。</p>	<p>施設の更新時に土地改良区負担がないことが確定していなければ、地方財政措置のガイドラインによる補助残を基礎とすることも一つの方法になります。また、更新積立は、施設の再建設のほか、農家負担が想定される大規模修繕や数年に一度の整備補修に対する備えとしても使えますから、これに係る農家負担の実績などを考慮することも考えられます。</p>	R4年度
10	静岡県	<p>【更新積立資金の財源の捻出】 事例の中では多くの土地改良区で更新工事の積立金を行っているようでしたが、どのように積立費用を捻出しているのか知りたいです。 当改良区では積立資金の確保が難しい状態です。現在工事の負担金については借入をしています。</p>	<p>賦課金の一部として更新積立資金を徴収している地区もあります。この場合は賦課金を上げることになりまので、その根拠を明確に示し、組合員の理解をいただいた上で実践しているようです。また、この方法以外にも日々の支出を抑える工夫として、無駄な出費がないか常に意識をしたり、新たな附帯事業収入の検討を行っている地区もあります。 このような工夫は、財務分析の結果を参考にしたり、収支決算書からも支出を抑える要素を見い出すことができると考えます。</p>	R6年度
11	三重県	<p>【施設更新積立資産保有比率と実際の再建設費との乖離】 「施設更新積立資産保有比率」で減価償却累計額との比率では、実際に再建設費とは乖離があり、現実的ではないと思われまます。(テキストP85)</p>	<p>ご指摘の通り、実際の施設更新は、更新時点の農業土木技術や資材費によっても変わりうる性格を有しています。本比率はこのような状況も踏まえた概定であることをご理解いただき、一つの目安としてご使用いただければと考えます。</p>	R6年度
12	大分県	<p>【施設更新積立資産へ資金移動すべきか】 施設更新積立資産保有率は0%である。財政調整積立資産での対応を考えているが、こちらに回した方がよいか。</p>	<p>特定資産は、それぞれの積立規程に基づき処分されることとなりますので、施設更新のための費用として確実に活用を図るためには、施設更新積立資産として計上することが適当と考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ③: その他				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福井県	<p>【参考値対象地区数】 サンプルとなった土地改良区224のうち当事務所と同じ中規模のサンプル数はいくつですか？</p>	<p>全国224地区のうち、48地区が中規模土地改良区としてのサンプル数です。</p>	R5年度
2	福井県	<p>【参考値調査について】 サンプルは正規分布となっていますか？なっているのであれば各データの標準偏差はいくつでしょうか？</p>	<p>本調査は統計学に基づく調査ではなく、平均値を求めるために行った調査となります。</p>	R5年度
3	滋賀県	<p>【単式簿記を継続する場合の財務分析】 分析には、貸借対照表と正味財産増減計算書の数値のみを利用するので、貸借対照表と正味財産増減計算書が重要な書類であり、単式改良区では、分析できないのではないかと。</p>	<p>土地改良区会計基準では単式簿記は当分の間のものとされており(会計基準附則)、行政においても、複式簿記に誘導していくことが重要と考えられます。 単式簿記の場合であっても貸借対照表は作成することとされていますし、現在示されている分析指標の中には収支決算書、事業報告書の金額から算出されるものや指標の趣旨を踏まえて他の数字に置き替えて利用できるものと考えます。何らかの形で、土地改良区の運営改善に取り組んでみる必要があると考えます。</p>	R5年度
4	大阪府	<p>【土地改良区が財務分析を行う意味】 全国の土地改良区の規模等を見ると、私どもの改良区は50戸・64ha程度の規模で財務分析をする意味がありません様に思われます。</p>	<p>土地改良区が将来にわたって事業を継続していくためには、過去の財務状況を把握することで問題課題を明らかにし、その対策を将来に活かすことで健全な経営をしていくことが必要ではないでしょうか。 これは、規模の大小、組合員の多寡にかかわらず、どの土地改良区にも当てはまることではないかと考えます。 今回のテキストが皆様の健全な経営に少しでもお役に立つことになればと考えております。</p>	R5年度
5	大分県	<p>【監査での財務分析の必要性】 財務分析は監査時に必要か。</p>	<p>監事による監査の目的は、土地改良区の財産の状況や理事の職務の執行状況を監査することですから、土地改良区の運営の健全化の視点を持つことも重要と考えられます。 監査を受ける理事や監査する監事の考え方にもよりますから強制されているものではありませんが、既に公表されている財務諸表から導かれるものですから、可能な限り、役員間で情報を共有することが望まれると考えます。</p>	R5年度
6	三重県	<p>【特別会計を設定している場合の財務分析】 特別会計がある場合、会計別で算出するのか、合算でするのかどちらの方が良いでしょうか。</p>	<p>特別会計を設定している場合、それが一般会計に影響するような状況であれば(一般会計へ繰り出したり一般会計からの繰り入れをする等、一般会計とのやり取りが発生する場合)、総括表の数字を使用して土地改良区全体の財務分析を行うことが必要と考えます。</p>	R6年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ③: その他				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
7	愛媛県	<p>【単式簿記での財務分析】 単式方式の改良区は正味財産を作成していないが、分析は必要ですか。</p>	<p>期末一括仕訳の地区であっても、貸借対照表や事業報告書を活用した分析指標は対応可能なので、土地改良区の現状や運営の具体的な課題を把握する上で財務分析をお勧めします。</p>	R6年度
8	福岡県	<p>【農地転用による転用決済金】 「都市部に位置する～農地転用・・・とありますが、その場合、転用協力金等をもたらしていますか？もらえますか？ 転用すると次回から賦課金が入ってこない。全国例をご教示下さい。</p>	<p>農地転用により土地改良区の地区から除外する際には、転用決済金(又は地区除外決済金)として、将来の維持管理費等に充てるための費用を徴収していることが一般的です。また、農地転用により宅地にしたときは、そこからの排水を土地改良区の施設が受け入れれば、他目的使用料、排水協力金などの名目で受け入れることがあります。事例の地区では、地区除外に際し転用決済金を徴収し、宅地化された後の家庭雑排水の受入については、市町村が助成金を支払って負担しています。</p>	R6年度
9	埼玉県	<p>【ユニークな収入源】 分析ということではないのですが、全国の改良区の財務を見てこられて、ユニークな収入源を教えてくださいましたら幸いです。</p>	<p>財務分析という視点とは別に、全国の土地改良区の運営を見てみると、「ユニークな収入源」と考えられるのは、河川に架けた農道橋の通行料の徴収、水路橋からの放水の観覧料の徴収のほか、「〇〇市(いち)」の開催等の活動もありました。</p>	R5年度
10	滋賀県	<p>【土地改良施設更新積立時のインフレ率等の変動】 インフレ率及び補助率の変動はどうするのか。</p>	<p>施設の更新時期・内容は、それまでの管理の状況や更新時点の土木技術等により変わりますし、その時点においてどのような補助事業があるかは想定できませんから、配布資料では、更新事業費や補助率は、現行施設の取得費、補助率と同様と仮定した上で、機能保全計画等でより新しい情報があれば置き替えることとしています。 なお、施設更新事業等に要する費用は、具体的に以下のような特徴があることを理解しなければならないと思います。</p> <p>①予測困難性 土地改良施設の更新時期や具体的な修繕や更新が必要な箇所について事前に正確に予測することが難しい場合があります。 土地改良施設の老朽化や使用状況によって、更新の必要性や費用も変動することがあるので慎重な対応が必要です。</p> <p>②費用の変動 施設の更新に伴う費用は、時期や規模によって変動します。 材料費や人件費、設計費、施工管理費など複数の要素が関与し、経済情勢や市場価格の変動によって影響を受けます。</p> <p>③長期間にわたる支出 土地改良施設の更新は一度の出費だけではなく、施設の耐用年数が長い分長期間にわたって継続的に発生する支出です。 このため、定期的な維持管理や部分的な修繕に加えて、定期的に大規模な施設の更新が必要となる場合があります。</p> <p>④残存価値の考慮 施設の更新においては、既存の施設の残存価値や将来の使用価値を考慮する必要があります。施設の改修や更新によって、施設の寿命を延ばし、機能性や安全性を確保することが求められます。</p>	R5年度

令和4年度から6年度 統合整備推進研修(会計研修) 質疑一覧表

3. 財務諸表等を活用した財務分析の方法 / 質疑テーマ③: その他				
番号	都道府県名	質 問	回 答	備 考
11	滋賀県	<p>【インフレを想定した土地改良施設更新積立の手順】 現下のインフレを想定、加味した積立手順を教えて欲しい。</p>	<p>インフレを考慮した積立手順を策定することは重要で ず。以下に、考えられる手順を示します。</p> <p>①インフレの予測と分析 現在の経済状況を分析し、将来のインフレ率を予測 します。経済専門家や予測情報源からの情報を活用 します。</p> <p>②コストのインフレ対応 施設更新や維持にかかるコストをインフレを考慮に 入れて再評価します。将来の価格上昇を見越して、よ り正確な予算を立てます。</p> <p>③積立目標の見直し インフレの影響を考慮し、積立目標を適切に設定し ます。将来のコストに対応できるように、必要な資金を 見積もります。</p> <p>④リスク管理と保険 インフレによるリスクを考え、保険やリスクヘッジの仕 組みを導入します。将来の予算の変動に備えて備え ておくことが重要です。</p> <p>⑤資金運用の柔軟性 積立資金の運用方法を柔軟に考えます。リスクを分 散し、リターンを最大化できるような運用戦略を採用し ます。</p> <p>⑥定期的な見直しと評価 経済状況やインフレ率の変動に応じて、積立計画を 定期的に見直し、必要な調整を行います。</p> <p>⑦予備資金の確保 予期せぬコストの発生に備えて、積立資金に予備資 金を設けます。</p> <p>⑧専門家の意見の聞き取り 経済や財務の専門家の意見を取り入れることで、積 立計画の適切性を確認します。</p> <p>⑨リスクの最小化 インフレによるリスクを最小化するために、適切なリス クマネジメント戦略を採用します。</p> <p>これらの手順を通じて、インフレを考慮した積立計画を 策定することが可能ですが、まずは、財務諸表、補 助簿から得られる情報(再建設の時期、取得費)を踏 まえた積立計画を策定して、土地改良区の体力(積立 可能額)に応じた取組を始めることが重要と考えます。</p>	R5年度

